

## 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

<b>所管府省名</b>	厚生労働省	※平成27年4月1日に医薬基盤研究所と統合し医薬基盤・健康・栄養研究所に改称
<b>法人名</b>	国立健康・栄養研究所	

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	該当なし。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	●管理部門について、平成23年度に係長職1名の人員削減を行い、業務の効率化を図りつつ併任により対応した結果、人件費約8,000千円を削減した。 また、平成24、25年度には「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)」に基づく国家公務員の給与の見直しに準じた措置を実施した。 さらに、平成27年度には独立行政法人医薬基盤研究所との統合に伴い、職員を4名を削減した。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。  このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	該当なし。

3. 取引関係の見直し  
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

●契約状況の点検・見直しについては、  
①仕様書は、業務内容を具体的に分かりやすく記載し、特定の者が有利となる仕様にならない。  
②発注単位は、発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位となるよう配慮する。  
③公告期間は、可能な限り土、日、祝日を除いて20日間を確保する。  
これらを踏まえ一般競争入札を実施しているところである。  
また、一者応札であった契約については、原因を確認するとともに、参加要件及び公告期間の見直しを行い、より多くの業者が参加できるように改善に努めている。

【平成22年度実績】  
(金額ベース(単位:円))  
一般競争等16,851,376円(92.7%)、競争性のない随意契約1,329,264円(7.3%)  
(件数ベース(単位:件))  
一般競争等7件(87.5%)、競争性のない随意契約1件(12.5%)

【平成23年度実績】  
(金額ベース(単位:円))  
一般競争等9,144,334円(87.7%)、競争性のない随意契約1,278,774円(12.3%)  
(件数ベース(単位:件))  
一般競争等5件(83.3%)、競争性のない随意契約1件(16.7%)

【平成24年度実績】  
(金額ベース(単位:円))  
一般競争等33,919,225円(100%)、競争性のない随意契約0円(0%)  
(件数ベース(単位:件))  
一般競争等9件(100%)、競争性のない随意契約0件(0%)

【平成25年度実績】  
(金額ベース(単位:円))  
一般競争等11,382,000円(91.7%)、競争性のない随意契約1,029,078円(8.3%)  
(件数ベース(単位:件))  
一般競争等4件(80%)、競争性のない随意契約1件(20%)

【平成26年度実績】  
(金額ベース(単位:円))  
一般競争等62,811,472円(94.3%)、競争性のない随意契約3,825,360円(5.7%)  
(件数ベース(単位:件))  
一般競争等14件(93.3%)、競争性のない随意契約1件(6.7%)

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p>	<p>● 契約監視委員会において契約に係る事前・事後の審査を行い、契約の適正性に関する事後評価を実施しているところであり、契約の改善状況のフォローアップ及び調達情報等をホームページにて公開している。</p>
<p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p>	<p>また、調達情報については、競争性のない随意契約及び一般競争入札ともに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称及び契約金額について公表しており、競争性のない随意契約においては併せて再就職の役員数も公表している。また、HPの更新については、契約締結後に速やかに実施しているところである。</p> <p>なお、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け事務連絡)を受け、その内容をHPへ掲載し周知している。</p>
<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>・当研究所においては、該当する特定関連会社、関連法人及び関連公益法人はない。</p> <p>・当研究所においては、当研究所の役員を経験した者が再就職している、又は課長相当職以上の職を経験した者が役員等として再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当研究所との取引高が3分の1以上の一定の関係を有する法人との取引等はないが、公表対象となる取引等が発生した場合には、公表することとしている。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>● 研究所内の共用利用機器の相互利用に努めるなど類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図っているところである。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● 調達に係る仕様書について、特定の業者に有利になることがないように見直しを行っており、契約監視委員会及び契約審査委員会において、審査している。</p> <p>また、調達方式について検討を行い、リース方式が当所に有利である場合、当該方式を採用した(複写機等)。</p> <p>さらに、研究機器等の調達の際には、他の研究機関での購入実績等を確認することなどにより、適正価格の把握に努めている。</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 毎年、「国民健康・栄養調査データ入力業務」について、一般競争入札により契約を締結している。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 契約監視委員会等において、契約案件を対象に契約方式の適切性及び仕様書の内容を審査している。 平成26年度実績 ・契約監視委員会 1回開催 審議案件11件 前回1者入札となった調達について、次回以降、入札説明会を行う等の努力をする。</p>
<p><b>4. 人件費・管理運営の適正化</b> <b>① 人件費の適正化</b></p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 法人の長、理事及び監事の報酬について、総務大臣が定める様式により公表する。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準については、監事による監査及び評価委員会(平成26年度まで)により、国の給与水準と比較して、年齢、地域、学歴面等から総合的に検証され適正であるとの評価を受けており、平成27年度以降は監事による監査及び厚生労働大臣による評価により、引き続き厳格なチェックを行う。給与水準については、一般職の給与に関する法律に準拠した給与体系であり、引き続き、国の給与法改正に準じた給与の見直しを図り、適正な水準を維持していく。</p>

<b>② 管理運営の適正化</b>	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●福利厚生費については、職員等の健康診断に要する経費のみである。また、旅費等の経費及び職員の諸手当は人事院規則等に準じ、国家公務員と同様の取扱を行っている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●業務経費については、平成23～27年度で5%以上の削減をすることとしており、研究機器の共同利用、外部委託の推進、研究機器のリース期間終了後に継続で再リースを行うなど、経費節減を図っているほか、入札基準の緩和、公告期間の拡大、仕様書の緩和等により透明化、合理化を図っている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	●コンプライアンスの確保を推進するため、監事監査及び内部監査を毎年度実施するとともに、理事長のリーダーシップの下、コンプライアンス委員会を設置し、監事や内部監査チームとも連携しながら適正な業務遂行を図っている。
<b>5. 自己収入の拡大</b>	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	○特別用途食品の許可試験にかかる手数料については、健康増進法施行令において一律17万2千円と定められていたが、同施行令が一部改正され、80万円を超えない範囲内において、内閣総理大臣が定めることとされ、平成25年10月1日に施行され、手数料は改正された。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	●国民健康・栄養調査や食事摂取基準、研究成果等の社会還元を目的に、研究所監修による書籍等の出版を行い、自己収入の拡大に努めている。(平成26年度 4,320千円)
<b>6. 事業の審査、評価</b>	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	●外部の学術有識者から構成する第三者委員会による効果的な外部評価の仕組み(外部評価委員会)は、独立行政法人化(平成13年度)されてから導入されており、委員は神奈川工科大学教授五十嵐脩外7名で構成されている。当委員会により中期目標達成に向けた年度事業計画及び実績について評価を受けており、健全な法人運営に努めている。また、評価実績については、5段階評価による採点方法で平均4以上の評価を得ている。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	●外部評価委員会において、中期目標の達成に向けた研究の実施状況等について評価を受け、その結果を次期事業計画等に適切に反映させるとともに、毎年度研究所のホームページ上で公表し、透明性のある法人運営に努めている。

No.	35	所管	厚生労働省	法人名	国立健康・栄養研究所	※平成27年4月1日に医薬基盤研究所と統合し医薬基盤・健康・栄養研究所に改称
-----	----	----	-------	-----	------------	--

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 調査研究	国の生活習慣病対策等の施策に資する研究テーマへの重点化による業務の縮減等	22年度から実施	国の生活習慣病対策等の施策については、より効果的な反映が見込まれる研究に重点化し、研究能力向上のための創造的研究については、廃止する。 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除するとともに、研究所が実施する研究について他の研究機関との連携の在り方について検討する。	2a	・研究の重点化については、研究能力向上のための創造的研究を平成22年度に廃止し、より生活習慣病の予防等に重点化した研究を行えるよう、組織の見直しを行った。 ・調査研究のうち国民健康栄養調査等の行政と密接に関係するものについては、常時、厚生労働省及び消費者庁の担当者と連絡を取り合い密接な連携の下で調査研究を実施している。 ・食品総合研究所や国立保健医療科学院等との意見交換や学会等に参加し他の研究内容を調査することにより、重複・類似する研究を排除している。 ・他の機関との連携については、「連携大学院」の実施について10大学と行っている。共同研究については、民間団体、大学等における研究者と連携を図り、例えば糖尿病予防の研究では研究所でマウス等を使用し行った研究結果を実証するために大学等で臨床的に検討を行う等、必要に応じ役割分担して実施している。 ・医薬基盤研究所との統合によるシナジー効果のある研究を検討し、医薬品と食品の相互作用に関する研究及び生活習慣病の新しい予防法に関する研究等の課題を設定した。	国立研究開発法人として健康日本21（第二次）、健康・医療戦略、食育推進基本計画、戦略市場創造プランなどの政策目標の達成に資することを目的として研究開発成果の最大化を念頭に他の研究機関等との連携を検討していく。
	自己収入の拡大	23年度から実施	業務の実施に当たっては、例えば、研究資金の2分の1以上を競争的研究資金によって獲得するなど目標を設定し、計画的な競争的研究資金の獲得、民間企業からの受託研究の増加等による自己収入の拡大に努める。	2a	平成23年度から始まる第3期中期目標において、研究的資金の50%以上を外部資金により獲得することと設定しており、厚生労働科学研究費、科学研究費、その他公募されている競争的研究資金に積極的に応募した結果、50%以上となった。	国や各団体等が実施する競争的資金等の公募に積極的に応募していくとともに、民間企業等との共同・受託研究などの拡大に努めていきたい。
02 健康増進法に基づく業務	取去食品の試験について、業務の効率的な実施の観点から民間登録試験機関での試験を導入	23年度から実施	試験業務については、現在、民間登録試験機関により実施している表示許可試験に加え、取去食品の試験（表示と内容成分が一致しているか等の検査・確認）についても、民間登録試験機関が当該業務を実施できるよう標準的な試験手順等について検討を進め、速やかに導入する。これにより、法人の業務を精度維持・管理、検査方法の標準化等に重点化する。	2a	これまで国立健康・栄養研究所のみであった栄養表示にかかる取去試験は、平成25年6月に公布された食品表示法の規定により、内閣総理大臣が取去した食品の試験について、食品衛生法に規定する登録検査機関に委託することができることとなった。現在、分析方法の標準化及び分析精度の確保等について、消費者庁と連携を図りながら検討しているところである。なお、消費者庁長官の許可を得ている特別用途食品の取去試験については、健康増進法に基づき、引き続き利益相反等の問題が生じないよう民間機関ではない医薬基盤・健康・栄養研究所が実施する。	食品表示法において、民間試験機関が栄養表示にかかる取去試験を実施することが可能な枠組みとなったことから、健栄研としては、消費者庁の食品表示法にかかる取去試験の検討状況を踏まえつつ、業務の重点化を進めることとする。
	受益者負担の見直し	23年度から実施	表示許可試験における手数料額については、コストに合った水準に是正する。	1a	特別用途食品の許可試験にかかる手数料については、健康増進法施行令において一律17万2千円と定められていたが、同施行令の一部改正され、80万円を超えない範囲内において、内閣総理大臣が定めることとされ、改定された政令は、平成25年10月1日から施行された。	平成25年10月1日より、改定された政令に準じて許可試験を遂行している。
03 国際協力、産学連携等対外的な業務	業務の効率化	22年度から実施	政府関係部局等との連携を強め、業務の効率化を図る。	2a	平成26年3月19日付で、WHO西太平洋事務局長から「栄養と身体活動に関するWHO協力センター」（WHO Collaborative Centre for Nutrition and Physical Activity）として正式に指定された。この指定を受けたことにより、アジア太平洋諸国の国民健康・栄養調査の実施及び食事摂取基準の策定、アジア太平洋諸国の国民レベルでの身体活動量の推定及び運動ガイドラインの策定等の取り組みについて、WHOという国際機関を通じて支援を行うこととなり、より広範な地域に対して、中心的な役割を果たすとともに、より効率的、効果的に情報の収集及び発信をすることが可能となった。また、WHOやJICA等の研修の受け入れやWHOのGEMS/Foodプログラム協力機関として、国民健康栄養調査の結果等、我が国の食事調査データを発信するなど国際協力を行っている。	「栄養と身体活動に関するWHO協力センター」として、特にWHO西太平洋地域における健康・栄養調査ならびに健康・栄養施策策定に関する技術支援および人材能力強化を行う。
04 栄養情報担当者（NR）制度	民間の第三者機関で実施（法人での実施を廃止）	22年度から実施	既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、本法人の業務としては廃止し、速やかに民間の第三者機関に移管する。	2a	栄養情報担当者（NR）制度については、新規資格取得試験を平成24年6月の認定試験をもって終了し、栄養情報担当者（NR）制度の移管先である一般社団法人日本臨床栄養協会において、「NR・サプリメントアドバイザー」制度を創設し、平成25年12月に第1回認定試験を実施した。既存の資格取得者に対しては、一般社団法人日本臨床栄養協会（平成27年7月完了）へ移管する。	資格取得者に対し、移管の案内を随時、配付し、平成27年7月までに一般社団法人日本臨床栄養協会への移管を完了する。

## 【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
05 組織体制の整備	業務廃止に伴う要員の合理化	23年度から実施	取去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入及び栄養情報担当者（NR）制度の業務廃止に伴う要員の見直しを行う。	2a	・これまで国立健康・栄養研究所のみであった栄養表示にかかる取去試験は、平成25年6月に公布された食品表示法の規定により、内閣総理大臣が取去した食品の試験について、食品衛生法に規定する登録検査機関に委託することができることとなった。現在、分析方法の標準化及び分析精度を確保する体制について、消費者庁と連携を図りながら整えているところである。 ・栄養情報担当者（NR）制度については、既存の資格取得者について、3年ごとの更新までに一般社団法人日本臨床栄養協会へ移管する（平成27年7月に完了）こととしており、業務移管完了に伴う要員の見直しについては前倒しの平成27年4月1日に1名の削減を行った。	・今後の試験業務の見直しに併せ、要員の見直しを行う予定。

## 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

<b>所管府省名</b>	厚生労働省
<b>法人名</b>	労働安全衛生総合研究所

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	該当なし。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	●例えば、特許権の維持の是非について、特許の維持経費の適正化を図るために、特許年金の支払い前の段階で、今後の実施許諾等に伴う収入の見通し、権利維持費用の見込み等費用対効果を十分勘案して検討するなど、見直しを不断に行っている。
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	●一般管理費については、経費の削減などにより平成27年度予算では前年度に比べて3.2%減としている。 ●清瀬地区、登戸地区の管理部門の一元化を図り、平成22年度において4名を削減し、さらに23年度に3名の事務職員を削減した。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	●現時点で不要となる資産はないが、今後とも徹底した効率化を図る中で必要に応じて適切に対応してまいりたい。

### 3. 取引関係の見直し

#### ① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

●平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づく具体的な取組として、以下の取組を実施している。

- 1) 公告期間を、開所日で10日以上、かつ入札説明会から開催日までの期間を考慮しつつ可能な限り長い期間を確保すること。
- 2) 契約締結から履行開始までの期間や契約期間について、十分な期間を確保すること。
- 3) 入札公告について、ホームページや研究所の掲示板だけでなく、他の掲載場所として厚生労働省本省の掲示板に掲示を行うこと。
- 4) 入札業務について業者が検討を行いやすいよう、必要な事案については、可能な限り入札説明会・現場見学会を開催すること。
- 5) 幅広く入札に参加できるように、仕様について、業者や製品が限定されないよう、同等品の提案を可能とする仕様にする。また、業務内容を考慮の上、過去の納入実績、請負実績等の条件を緩和すること。

平成22年度～26年度の契約状況は以下のとおり

(金額ベース)

22年度	一般競争等	665,982千円(94.9%)	競争性のない随意契約	35,983千円(5.1%)
23年度	一般競争等	616,597千円(93.9%)	競争性のない随意契約	39,780千円(6.1%)
24年度	一般競争等	331,794千円(89.5%)	競争性のない随意契約	39,001千円(10.5%)
25年度	一般競争等	415,142千円(91.9%)	競争性のない随意契約	36,588千円(8.1%)
26年度	一般競争等	602,406千円(93.8%)	競争性のない随意契約	39,588千円(6.2%)

(件数ベース)

22年度	一般競争等	81件(94.2%)	競争性のない随意契約	5件(5.8%)
23年度	一般競争等	76件(92.7%)	競争性のない随意契約	6件(7.3%)
24年度	一般競争等	70件(94.6%)	競争性のない随意契約	4件(5.4%)
25年度	一般競争等	63件(94.0%)	競争性のない随意契約	4件(6.0%)
26年度	一般競争等	65件(94.2%)	競争性のない随意契約	4件(5.8%)

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

#### ② 契約に係る情報の公開

○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。

○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。

○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づく取組として、ホームページへの掲載及び入札公告への記載により当該取組を周知し、公表の対象となる契約がある場合には、適切に対応している。なお、公表の対象となる契約はない。

<p><b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p><b>④ 調達の見直し</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>●共同調達は実施していないが、一般競争入札の徹底・一者応札の改善等競争性を確保するための取組により、コスト縮減を図っている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。  ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。  イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。  ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>●ア) 幅広く入札に参加できるように、仕様について、業者や製品が限定されないよう、同等品の提案を可能とする仕様としている。また、業務内容を考慮の上、過去の納入実績、請負実績等の条件の緩和を行っている。  ●イ) 研究に必要な機器は特殊なものであるため、購入によらざるを得ないものが多いが、調達に当たりリース契約が可能である場合には、費用対効果を検討の上、リース契約を活用する。また、研究施設及び保管機器等については、一部貸与を行っており、貸与できる研究施設等はホームページにおいて公開している。  ●ウ) 調達に当たり、国内の他機関のホームページの調達情報等を確認し、同様の調達実績が確認できた場合には、仕様などを確認することとしている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>●労働安全衛生に関する総合的な研究、労働災害の調査及びその社会への還元を目的とした労働安全衛生研究所で行っている事業については、民間企業における実施は本質的になじまないため、官民競争入札等の予定はない。なお、一般競争入札を積極的に導入すること等により、経費削減を図っている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●行政刷新会議公共サービス改革分科会において取りまとめられた「公共サービス改革プログラム」を踏まえ、一般競争入札を行っても一者応札となっている調達への改善に向け、以下のような取組を行っている。  ・一般競争入札への参加資格について、過去の納入実績を求めるのは真に必要な場合に限り、さらに従前、当研究所への過去の納入実績を要件としていたものを要件としないことしたり、国又は他の独法での実績を要件としていたものを民間の研究機関での実績でも可とする等に緩和  ・入札公告について、当研究所の掲示板、HPのほか厚生労働省の掲示板にも掲示  ・入札公告期間について、所内規定で最低10日間としているところ、平均して倍以上の期間を確保。  ・履行期間について、見積を徴取した業者の納期よりも長期間を確保  ・他機関の調達情報等を元に参加可能性のある業者に参加を勧奨</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 毎年ホームページで公表している「独立行政法人の役職員の給与水準の公表」において、理事長、理事及び監事の報酬についても記載している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 監事による監査、評価委員会による事後評価(平成26年度まで)において、給与水準の資料を提出する、役員報酬規程の改定時には説明を行う等により、厳格なチェックを実施している。 ● 国の給与制度に準拠した給与制度のため適正な水準となっており、平成27年度からは厚生労働大臣による検証を受ける予定。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 法定外福利厚生費は労働安全衛生法等に基づく健康診断に係る費用であるが、研究所は厚生労働省共済組合の一支部であるため、国の基準と同様である。 ● 旅費及び職員の諸手当についても、国の制度に準じたものとしている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 事業費等については、研究計画の作成とヒアリング・評価を通じて、必要経費等精査し、これら手続きを経て策定された実行計画に基づき、適正な管理を行うこと等により、透明化、合理化を図っている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 内部監査を実施し監査結果を理事長に報告する役割を持つ内部監査室を平成27年4月1日付けで設置するなど、内部監査業務を実施する体制を整備した。

5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	●ホームページへの掲載やメールマガジン・開放特許情報データベースの活用、講演会等での広報に積極的に取り組むことにより、知的財産の活用等を通じた自己収入の確保に努めている。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	●該当する事業はない。 なお、研究に関しては、第三者である外部有識者による研究の妥当性等を評価することを目的とした外部評価の仕組みがある。外部評価規程(平成25年8月8日改正)及び評価の実績についてはホームページ( <a href="http://www.jniosh.go.jp/">http://www.jniosh.go.jp/</a> )上で公表している。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	●該当する事業はない。 なお、上記の研究に関する評価結果を研究計画等の見直しや予算に反映させている。また、評価結果については、上記ホームページ上で公表している。

No.	36	所管	厚生労働省	法人名	労働安全衛生総合研究所
-----	----	----	-------	-----	-------------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 労働安全衛生に関する調査研究	政策実現に資する研究テーマへの重点化による業務の縮減等	23年度から実施	調査研究については、労災病院の臨床研究データ等の活用、労働現場の積極的訪問等を通じた現場の喫緊の課題への重点化等により研究の効率化を図り、業務を縮減する。具体的には、調査研究業務について、外部評価者を活用する方法により業務内容を厳選する。	2a	研究評価に当たっては、基盤的研究課題について、災害調査や関係団体等との情報交換等で把握した労働現場のニーズや実態、行政課題等将来の研究ニーズに向けたチャレンジ性やプロジェクト研究への発展性等を有したものとなっているかどうかといった観点から学識経験者、労使関係者等からなる外部評価委員会による評価を実施し、業務内容を精査するとともに、平成27年度計画では研究数を44課題とした。	引き続き外部評価者による評価を実施し、業務内容・研究課題の厳選に努める。
02 労働安全衛生に関する調査研究	政策実現に資する研究テーマへの重点化による業務の縮減等	22年度から実施	他の研究機関が行う業務との重複を排除するとともに、より効果的・効率的な調査研究を実施する観点から、それらの機関との連携の在り方について検討する。	2a	学識経験者、労使関係者等からなる外部評価委員会における事前評価等を実施し、重複研究課題の排除、研究内容の精査を行っている。また、効果的・効率的な調査研究の実施の観点から共同研究による他の研究機関との連携ができないかについても検討し、これにより、特に「労働者健康福祉機構」とは、石綿による労災疾病の認定作業の迅速化を図る目的で共同研究を実施している。こうした対応の結果、平成26年度における他の研究機関との共同研究の割合は34.5%となった。	引き続き外部評価者による評価を実施し、研究内容を精査するとともに、共同研究の可否についても検討を継続する。
03 労働安全衛生に関する調査研究	自己収入の拡大	23年度から実施	競争的研究資金の獲得額の向上に向け、例えば、研究資金の3分の1以上を競争的研究資金によって獲得するなどの目標を設定し、自己収入の拡大に努める。	2a	中期計画期間中に研究資金の3分の1以上を外部研究資金によって獲得する目標達成のため、所内の会議等において研究員に対して競争的研究資金に積極的に応募するよう勧奨している。その結果、平成26年度における研究資金総額に対する競争的研究資金獲得額の割合は向上しているものの、目標未達成であるため、今後とも研究資金の3分の1以上獲得に向けて取り組む。 ・平成26年度の研究資金に対する競争的研究資金の割合:23.2% (40,976千円/176,309千円) ・平成25年度の研究資金に対する競争的研究資金の割合:20.3% (44,757千円/220,364千円)	引き続き競争的研究資金の獲得額の向上に向けて、積極的な応募を行い、自己収入の拡大に努める。
04 労働安全衛生に関する調査研究	自己収入の拡大	22年度から実施	研究施設・設備の有償貸与等により自己収入の拡大に努める。	2a	貸与可能な研究施設・設備については、そのリストを随時見直すとともに、ホームページやチラシ等で利用促進のための周知を行っている。その結果、平成26年度における有償貸与による収入額は1,235千円となった。	引き続き利用促進のための周知を行い、自己収入の拡大に努める。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	勤労者退職金共済機構

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○松戸職員宿舎(帳簿価額:建物3円)については、平成23年3月31日に国庫納付(現物納付)済み。</p> <p>○越谷職員宿舎(帳簿価額:土地151,730千円、建物12円)については、平成24年3月8日に国庫納付(現物納付)済み。</p> <p>●平成20年度に売却した川越職員宿舎の譲渡収入について、平成23年9月28日国庫納付(金銭納付)済み。 川越職員宿舎譲渡収入(69,700千円)、譲渡に要した費用(1,853千円)、国庫納付額(67,847千円)</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○松戸職員宿舎(帳簿価額:建物3円)については、平成23年3月31日に国庫納付(現物納付)済み。</p> <p>○越谷職員宿舎(帳簿価額:土地151,730千円、建物12円)については、平成24年3月8日に国庫納付(現物納付)済み。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○上記(松戸職員宿舎、越谷職員宿舎、川越職員宿舎)以外の不要資産は無いが、引き続き毎年決算時において定期的に資産の状況を確認し、不要資産が生じた場合には処分するよう努めてまいりたい。</p>
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○「法人全体の資産運用業務及びシステム管理業務の一元化」「清酒製造業退職金共済及び林業退職金共済の業務運営の一体化」「適格退職年金からの移行業務の終了時の担当組織の廃止」等により、管理部門経費の削減に努めている。なお、管理部門経費について補助金は支出していない。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>—</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	

<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>—</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 本部事務所の土地・建物については、共済契約者からの掛金を原資として運用資産として所有していたが、速やかに本部を移転し、土地を売却することが合理的であると考え、平成24年5月に移転を行った。 その後、当該土地・建物を一般競争入札(平成24年9月)により売却し、売却代金は他の方法(国債、金銭信託等)で運用することとした(平成24年11月)。 ○ 全国8か所にある相談コーナーについて、平成25年2月末に2か所(大阪・名古屋)に削減するとともに、顧客サービス低下にならないよう、本部のコールセンターの回線数・要員体制を拡充した。 ○ 職員宿舍についてははすべて廃止している。</p>
<p><b>3. 取引関係の見直し</b> <b>① 随意契約の見直し等</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 随意契約の見直し等については、随意契約等見直し計画(平成22年4月)に基づく取り組みにおいて、契約監視委員会の指摘も踏まえ、点検・見直しを行い、真にやむを得ない競争性のない随意契約を除き、一般競争入札等に移行した。なお、平成26年度における随意契約の主なものは、後納郵便、財務諸表の官報掲載、事務所賃貸借の更新、事務所に係る清掃業務、会計監査業務、労働者住宅設置資金管理・回収業務関係等が7件、システム保守関係が6件である。 (参考) 契約実績(平成22年度→平成23年度→平成24年度→平成25年度→平成26年度) (金額ベース) 一般競争等 (1,489,808,968円(67.5%)→1,492,694,043円(71.6%)→1,322,209,932円(57.2%)→2,554,624,611円(75.1%)→3,428,892,330円(72.4%)) 競争性のない随意契約 (717,765,602円(32.5%)→591,725,757円(28.4%)→987,554,965円(42.8%)→847,074,960円(24.9%)→1,305,318,836円(27.6%)) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 (138件(89.0%)→110件(80.3%)→110件(75.3%)→161件(91.5%)→116件(89.9%)) 競争性のない随意契約 (17件(11.0%)→27件(19.7%)→36件(24.7%)→15件(8.5%)→13件(10.1%))</p> <p>● 一般競争入札等については、応札者の検討期間を十分に確保するため公告期間の改善、入札参加資格の緩和等を行い、一者応札・一者応募の改善に取り組んでいるところであるが、平成26年4月から新たに全省庁統一資格を導入し入札参加機会の拡大に努めている。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	

<b>② 契約に係る情報の公開</b>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、公表の対象となる契約がある場合には、適切に対応する。</p> <p>またこのような措置を講ずることについて、機構のホームページや入札公告等にその旨記載している。</p> <p>なお、公表の対象となる契約はない。</p>
<b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	—
<b>④ 調達の見直し</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p> <p>—</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>●業務に必要な物品の調達等の契約については、一般競争入札を積極的に導入すること等により、経費削減を図っている。(平成21年度の随意契約35件(997,287千円)のうち、平成22年度は16件(56,782千円)、平成23年度は7件(534,710千円)、平成24年度は1件(9,738千円)、が競争性のある契約に移行。平成25年度及び26年度は0件)</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●「公共サービス改革基本方針」に基づき、随意契約の点検・見直しを行い、一般競争入札等に移行するとともに、一般競争入札等についても、応札者の検討期間を十分に確保するため公告期間の改善、入札参加資格の緩和等を行い、一者応札・一者応募の改善に取り組んでいる。(平成21年度の随意契約35件(997,287千円)のうち、平成22年度は16件(56,782千円)、平成23年度は7件(534,710千円)、平成24年度は1件(9,738千円)が競争性のある契約に移行。平成25年度及び26年度は0件)</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	●「独立行政法人の役職員の報酬・給与等について」として、毎年度、機構ホームページにおいて公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	●役職員の給与については、毎年2月の監事監査において、国家公務員や民間(金融・保険業)の給与水準と比較して適正な水準にあるかをチェックするほか、給与水準を毎年度、評価委員会(平成26年度まで)に提出して評価いただく等、事後評価においてチェックしており、平成27年度以降は厚労大臣による検証を受ける予定。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●法定外福利費の支出、給与振込経費、職員の諸手当とも、国家公務員に準じたものとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●所要額の見積りについては、複数の者から取ることにより透明化を図るとともに、一括発注等、発注単位の見直し等により経費の削減を図る。また機構の毎年度の予算については、中期計画の予算の範囲内で各年度の予算を策定することから、その際各種の事業の必要額を厳しく精査し、経費の積算段階からの合理化を図っている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	●コンプライアンス推進委員会を平成21年度に設置(平成27年度からリスク管理・コンプライアンス委員会に改組)し、平成22年度にコンプライアンス基本方針を策定して法令遵守の意識を醸成させるとともに、監事監査と並行して法令規程等の実施状況について職員による内部監査を実施している。

<b>5. 自己収入の拡大</b>	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	—
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。
<b>6. 事業の審査、評価</b>	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	<p>●複数の候補案件から選択を要する事業については該当する案件はないが、退職金共済事業が適切に運営されるよう、資産の運用について外部有識者からなる資産運用評価委員会による評価を行う等、第三者による効果的な外部評価の仕組みを導入している。</p> <p>資産運用評価委員会(平成14年12月設置)          評価者:委員長 奥村明雄(一般財団法人日本環境衛生センター会長)          委員長代理 米澤康博(早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授)          委員 引馬滋(株式会社滋賀銀行社外取締役)          委員 村山周平(公認会計士)</p> <p>取扱事項:前年度の資産運用結果の評価          評価の仕組み及び実績例(以下は平成25年度の資産運用結果に対する評価の例。(毎年度実施))          ①平成25年度の資産運用結果について聴取・質疑(平成26年度第1回委員会)          ②「資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書(案)」を審議(平成26年度第2回委員会)          ※同報告書を取りまとめ、独立行政法人評価委員会に報告・公表          ③平成25年度の資産運用結果の全般にわたる個別具体的な評価を審議(平成26年度第3回委員会)          ④平成25年度の資産運用結果に対する評価報告書を取りまとめ、公表          ⑤平成25年度の評価報告書における指摘事項の対応状況を審議(平成27年度第1回委員会)</p> <p>●「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」が平成27年5月7日に公布され、その中で中小企業退職金共済法が改正され、同年10月から、外部有識者による資産運用業務に対するチェック機能及びリスク管理機能を強化するため、厚生労働大臣が任命する5名以内の委員からなる「資産運用委員会」が設置される予定。</p>
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	●評価結果については資産運用に適切に反映させるとともに、評価報告書、評価結果の反映状況等についてHP上で公表している。

No. 37	所管 厚生労働省	法人名 勤労者退職金共済機構
--------	----------	----------------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 退職金共済事業	業務の一元化、共通化による効率化	22年度から実施	法人全体の資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実に行い、コスト削減を図る。	1a	<p>システム管理業務の一元化については、各事業本部のシステム基盤やネットワークを統合して一元的な管理とすることを22年度に実施し、その後もシステム運用を的確に管理し、安定的な稼働を確保している。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム管理業務一元化によるシステム運用経費年間削減額 約2億3000万円</li> </ul>	-
		23年度中に実施	清酒製造業退職金共済及び林業退職金共済の業務運営の一体化を進め、コスト削減を図る。	1a	<p>24年度から清酒製造業退職金共済及び林業退職金共済の業務運営を行う組織を一体化し、清酒製造業・林業事業部を設置した。</p> <p>これに伴い、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・23年10月に役員（清酒製造業退職金共済事業・林業退職金共済事業担当）1名及び管理職員（清酒製造業事業部長及び林業退職金共済事業部長が兼務）1名を削減</li> <li>・24年4月に共済手帳の交付や退職金の支払などの業務を行う業務課と経理を行う経理課を作り、それぞれの課で清酒製造業関係と林業関係の業務を併せて行うことにより効率化を図り、職員を更に1名削減し、コスト削減を図った。</li> </ul> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員1名、職員2名削減による人件費削減額 約2千8百万円</li> </ul>	-
	22年度から実施	<p>未請求となる退職金を確実に支給していくための取組を更に強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職後の早期住所把握（6か月後から3か月後）を行う。</li> <li>・住基ネットの活用を検討する。</li> </ul>	2a 一部措置済み	<p>未請求となっている退職金を確実に支給していくため、以下の点を強化して取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職後の早期の住所把握（6か月後から3か月後）については、従来退職後6ヶ月経過後に事業所から退職者の住所を把握し、機構が退職者に直接退職金請求を要請していたものを、平成22年度から退職後3ヶ月経過後に短縮して住所把握することとして実施済み。</li> <li>・更に退職労働者の住所を効率的に把握するため、平成24年5月から事業所が提出する退職届の様式を変更して退職労働者の住所欄を設けた。</li> </ul> <p>・住基ネットの活用を盛り込んだ「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」が平成27年4月24日に成立し、5月7日に公布され、平成28年4月から施行予定である。</p>	-	
						住基ネットの活用に向け、総務省等との調整を着実に進める。

01	退職金共済事業 (つづき)	効果的な加入促進	23年度以降実施	<p>共済制度の基盤強化のため、更に効果的な加入促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大都市等での勧誘を強化する。</li> <li>・高い加入実績を得ている団体を積極的に活用するとともに、今後の新規拡大が見込まれる分野の業界団体への委託等を検討する。</li> <li>・相談コーナーを削減（8か所から2か所）するとともに、コールセンター化を検討する。</li> </ul>	<p>1a</p> <p>・中小企業退職金共済事業における加入状況、財務内容等及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、当該制度の新規加入者数の目標を定め、これを達成するため、加入促進対策を効果的に実施している。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <tr> <td>平成22年度目標</td> <td>533,050人</td> <td>平成22年度実績</td> <td>566,357人</td> </tr> <tr> <td>平成23年度目標</td> <td>532,040人</td> <td>平成23年度実績</td> <td>557,473人</td> </tr> <tr> <td>平成24年度目標</td> <td>457,030人</td> <td>平成24年度実績</td> <td>443,995人</td> </tr> <tr> <td>平成25年度目標</td> <td>443,240人</td> <td>平成25年度実績</td> <td>443,121人</td> </tr> <tr> <td>平成26年度目標</td> <td>439,235人</td> <td>平成26年度実績</td> <td>469,876人</td> </tr> <tr> <td>平成27年度目標</td> <td>435,230人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・大都市等での加入促進を強化するため、平成25年度から全国8か所にある相談コーナーを大都市の2か所のみ削減・重点化し、加入促進活動の拠点として位置づけるとともに、6か所の相談コーナー廃止後に顧客サービス低下にならないためにコールセンター機能を充実（平成23年度は、他団体のコールセンターを6か所視察するなど、コールセンターの新システム導入に向けた検討を実施。平成24年5月の本部事務所移転時にコールセンターの稼働状況をリアルタイムに把握・管理できる新システムを導入。平成25年2月末の6か所の相談コーナー廃止時に回線数・要員体制を拡充。）。</p> <p>・高い加入実績を得ている団体に対して、加入促進に対する要請を重点的に行う等積極的に活用している。また、新規拡大が見込まれる分野として医療・福祉分野の事業所に対して加入促進活動を実施してきたところであるが、これらの実績を踏まえ、平成27年度も関係団体に対して業務委託を行うとともに、効果的な加入促進対策を実施する。（金融機関と連携した加入促進を強化するため、平成23年度以降地域に密着した金融機関を訪問して加入勧奨の要請を行っており、平成27年度も引き続き実施する。）</p>	平成22年度目標	533,050人	平成22年度実績	566,357人	平成23年度目標	532,040人	平成23年度実績	557,473人	平成24年度目標	457,030人	平成24年度実績	443,995人	平成25年度目標	443,240人	平成25年度実績	443,121人	平成26年度目標	439,235人	平成26年度実績	469,876人	平成27年度目標	435,230人			-
平成22年度目標	533,050人	平成22年度実績	566,357人																											
平成23年度目標	532,040人	平成23年度実績	557,473人																											
平成24年度目標	457,030人	平成24年度実績	443,995人																											
平成25年度目標	443,240人	平成25年度実績	443,121人																											
平成26年度目標	439,235人	平成26年度実績	469,876人																											
平成27年度目標	435,230人																													
02	勤労者財産形成促進業務	雇用・能力開発機構からの業務移管	23年度中に実施	<p>利用件数が減少している状況等を踏まえ、財形教育融資業務（貸付業務）については廃止する。財形住宅融資業務については雇用・能力開発機構から引き継ぐ。</p>	<p>1a</p> <p>独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律により、財形教育融資（貸付業務）は23年10月1日に廃止され、財形住宅融資業務は同日付で雇用・能力開発機構から引き継いだ。</p>	-																								

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
03	不要資産の国庫返納	22年度中に実施	越谷職員宿舎	越谷職員宿舎を国庫納付する。	1b	越谷職員宿舎（帳簿価額：土地151,730千円、建物12円）については、24年3月8日に国庫納付（現物納付）済み。 （越谷職員宿舎については、①隣地所有者との境界確定、②公道からの進入路の確保ができないため単独では売却できない等、国庫納付するために解決すべき問題が多数あり、関係者と調整を行ってきたため、国庫納付が予定より遅れたもの。）	—
04			松戸職員宿舎	松戸職員宿舎の建物を国庫納付する。	1a	松戸職員宿舎（帳簿価額：建物3円）については、23年3月31日に国庫納付（現物納付）済み。	—
05	保有資産の見直し	23年度以降実施	本部ビル（別館を含む）については、建物の耐用年数（耐用年数50年。現在42年経過）が経過した時点（それ以前であっても移転、売却が合理的となればその時点）で本部を移転し、土地を売却する。	1a	本部事務所の土地・建物については、共済契約者からの掛金を原資として運用資産として所有していたが、速やかに本部事務所を移転し、土地・建物を売却することが合理的であると考え、平成24年5月に移転を行った。その後、当該土地・建物を一般競争入札（平成24年9月）により売却し、売却代金は他の方法（国債、金銭信託等）で運用することとした（平成24年11月）。	—	
06	組織体制の整備	23年度中に実施	業務終了時に担当組織を廃止する。また、管理部門のスリム化を図る。	1a	適格退職年金移行担当組織（7名）を23年度末に廃止した。また、管理業務の見直しにより、23年度末に総務部の職員を1名削減した。	—	
07	累積欠損金の確実な解消	22年度から実施	累積欠損金の確実な解消を図るとともに、必要に応じて、各退職金共済事業の予定運用利回りを見直しを行う。	2a	一般の中小企業退職金共済制度においては、平成29年度末までを累積欠損金の解消目標年とする「累積欠損金解消計画」（平成17年10月策定）に基づき、基本ポートフォリオを改定し、累積欠損金解消に向けて取り組んできたところ（経済情勢の変化を受け、外部の専門家と構成するALM研究会の助言を踏まえて、基本ポートフォリオを平成23年4月に再改定。）平成24年度末に解消した。 林業退職金共済制度においては、平成34年度末までを累積欠損金の解消目標年とする「累積欠損金解消計画」（平成17年10月策定）に基づき、累積欠損金解消に向けて取り組む。	林業退職金共済制度においては、平成34年度末までを累積欠損金の解消目標年とする「累積欠損金解消計画」に基づき、累積欠損金解消に向けて取り組む。	
08	業務運営の効率化等	22年度から実施	各退職金共済事業の予定運用利回りについては、毎年度の運用利回りの実績との乖離を明らかにした上で、必要に応じて、的確に変更する。	2a	運用利回りの実績については、平成22年度以降、厚生労働省の労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会等で報告し、厚生労働省HPで公表するとともに、勤労者退職金共済機構HPにおいてわかりやすく公表している。 また、各退職金共済事業の予定運用利回りについては、中小企業退職金共済法第85条において、掛金及び退職金額等は少なくとも5年ごとに検討するものと規定されていることから、一般の中小企業退職金共済制度においては平成24年度に同部会で検討が行われ、予定運用利回りの見直しについては、現下の資産運用状況等を踏まえれば直ちに見直しが必要はないと考えられるが、今後の資産運用状況等を注視し、必要に応じて柔軟に検討を行うことが適当とされた。特定業種退職金共済制度においては平成26年度に同部会で検討が行われた結果、建設業退職金共済制度においては、累積剰余金が前回の財政検証時の水準と比較して大きく増加しており、今後も増加が見込まれることから、予定運用利回りを現行の2.7%から3.0%に引き上げることとされ、林業退職金共済制度においては、累積欠損金の解消のため制度の安定的運営を図ることが適当であることから、予定運用利回りを現行の0.7%から0.5%に引き下げ、現行の退職金の給付水準を確保するため、掛金日額を10円引き上げて470円とすることとされた。清酒製造業退職金共済制度においては、累積剰余金が前回の財政検証時の水準と比較して増加しているものの、脱退者数が新規加入者数を上回る状況が続いていることから、予定運用利回りの見直しを行わないことが適当とされた。	各退職金共済事業の予定運用利回りについては、中小企業退職金共済法第85条において、掛金及び退職金額等は少なくとも5年ごとに検討するものと規定されていることから、必要に応じて、的確に変更する。	
09	資産運用の透明性を確保	23年度中に実施	基本ポートフォリオ等に関するALM研究会、資産運用検討委員会、資産運用評価委員会の会議資料や議事要旨の公表等により、透明性の向上を図る。	1a	各委員会の会議資料、議事要旨について22年度に開催したものからホームページで公表済み。	—	

No.	37	所管	厚生労働省	法人名	勤労者退職金共済機構
-----	----	----	-------	-----	------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	運営の効率化及び自立化 保有資産の見直し	<p>○機構本部について現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について、次期中期計画期間中に、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を考慮の上、早急に検討を行う。</p> <p>○松戸職員宿舎及び越谷職員宿舎については、建物調査の結果も踏まえつつ、次期中期計画期間中のできるだけ早期に売却等の方向で検討する。</p> <p>○川越職員宿舎土地について、平成19年度内に処分を行う。</p>	1	<p>○機構本部の土地・建物については、共済契約者からの掛金を原資として運用資産として所有していたが、速やかに本部事務所を移転し、土地・建物を売却することが合理的であると考へ、平成24年5月に移転を行った。その後、当該土地・建物を一般競争入札（平成24年9月）により売却し、売却代金は他の方法（国債、金銭信託等）で運用することとした（平成24年11月）。</p> <p>○松戸職員宿舎については23年3月31日に、越谷職員宿舎については24年3月8日に国庫納付（現物納付）済み。川越宿舎については平成20年度に売却し、平成23年9月28日に国庫納付（金銭納付）済み。</p>	

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	高齢・障害・求職者雇用支援機構

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○石川障害者職業センター跡地については、平成24年3月23日に現物(簿価:26,500千円)により国庫納付。                  ○旧三重障害者職業センターについては、平成24年3月29日に譲渡収入12,872千円を国庫納付。                  ○岩手1号職員宿舎については、平成25年3月25日に譲渡収入5,958千円を国庫納付。                  ○富士見職員宿舎については、隣接する旧能開機構職員宿舎を含め、平成25年4月に用途廃止を行い、平成27年2月に売却された。譲渡収入については平成27年度中に国庫納付する予定。                  ○中野地域職業訓練センターほかについては、平成23年3月31日に譲渡収入290,713千円を国庫納付した。                  ●生涯職業能力開発促進センターほかについては、平成23年3月31日に譲渡収入等5,341,835千円を国庫納付した。(資産の別/実物資産、処分時簿価 6,281,001千円)                  ○佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほかの一部については、平成23年9月27日に譲渡収入等234,233千円を国庫納付した。(資産の別/実物資産、処分時簿価 206,183千円)、また、平成26年3月31日に譲渡収入134,015千円を国庫納付した。(資産の別/実物資産、処分時簿価 100,699千円)なお、平成26年度の譲渡収入については平成27年度中に国庫納付する予定。                  ○国際能力開発支援センターの運営委託先に留保されていた剰余金239,874千円については、平成23年10月3日に国庫納付した。                  ○雇用促進住宅の運営に係る利益剰余金(平成23年9月末約63,404,991千円)のうち、厚生労働大臣が宿舎等業務に必要と認めた額を除く35,627,660千円については、平成24年1月10日に国庫納付した。                  ○雇用促進住宅については、譲渡収入を、平成23年9月30日に71,552千円、平成24年3月30日に731,448千円、平成25年3月29日に406,994千円、平成26年3月31日に805,135千円、平成27年3月31日に3,807,110千円を国庫納付した。                  なお、売却できなかった施設等については、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成23年法律第26号。以下「廃止法」という。)の規定に従い、施行の日(平成23年10月1日)に現物(佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほかの一部、国際能力開発支援センター、私のしごと館)により国庫納付した。</p>

<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○石川障害者職業センター跡地については、平成24年3月23日に現物(簿価:26,500千円)により、旧三重障害者職業センターについては、平成24年3月29日に譲渡収入12,872千円を金銭により国庫納付した。(再掲)  ○岩手1号職員宿舎については、平成25年3月25日に譲渡収入5,958千円を国庫納付した。(再掲)  ○中野地域職業訓練センターほかについては、平成23年3月31日に譲渡収入290,713千円を国庫納付した。(再掲)  ●生涯職業能力開発促進センターほかについては、平成23年3月31日に譲渡収入等5,341,835千円を国庫納付した。(資産の別/実物資産、処分時簿価 6,281,001千円)(再掲)  ○佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほかの一部については、平成23年9月27日に譲渡収入等234,233千円を国庫納付した。(資産の別/実物資産、処分時簿価206,183千円)、また、平成26年3月31日に譲渡収入134,015千円を国庫納付した。(資産の別/実物資産、処分時簿価 100,699千円)なお、平成26年度の譲渡収入については平成27年度中に国庫納付する予定。(再掲)  ○国際能力開発支援センターの運営委託先に留保されていた剰余金239,874千円については、平成23年10月3日に国庫納付した。(再掲)  ○雇用促進住宅の運営に係る利益剰余金(平成23年9月末約63,404,991千円)のうち、厚生労働大臣が宿舎等業務に必要と認めた額を除く35,627,660千円については、平成24年1月10日に国庫納付した。(再掲)  ○雇用促進住宅については、譲渡収入を、平成23年9月30日に71,552千円、平成24年3月30日に731,448千円、平成25年3月29日に406,994千円、平成26年3月31日に805,135千円、平成27年3月31日に3,807,110千円を国庫納付した。(再掲)  なお、売却できなかった施設等については、廃止法の規定に従い、施行の日(平成23年10月1日)に現物(佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほかの一部、国際能力開発支援センター、私のしごと館)により国庫納付した。(再掲)</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>●生涯職業能力開発促進センターほかの譲渡収入等5,341,835千円を平成23年3月31日に国庫納付した。(再掲)  ●公共職業能力開発施設について、平成22年度から返還を行っており、秋田センター外22施設の借地の一部の返還を行った。(処分面積110千㎡)(平成26年度2施設、12千㎡)</p>

2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○平成23年10月1日の廃止法施行に伴い、平成23年度末に本部を幕張の機構所有施設に移転、集約化を行い、本部の年間借料等（781,842千円）の全額を削減した。（平年度ベース）
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	<p>○岩手1号職員宿舎については、平成25年3月25日に譲渡収入5,958千円を国庫納付。（再掲）</p> <p>○富士見職員宿舎については、隣接する旧能開機構職員宿舎を含め、平成25年4月に用途廃止を行い、平成27年2月に売却された。譲渡収入については平成27年度中に国庫納付する予定。（再掲）</p> <p>○平成23年度末に本部を幕張に移転し、集約を行った。（再掲）</p> <p>○平成25年4月に福島及び香川の高齢・障害者雇用支援センターを職業訓練支援センターに移転し、集約を行った。</p> <p>○平成26年度に青森、広島ほか20所の高齢・障害者雇用支援センターを職業訓練支援センター等に移転し、集約を行った。</p> <p>○保有宿舎（職員宿舎）</p> <p><b>【すべての宿舎】</b> 旧(独)雇用・能力開発機構の法人設立時(532施設)に比して、平成27年7月1日時点で432施設(81.2%)を廃止。</p> <p><b>【木造(戸建て)宿舎】</b> 旧(独)雇用・能力開発機構の法人設立時(461施設)に対して、平成27年7月1日時点で408施設を廃止。</p>

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

●平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき一般競争入札等へ移行しており、一般競争入札等の金額ベースの実績は、平成20年度29.5%に対して平成26年度は88.8%、件数ベースの実績は、平成20年度56.6%に対して平成26年度は80.5%となっている。

1者応札・応募となった契約については、平成21年7月に策定した「「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づき、公告方法及び契約準備期間の確保等の改善に向けた取組を行っている。

平成22・23・24・25・26年度の契約状況

(金額ベース(単位:千円))

平成22年度 一般競争等3,849,143千円(80.3%)、競争性のない随意契約943,481千円(19.7%)

平成23年度 一般競争等8,768,689千円(83.2%)、競争性のない随意契約1,775,750千円(16.8%)

平成24年度 一般競争等28,737,213千円(85.7%)、競争性のない随意契約4,805,484千円(14.3%)

平成25年度 一般競争等31,141,223千円(88.5%)、競争性のない随意契約4,063,687千円(11.5%)

平成26年度 一般競争等31,605,673千円(88.8%)、競争性のない随意契約3,981,092千円(11.2%)

(件数ベース(単位:件))

平成22年度 一般競争等210件(72.2%)、競争性のない随意契約81件(27.8%)

平成23年度 一般競争等941件(85.2%)、競争性のない随意契約164件(14.8%)

平成24年度 一般競争等1,398件(72.4%)、競争性のない随意契約533件(27.6%)

平成25年度 一般競争等1,856件(80.8%)、競争性のない随意契約440件(19.2%)

平成26年度 一般競争等1,627件(80.5%)、競争性のない随意契約395件(19.5%)

※平成23年度以降は、平成23年10月1日の旧雇用・能力開発機構業務の統合に伴い、契約件数及び金額が増加しているものである。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

<p><b>② 契約に係る情報の公開</b></p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p>	<p>● 予定価格が100万円(賃借料又は物件の借入の場合は80万円)を超える契約について、契約の相手方及び契約金額等を機構ホームページに公表している。</p> <p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(H23.6.3付内閣官房行政改革推進室長)に基づく公表については、平成23年7月1日以降に入札公告を行う契約から実施している。なお、現時点で公表に該当する案件はない。</p>
<p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p>	
<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	
<p><b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 雇用促進住宅の管理運営については、平成19年度までは(財)雇用振興協会との随意契約により委託を行っていたが毎年度すべて精算を行っており、剰余が発生する場合には機構に返納した。</p> <p>平成20年度以降は随意契約を見直し、競争性のある入札方式に移行し事務管理費を除くその他業務費については、すべて精算を行っている。このため、過剰な剰余金が生じる構造とはなっていない。</p>

④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>●事務の効率化及びコスト削減を図る観点から、各地方施設で調達手続きを実施していた事務用消耗品及びレンタカーについて、平成22年度から、本部において、一般競争入札(最低価格落札方式)による一括調達(単価契約)を行い、調達事務の効率化を図っている。 また、コスト縮減の観点から、一括調達等について、民間企業における購買・調達部門経験者と意見交換を行い、実施の可否について検討を行うなどの取組を行っている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>●基幹ネットワークシステムに係る保守・運用管理の委託業務について、公共サービス改革法に基づく市場化テストの対象とする。(契約期間:平成29年5月から平成34年4月までの5年間を予定)</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●事務の効率化及びコスト削減を図る観点から、各地方施設で調達手続きを実施していた事務用消耗品及びレンタカーについて、平成22年度から、本部において、一般競争入札(最低価格落札方式)による一括調達(単価契約)を行い、調達事務の効率化を図っている。 また、コスト削減の観点から、一括調達等について、民間企業における購買・調達部門経験者と意見交換を行い、実施の可否について検討を行うなどの取組を行っている。 (再掲)</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>●「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」の記載要領に基づき公表を行っている。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>●機構職員の給与水準については、国に比べて給与水準が高くなっている理由及び給与水準の適切性の検証結果などを点検するとともに、今後の見通しを聴取するため、平成27年5月に監事による監査を行った。 なお、平成26年度の給与水準については、対国家公務員指数(年齢勘案)は102.2ポイントとなっており、平成27年度においても、引き続き国家公務員の給与水準を十分に考慮し、給与水準の適正化に努めることとしていることから、今後も給与水準の状況について厳格なチェックを行うこととしている。</p>

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●給与振込経費は生じていない。</li> <li>●海外出張旅費については、国家公務員に準じた取扱いを実施している。 なお、出張旅費については、独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴う業務移管を機に、「府省共通システム利用開始時に実施する措置」（「旅費業務に関する標準マニュアルVer.1-1」別添2）に基づき、日当を減額した。</li> <li>●法定外福利厚生費の見直しについて、平成23年度から互助組織に対する法人からの支出を廃止した。</li> <li>●法人独自の手当である職業訓練指導員手当については、平成25年4月1日に廃止した。</li> </ul>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規の事業費等の予算計上については、所要額の見積りの根拠を明確にして、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、透明化、合理化を図っているところであるが、今般示された独立行政法人会計基準の改訂を踏まえ、更なる透明化、合理化に向けた検討を行う。</li> </ul>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コンプライアンスの確保については、コンプライアンス推進規程を制定し、コンプライアンス推進委員会の設置、総括管理者、各部等及び施設における推進責任者の配置等コンプライアンス推進体制を整備するとともに、コンプライアンスの徹底のために取り組むべき事項を定めた「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス推進計画」の策定、役職員の行動理念を定めた「行動規範」の策定、コンプライアンスに関するチェックシート等の作成及び活用、職員研修の実施等を行ってきたところ。</li> <li>●理事長の指示の下、コンプライアンスを担当する総務部と、コンプライアンスに関する監査を行う内部監査室の2元構造のコンプライアンス体制により、内部監査室による行動規範の徹底、コンプライアンス推進責任者の業務の遂行状況等、内部統制の向上を監査項目とし、内部監査を実施した。</li> <li>●コンプライアンス・リスク管理の更なる徹底・強化を図るため、「コンプライアンスマニュアル」を策定・改正し、嘱託職員を含む全職員に対し、職員の身分（みなし公務員規定）や守秘義務、倫理規程に重点を置いたコンプライアンス研修を実施したほか、管理職に対し、嘱託職員のマネジメントを強化するための研修を実施した。</li> </ul>

<b>5. 自己収入の拡大</b>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>●職業能力開発総合大学校及び職業能力開発大学校等で実施する指導員訓練及び高度技能者養成訓練(学卒者が対象)については、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令に定める標準額に準じて設定しており、標準額が変更された場合は、同様の措置を講ずることとしている。なお、閣議決定以降標準額の変更はなされていない。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>●他法人における活用事例等の情報収集を行い、自己収入の拡大に向けた検討を行う。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>●他法人における活用事例等の情報収集を行い、自己収入の拡大に向けた検討を行う。</p>
<b>6. 事業の審査、評価</b>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>●適正な業務の推進に資するため、外部の学識経験者及び専門家等により構成される外部評価委員会を設置し、業務実績等についての意見を聴取している。 【外部評価委員会】 ・導入時期：平成15年10月1日 ・対象事業：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条及び附則第5条に規定するすべての業務 ・構成：学識経験者等の外部評価委員6名 なお、職業リハビリテーション業務及び職業能力開発業務の評価に関する専門的及び技術的事項を審議するため、外部評価委員会に職業リハビリテーション専門部会(8名)及び職業能力開発専門部会(13名)を設置している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>●外部評価委員会で聴取した意見は、機構内LANにより全職員に周知し、それぞれの職場、職務での業務の点検、改善を図っているほか、聴取した意見に対する機構としての具体的な対応方針を作成し、確実に実行するなどPDCAサイクルの徹底を図っている。また、業務内容の透明性を高め、業務内容の充実を図る観点から、外部評価委員会で聴取した意見を含め、業務実績等をとりまとめた業務実績等報告書をホームページにおいて公表している。</p>

No.	38	所管	厚生労働省	法人名	高齢・障害者雇用支援機構
-----	----	----	-------	-----	--------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 高齢者雇用支援業務	業務の見直し	23年度から実施	65歳までの雇用確保措置の義務付けが完全実施される平成25年度以降については、高齢者雇用の在り方についての検討状況等を踏まえ、現行の枠組みによる実施方法が合理的かつ効果的・効率的かという観点から検討し、平成24年度中に結論を得る。	1a	<p>高齢者雇用安定法の改正内容を踏まえ、「生涯現役社会の実現」などの課題に対応するため、以下のとおり見直しを行った。</p> <p>イ アドバイザーが活用する実践的支援ツールの開発 ロ アドバイザーのさらなる専門性、相談・援助スキルを向上させるための研修の充実 ハ 生涯現役社会の実現に向けた国民的な機運を醸成するための啓発広報活動の実施 ニ 給付金の効果的活用を図るための積極的な周知・広報</p> <p>なお、見直し内容については、第3期中期計画（平成25～29年度）に盛り込み済みであるところである。</p>	今後も引き続き、高齢者雇用支援業務の効果的・効率的な実施に努めていくこととしている。
02 高齢者雇用に関する事業主等に対する援助業務	援助対象を小規模企業に重点化し、業務を縮減	23年度から実施	65歳までの雇用確保措置の導入や定着の推進のための相談業務については、対象を小規模企業へ重点化し、効果的かつ効率的な事業手法に転換を図る。	1a	<p>高齢者雇用アドバイザーによる相談・援助について「65歳までの高齢者雇用確保措置の未実施企業、とりわけ小規模な企業に対する高齢者雇用確保措置の実施・定着を図るための相談・援助」に重点を置く旨を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構平成24年度計画」（平成24年3月30日届出）に盛り込んだところである。</p> <p>具体的な内容としては、公共職業安定所が行う小規模企業に対する集団指導との一体的取組みを重点として、小規模企業に対する計画的な相談・援助を実施した（平成24年度実績：集団指導件数201件（参加企業数13,719社）、雇用確保措置未実施企業（31人～50人）に対する個別訪問件数2,986件）。</p> <p>なお、平成25年度以降は、高齢者雇用安定法の改正内容を踏まえ、機構においては、65歳までの高齢者雇用確保措置の未実施企業（以下「未実施企業」という。）については、職業安定機関からの要請に積極的に応じて相談・助言を実施する旨、第3期中期計画（平成25年3月29日認可）に盛り込んだところであるが、高齢者雇用安定法の改正施行から2年が経過し、中小企業における未実施企業の割合も大幅に減少した。（高齢者雇用確保措置を「実施済み」の中小企業の割合は98.0%【対前年度比+6.1%】）</p> <p>今後は「生涯現役社会の実現」に重点を置き、年齢にかかわらず働ける企業の普及促進に向けて、個々の企業の具体的なニーズに対応した的確な支援を実施していく（平成26年度実績：集団指導件数41件（参加企業数1,185社）、雇用確保措置未実施企業（31人～50人）に対する個別訪問件数1,328件）。</p> <p>H22 3,168,858千円 → H27 2,337,997千円 ▲830,861千円</p>	-
03 障害者職業センターの設置運営等	地域障害者職業センター業務等を縮減し、一層の効率化	22年度から実施	<p>地域障害者職業センターの事務集約化により管理部門を縮減する。</p> <p>当該センターで行う職業リハビリテーションサービスの対象者は、地域の就労支援機関では対応困難な障害者に重点化する。</p>	1a	<p>地域障害者職業センターの管理事務については、平成22年度末までに北海道・沖縄を除く全国45か所のセンターの事務処理を11のセンターに集約化。</p> <p>地域障害者職業センターでは、地域の就労支援機関では対応困難な精神障害者、発達障害者等に対し、引き続き以下の取組を実施するなど、職業リハビリテーションサービスの重点化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者：職場復帰支援について、退職前と同一の業務以外の新しい業務への復職も想定し対象者の状況や職場環境を踏まえた個別の支援内容を設定するなど、より円滑な職場復帰を目指した支援を実施。</li> <li>・発達障害者：コミュニケーション能力に問題を抱えている場合が多いことから、支援内容に職場における具体的なコミュニケーションの方法や対人関係における問題事案への対処の仕方の演習を組み入れるなど、他の支援機関では実施されていない発達障害者に特化した支援を実施。段階的に実施センターを拡大し、平成24年度は14センター（H21：7センター）で実施。（利用障害者に占める精神障害者及び発達障害者等の割合：H21 48.1% → H23 55.4%）</li> </ul> <p>H22 4,558,058千円 → H24 4,470,058千円 ▲ 88,000千円</p>	-
		23年度から実施	<p>障害者雇用納付金関係業務等の地方業務については、委託方式を廃止し、地域障害者職業センターを活用するなどの方法で実施する。また、当該センターの従来業務と併せて効率化を図るとともに、地方業務の円滑かつ効率的な実施を徹底する。</p>	2a	<p>障害者雇用納付金関係業務等の地方業務については、平成23年4月より委託方式を廃止し、地域障害者職業センターにおいて業務を直接実施していたが、平成27年4月からは都道府県支部高齢・障害者業務課において実施している。質の高い事業主支援を実施し、障害者の就職又は職場適応を促進するため、定期的な連絡会議の開催、相互の業務に関する職員研修、事業主からの照会・相談等に係る迅速な取次ぎ、事業所への同行訪問を実施するとともに、連携に係る好事例や課題等を取りまとめフィードバックする等により、従来の職業リハビリテーション業務と障害者雇用納付金関係業務との協力・連携の強化を図っている。</p>	今後も引き続き、効率化を図っていくこととしている。

03	障害者職業センターの設置運営等(つづき)	地域障害者職業センター業務等を縮減し、一層の効率化(つづき)	22年度から実施	障害者職業能力開発校の運営については、職業的重度障害者(とりわけ精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者)に対する先導的な職業訓練に重点化する。	1a	職業的重度障害者、とりわけ精神障害者、発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者(※)を、以下の取組により、さらに積極的に受け入れ、先導的な職業訓練を実施。(※特別支援障害者(精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、身体障害1、2級の視覚障害者等)の受入割合 H21 47.2% → H23 51.1%) ・特別支援障害者が在籍する教育機関・福祉機関、医療リハビリテーションを実施している病院等の他、新たに重度視覚障害者が在籍する大学、難病・相談支援センターへの訪問の実施により、募集活動を強化 ・一般訓練科(OA事務科や電子機器科等の訓練科)においても、特別支援障害者の受け入れを実施(一般訓練科での特別支援障害者の受入割合 H21 36.4% → H23 41.0%) H22 189,030千円 → H24 185,266千円 ▲ 3,764千円	-
04	障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金の支給	支給事務に係る総コスト削減	23年度から実施	都道府県雇用開発協会への委託を取りやめ、業務の実施に当たり、総コストの削減及び業務の効率化を図る。	2a	平成23年4月より委託方式を廃止し、機構が直接実施することにより、直接の指揮命令による業務の効率化、経理事務の集約化による業務実施体制の合理化を図ったところである。平成24年度からは、障害者雇用納付金適用事業所の拡大に係る周知業務を実施しながら、事務所借料の削減等、同納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金の支給関係の総コストの削減、効率化に努めている。 H22 1,459,249千円 → H27 922,330千円 ▲536,919千円	今後も引き続き、総コストの削減及び業務の効率化に努めていくこととしている。
05	障害者雇用に関する相談援助、啓発事業等	啓発事務の重点化による業務の縮減	23年度から実施	事業の実施状況や実施主体等を更に検討し、一層の効率化を図ることにより、業務を縮減する。	2a	障害者雇用支援月間ポスター原画入賞作品展示会の会場の見直しや月間ポスター掲出先の切り替え(駅への提出(有料)→特別支援学校等への提出(無料))、新聞広告から雑誌掲載への変更など、業務の縮減と効率化を更に進め、雇用啓発事業費を削減した。 H22 332,806千円 → H27 183,500千円 ▲149,306千円	今後も引き続き、効率化を図っていくこととしている。
06	職業能力開発業務(職業訓練業務)	雇用・能力開発機構からの業務移管	23年度中に実施	職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校は、雇用・能力開発機構から引き継ぐ。	1a	独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成23年法律第26号。以下「廃止法」という。)に基づき、平成23年10月1日に実施済み。	-
			24年度中に実施	職業能力開発総合大学校については、相模原校を廃止し、附属校である東京校(小平市)へ集約する。	1a	平成24年度末をもって、相模原校の廃止及び東京校(小平市)への集約を完了した。	-
07	【暫定業務】雇用促進住宅業務	雇用・能力開発機構からの業務移管	23年度中に実施	雇用促進住宅の譲渡・廃止業務及び管理運営業務は、雇用・能力開発機構から引き継ぐ(平成33年度までに処理を完了する。)	1a	廃止法に基づき、平成23年10月1日に実施済み。	-

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08	不要資産の国庫返納	23年度中に実施	石川障害者職業センター跡地及び旧三重障害者職業センターを国庫納付する。	1a	石川障害者職業センター跡地については、平成24年3月23日に現物(簿価:26,500千円)により国庫納付。 旧三重障害者職業センターについては、平成24年3月29日に譲渡収入12,872千円を国庫納付。	-
09		23年度以降実施	岩手1号職員宿舎及び富士見職員宿舎については、職員の退去後、速やかに国庫納付する。	2a	岩手1号職員宿舎については、平成25年3月25日に譲渡収入5,958千円を国庫納付。 富士見職員宿舎については、隣接する旧能開機構職員宿舎を含め、平成25年4月に用途廃止し、平成27年2月に売却した。	富士見職員宿舎売却の譲渡収入については平成27年度中に国庫納付する予定である。
10	事務所等の見直し	23年度以降実施	雇用・能力開発機構の廃止法の施行後に本部を移転し、速やかに集約化を図る。	1a	平成23年度末に本部を幕張に移転し、集約を行った(賃料305,748千円の減)。	-

No.	42	所管	厚生労働省	法人名	雇用・能力開発機構
-----	----	----	-------	-----	-----------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 職業能力開発業務（職業訓練業務）	高齢・障害・求職者雇用支援機構への職業能力開発業務の移管	23年度中に実施	職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（ポリテクセンター等）は、高齢・障害・求職者雇用支援機構へ移管する。	1a	廃止法に基づき、平成23年10月1日に実施済み。	—
		24年度中に実施	職業能力開発総合大学校については、相模原校を廃止し、附属校である東京校（小平市）へ集約する。	1a	平成24年度中に附属校である東京校（小平市）へ集約した。	—
	ポリテクセンター等の都道府県への譲渡の推進	22年度から実施	ポリテクセンター等については、平成24年度までの間、受入条件が整う都道府県への譲渡を集中的に推進する。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	—
	地域職業訓練センター等の自治体への譲渡又は廃止	22年度中に実施	地域職業訓練センター及びコンピュータ・カレッジの業務を自治体へ譲渡又は廃止する。	1a	平成22年度中に、82施設の地域職業訓練センター及びコンピュータ・カレッジについて自治体等へ譲渡済。 また、自治体等より譲受希望のなかった10施設については、平成22年度末に業務廃止し、3施設について取り壊し作業中、7施設については取り壊し等に向けて各府県と調整中。	—
02 雇用管理に関する業務（助成金支給業務）	国に移管	23年度中に実施	雇用管理に関する業務（助成金支給業務）については、都道府県労働局（国）に移管する。	1a	廃止法に基づき、平成23年10月1日に実施済み（事業費12,534百万円の減）。	—
03 勤労者財産形成促進業務	廃止及び勤労者退職金共済機構への業務移管	23年度中に実施	利用件数が減少している状況等を踏まえ、財形教育融資業務（貸付業務）については廃止する。財形住宅融資業務については勤労者退職金共済機構へ移管する。	1a	廃止法に基づき、平成23年10月1日に実施済み。	—
04 【暫定業務】雇用促進住宅業務	高齢・障害・求職者雇用支援機構への業務移管	23年度中に実施	雇用促進住宅の譲渡・廃止業務及び管理運営業務を高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管する（平成33年度までに処理を完了する。）。	1a	廃止法に基づき、平成23年10月1日に実施済み。	—

## 【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05	雇用促進住宅利益剰余金	23年度中に実施	雇用促進住宅の運営に係る利益剰余金（平成21年度末約576億円）については、平成23年度当初に必要な資金額を算出することにより、早急に納付額を確定し、国庫納付する。 なお、国庫納付に伴い、業務の効率化等あらゆる努力を行っても、なお将来事業に必要な資金が不足した場合には、必要な措置を講ずる。	1a	雇用促進住宅に係る利益剰余金については、新法人発足当初支払が必要となる最小限の経費等を除き、雇用・能力開発機構廃止に係る決算後の積立金約356億円を平成24年1月10日に国庫納付した。	—
06	国際能力開発支援センター剰余金等	23年度中に実施	国際能力開発支援センターの廃止に伴い、運営委託契約の精算業務を行い、委託先に留保されていた剰余金等（平成21年度末約5億円）については早急に引渡額を確定し、国庫納付する。	1a	国際能力開発支援センターの運営委託先に留保されていた剰余金239,874千円は、平成23年10月3日に国庫納付した。	—
07	国際能力開発支援センターほか	22年度中に実施	国際能力開発支援センターほかを国庫納付する。	1a	平成22年度に売却済みの資産については、譲渡収入により291百万円を国庫納付した。	—
				1b	平成22年度に売却できなかった資産については、廃止法の施行日が国会修正で平成23年10月1日に変更されたため、平成23年10月1日に現物により国庫納付した。	—
08	不要資産の国庫返納	23年度以降実施	佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほかを国庫納付する。	2a	佐賀職業能力開発促進センター本庄職員宿舎ほかについては、平成23年9月に譲渡収入234百万円を、平成26年3月31日に譲渡収入134百万円を国庫納付した。なお、平成26年度の譲渡収入については平成27年度中に国庫納付する予定。 廃止法の施行日である平成23年10月1日までに廃止した職員宿舎等については、平成23年10月1日に現物により国庫納付した。 その他の廃止予定の職員宿舎等については、現入居者の退去後等に処分した上、速やかに国庫納付を行う。	今後も引き続き処分を進めることとしている。

09	雇用促進住宅	33年度までに実施	雇用促進住宅を国庫納付する（保有数1,429住宅）。	2a	平成24年9月1日以降98住宅を譲渡し、平成27年7月1日時点で保有数が1,273住宅（156住宅を譲渡） 平成23年度に譲渡した住宅については、譲渡収入から譲渡経費を控除した803百万円を国庫納付した。 平成24年度に譲渡した住宅については、譲渡収入から譲渡経費を控除した407百万円を国庫納付した。 平成25年度に譲渡した住宅については、譲渡収入から譲渡経費を控除した805百万円を国庫納付した。 平成26年度に譲渡した住宅については、譲渡収入から譲渡経費を控除した3,807百万円を国庫納付した。	今後も引き続き処分を進めることとしている。
10	職業能力開発総合大学校（相模原校）	25年度以降実施	職業能力開発総合大学校（相模原校）の敷地等を売却し、国庫納付する。	2a	相模原校については、附属校である東京校（小平市）へ平成24年度中に集約したところであり、平成27年度以降に相模原校の敷地等を売却し、国庫納付する予定。	今後、施設等の売却を進めて行くこととしている。 （売却について地方自治体と調整中）
11	雇用促進住宅の処分	33年度までに実施	雇用促進住宅を順次処分し、国庫納付する（保有数1,429住宅）。	2a	平成24年9月1日以降98住宅を譲渡し、平成27年7月1日時点で保有数が1,273住宅（156住宅を譲渡） 平成23年度に譲渡した住宅については、譲渡収入から譲渡経費を控除した803百万円を国庫納付した。 平成24年度に譲渡した住宅については、譲渡収入から譲渡経費を控除した407百万円を国庫納付した。 平成25年度に譲渡した住宅については、譲渡収入から譲渡経費を控除した805百万円を国庫納付した。 平成26年度に譲渡した住宅については、譲渡収入から譲渡経費を控除した3,807百万円を国庫納付した。	今後も引き続き処分を進めることとしている。
12	保有資産の見直し 保有宿舍の廃止	22年度以降実施	すべての宿舍について整理を進め、平成23年度末までに、設立時の宿舍数に比して4割を超える宿舍を廃止する。木造（戸建て）宿舍は、原則として廃止する。	2a	【すべての宿舍】 法人設立時（平成16年3月1日）（532施設）に比して81.2%の宿舍（432施設）を廃止し、平成27年7月1日時点で100施設となっている。  【木造（戸建て）宿舍】 法人設立時（平成16年3月1日）（461施設）に対して408施設を廃止し、平成27年7月1日時点で53施設となっている。なお、原則現入居者の退去後に速やかに処分することとしている。	「独立行政法人の職員宿舍の見直しに係る実施計画」（平成24年12月14日行革担当大臣決定）等に基づき、引き続き職員宿舍の整理を進めることとしている。
13	職業能力開発総合大学校（相模原校）	25年度以降実施	職業能力開発総合大学校（相模原校）を廃止し、売却する。	2a	相模原校については、附属校である東京校（小平市）へ平成24年度中に集約したところであり、平成27年度以降に相模原校の敷地等を売却し、国庫納付する予定。	今後、施設等の売却を進めて行くこととしている。 （売却について地方自治体と調整中）
14	法人の廃止 雇用・能力開発機構の廃止	23年度中に実施	雇用・能力開発機構については、平成23年4月1日に廃止する。	1a	廃止法に基づき、平成23年10月1日に実施済み。	—

※雇用・能力開発機構は、平成23年10月1日をもって廃止され、機構の行っていた業務については、高齢・障害・求職者雇用支援機構、勤労者退職金共済機構、厚生労働省に移管、または廃止された。

No.	38	所管	厚生労働省	法人名	高齢・障害者雇用支援機構
-----	----	----	-------	-----	--------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し 高齢者雇用に関する事業主等に対する援助業務	○65歳までの雇用確保措置の導入や定着の推進のための相談援助業務は、対象を小規模企業へ重点化し、効果的かつ効率的な事業手法に転換を図る。	1	高齢者雇用アドバイザーによる相談・援助について「65歳までの高齢者雇用確保措置の未実施企業、とりわけ小規模な企業に対する高齢者雇用確保措置の実施・定着を図るための相談・援助」に重点を置く旨を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構平成24年度計画」（平成24年3月30日届出）に盛り込み、公共職業安定所が行う小規模企業に対する集団指導との一体的取組みを重点として、計画的な相談・援助を実施した。 なお、平成25年度以降は、高齢者雇用安定法の改正内容を踏まえ、機構においては、65歳までの高齢者雇用確保措置の未実施企業（以下「未実施企業」という。）については、職業安定機関からの要請に積極的に対応して相談・助言を実施する旨、第3期中期計画（平成25年3月29日認可）に盛り込んだところであるが、高齢者雇用安定法の改正施行から2年が経過し、中小企業における未実施企業の割合も大幅に減少した。（高齢者雇用確保措置を「実施済み」の中小企業の割合は98.0%【前年度比+6.1%】） 今後は「生涯現役社会の実現」に重点を置き、年齢にかかわらず働ける企業の普及促進に向けて、個々の企業の具体的なニーズに対応した的確な支援を実施していく。	-
2	事務及び事業の見直し 高齢者雇用に関する事業主等に対する援助業務	○再就職支援コンサルタント業務を廃止する。	1	平成19年度末をもって廃止した。	-
3	事務及び事業の見直し 高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務（高齢期雇用就業支援コーナー）	○利用ニーズの少ない地域では廃止する等業務の見直し及び箇所数の削減を行い、存続するコーナーの一部に民間競争入札を導入する。また、次期中期目標期間中に、民間競争入札の範囲の拡大等を検討し、業務実績等を踏まえ、廃止を含めた業務の在り方を検討する。	1	・平成19年度末に、従来の47か所を、利用ニーズが高く効果が見込まれる14か所に重点化する等業務の見直し及び箇所数の削減を行った。 ・平成22年1月から全国14か所のうち3か所において民間競争入札により事業を実施することとしていたが、平成21年度末をもって全国14か所の事業自体を廃止した。	-
4	事務及び事業の見直し 高齢者雇用支援業務	○65歳までの雇用確保措置の義務付けが完全実施される平成25年度以降については、諸般の状況を勘案し、現行の枠組みによる実施が合理的かつ効果的・効率的か、次期中期目標期間終了時までには検討し、結論を得る。	1	高齢者雇用安定法の改正内容を踏まえ、「生涯現役社会の実現」に重点を置いた第3期中期計画（H25～29年度）を策定したところである。 中期目標・計画に対応した具体的な見直し内容としては、 イ アドバイザーが活用する実践的支援ツールの開発 ロ アドバイザーのさらなる専門性、相談・援助スキルを向上させるための研修の充実 ハ 生涯現役社会の実現に向けた国民的な機運を醸成するための「高齢者雇用開発フォーラム」の開催 ニ 給付金の効果的活用を図るための積極的な周知・広報を実施することとしている。	今後も引き続き、高齢者雇用支援業務の効果的・効率的な実施に努めていくこととしている。
5	事務及び事業の見直し 障害者に対する職業リハビリテーション業務	○福祉から雇用への政策展開を踏まえた機構の役割の明確化や関係機関との連携強化を図り、利用者の機会の均等・公平の観点から、就労支援ニーズを的確に把握し、適正なサービス供給目標、成果目標等を定める。	1	どの地域においても適切な職業リハビリテーションサービスを均等・公平に受けられるようにした上で、他の機関では支援が困難な障害者に対する当該サービスを重点的に実施することとし、種々のサービス供給目標及び成果目標を定め、業務を推進している。 ○ 障害者職業総合センター 全国における職業リハビリテーションの中核的機関として、専門的人材の育成を実施するとともに、福祉から雇用への流れを踏まえ、障害者雇用対策の対象者の拡大を図る観点から、新たな支援技法の開発・普及等を実施 ○ 広域障害者職業センター・障害者職業能力開発校 関係機関と連携し、全国の広範な地域から職業の重度障害者を受け入れるとともに、先導的な職業訓練を実施し、開発した指導技法等の成果について他の障害者職業能力開発校等に対して普及 ○ 地域障害者職業センター ・各都道府県における中核的な職業リハビリテーション機関として、関係機関とのネットワークを構築、連携 ・精神障害者、発達障害者等他の機関では支援が困難な障害者に対する専門的支援に重点化 ・うつ病等の精神障害による休職者の復職支援、地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等を実施	第3期中期目標を踏まえて策定した第3期中期計画に基づき、今後も引き続き業務を実施していくこととしている。

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
6	事務及び事業の見直し 障害者職業センターの設置運営業務、障害者職業能力開発校の運営業務	○障害者職業総合センターは、新たな職業リハビリテーション技術の開発、その成果の普及及び活用状況の把握、共有化等の更なる活用を図る。	1	・整理合理化計画を踏まえて策定された第2期中期目標において必要な事項が定められ、それに対応した第2期中期計画を定め、業務を推進した。 ・職業リハビリテーションに係る技法の開発については、次のような取組を行った。 ①発達障害者の就労支援に関し、個々人の多様な職業的課題に対応したアセスメント技法や事業主支援技法の開発 ②在職精神障害者の職場復帰に関し、障害特性に対応した効果的な支援技法の開発 ③高次脳機能障害者の就労支援に関し、地域の実情に即した少人数グループでの受講に使用可能な支援技法の開発 さらに、第3期中期目標を踏まえて策定した第3期中期計画においては、次のような取組を行っている。 ①発達障害者や精神障害者等これまでの支援技法では効果の現れにくい障害者に対する、障害特性及び事業主のニーズに応じた先駆的な職業リハビリテーション技法の開発 ②新たに開発した技法を活用した職業準備訓練等を実施するなどによる、多様な障害者に対する効果的な職業リハビリテーションの実施及び必要に応じ開発した技法の改良 ・研究、開発成果の普及及び活用については、次のような取組を実施している。 ①職業リハビリテーション研究発表会の開催 ②学会等での発表、各種研修、講演会等における講義 ③インターネット等による研究成果の情報発信 ④マニュアル、教材、ツール等の作成 ⑤広域センター、地域センター及び障害者就業・生活支援センターを対象としたアンケート調査による研究・開発成果の活用状況の把握・分析	第3期中期目標を踏まえて策定した第3期中期計画に基づき、今後も引き続き業務を実施していくこととしている。
7	事務及び事業の見直し 障害者職業センターの設置運営業務、障害者職業能力開発校の運営業務	○広域障害者職業センター・障害者職業能力開発校は、本来の設置目的に沿った機能の発揮のための運営の改善を図る。	1	・広域障害者職業センターについては、全国の広範な地域からの受入れが促進されるよう、職業安定機関、地域センター等の関係機関との積極的な連携により対象者の把握・支援等を行っている。 ・障害者職業能力開発校においては、職業的軽度障害者、とりわけ精神障害者、発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を、積極的に受け入れ、先導的な職業訓練を実施している。	第3期中期目標を踏まえて策定した第3期中期計画に基づき、今後も引き続き業務を実施していくこととしている。
8	事務及び事業の見直し 障害者職業センターの設置運営業務、障害者職業能力開発校の運営業務	○地域障害者職業センターは、関係機関とのネットワーク構築、人材育成、助言等に取り組むとともに、発達障害者等への専門的支援を始め、地域における支援機関の整備状況等を踏まえ、他の機関では支援が困難な障害者に対する職業リハビリテーションサービスの提供に重点化する。また、OA講習を廃止し、管理事務は事務処理を集約化する。	1	・地域障害者職業センターについては、関係機関との職業リハビリテーションのネットワークを構築するとともに、平成20年12月に成立した障害者雇用促進法の改正を踏まえ、平成21年度から、地域の関係機関に対する人材育成を含む助言・援助等の業務を行っている。 また、地域の就労支援機関では対応困難な精神障害者、発達障害者等に対し、以下の取組を実施するなど、職業リハビリテーションサービスの重点化を図っている。 ・精神障害者：職場復帰支援について、退職前と同一の業務以外の新しい業務への復職も想定し対象者の状況や職場環境を踏まえた個別の支援内容を設定するなど、より円滑な職場復帰を目指した支援を実施。 ・発達障害者：コミュニケーション能力に問題を抱えている場合が多いことから、支援内容に職場における具体的なコミュニケーションの方法や対人関係における問題事案への対処の仕方の演習を組み入れるなど、他の支援機関では実施されていない発達障害者に特化した支援を実施。段階的に実施センターを拡大し、平成24年度は14センターで実施（平成25年度から全国で実施）。	第3期中期目標を踏まえて策定した第3期中期計画に基づき、今後も引き続き業務を実施していくこととしている。
			1	OA講習については、平成20年度末に廃止した。	—
			1	管理事務の集約化については、平成22年度末までに北海道・沖縄を除く全国45か所のセンターの事務処理を11のセンターに集約化した。	—
9	組織の見直し 支部・事業所等の見直し	○駐在事務所（5か所）は廃止し、必要な業務は本部が実施する。	1	駐在事務所（5か所）については、平成21年度末にすべて廃止及び同事務所において行っていた業務のうち図書・パネルの貸出し及び点訳サービスの廃止を行うとともに、平成22年4月から納付金等調査、就労支援機器の貸出し、障害者雇用に関する相談・援助及び障害者雇用のためのビデオ・DVDの貸出し等は、本部において実施している。	—
10	組織の見直し 支部・事業所等の見直し	○次期中期目標期間中に、東京本部を幕張本部に集約化することを検討し、結論を得る。	1	平成23年度末に本部を幕張に移転し、集約した。	—
11	組織の見直し 支部・事業所等の見直し	○せき髄損傷者職業センターを廃止する。	1	せき髄損傷者職業センターについては、平成20年度末をもって廃止した。	—
12	組織の見直し 組織体制の整備	○高齢者雇用に関する給付金支給業務の実施体制を縮小する。	1	平成20年1月に給付金支給業務担当職員の削減を実施した。	—
13	運営の効率化及び自律化 随意契約の見直し	○各都道府県の雇用開発協会等及び(社)全国重度障害者雇用事業所協会への委託業務に係る随意契約を改め、競争性のある契約形態へ移行する	1	・各都道府県の雇用開発協会等への委託業務については、平成22年度は一般競争入札により実施した。なお、平成23年4月からは、委託方式は廃止し、機構が直接実施している。 ・(社)全国重度障害者雇用事業所協会については、平成20年度業務委託契約から競争性のある契約形態へ移行済み。なお、平成23年度からは、委託方式は廃止し、機構が直接実施している。	—

No.	42	所管	厚生労働省	法人名	雇用・能力開発機構				
項目	見出し	具体的内容			措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針		
1	事務及び事業の見直し	【職業能力開発業務(職業訓練業務)及び関連業務】	○職業訓練業務については、民間で実施していない訓練に特化し、PDCAサイクルにより、訓練コースの改廃等を通じた効率化を図る。			1	各地域に、民間教育訓練機関、事業主団体等を構成員とする訓練計画専門部会を設置し、民間との割合がないか確認・審査した上で、訓練コースを設置している。また、「機構版教育訓練ガイドライン」に基づくPDCAサイクルによる訓練コースの見直しを毎年度実施している(平成24年度新設33科、内容変更149科、廃止37科)。	今後も引き続き実施していくこととしている。	
2	事務及び事業の見直し	【雇用開発業務(助成金支給業務)】	○助成金支給業務については、予算に比して助成件数や助成金額等の実績の乏しい助成金を廃止するなど、助成金の削減・抑制を図る。			1	当該業務については、廃止法に基づき、平成23年10月1日に都道府県労働局(国)に移管した。	-	
3	事務及び事業の見直し	【勤労者財産形成業務】	○勤労者財産形成業務については、利用件数の減少等の状況を踏まえ、事業項目の廃止縮減等、財形融資制度の見直しを行うとともに組織の移管を図る。			1	利用件数が減少している状況等を踏まえ、財形教育融資業務(貸付業務)については平成23年9月30日をもって廃止。財産形成住宅貯蓄業務については、同年10月1日付けで勤労者退職金共済機構へ移管した。	-	
4	組織の見直し	【法人形態の見直し】	○法人形態の在り方については、雇用のセーフティネットとしての職業能力開発施設の設置・運営業務について、ものづくり分野を重点に、地域の民間では実施していないものに特化するとの観点から、その必要性について評価を行い、その結果を踏まえ、法人自体の存廃について1年を目途に検討を行う。			1	「雇用・能力開発機構の廃止について」(平成20年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成23年10月1日に機構を廃止。	-	
5	組織の見直し	【組織体制の抜本的見直し】	○私のしごと館については、運営を包括的に民間に委託し、第三者委員会による外部評価を実施し、その結果を踏まえて、1年以内に存廃を含めその在り方について検討を行う。			1	平成22年3月をもって廃止した。	-	
6	組織の見直し	【組織体制の抜本的見直し】	○生涯職業能力開発促進センター(アビリティガーデン)については、廃止する。			1	平成21年3月をもって廃止した。	-	
7	組織の見直し	【組織体制の抜本的見直し】	○職業能力開発総合大学校については、今後の指導員需要に応じ、訓練科の再編、定員の削減等運営の在り方を抜本的に見直す。			1	平成21年度入学者より、従前7科の訓練科を4科に再編し、定員を200名から120人に削減する等運営の在り方を見直した。また、平成22年12月7日の閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において「職業能力開発総合大学校については、平成24年度中に相模原校を廃止し、附属校である東京校(小平市)へ集約する」との事を受け、平成24年度末をもって相模原校を廃止し、東京校への集約を行った。	-	
8	組織の見直し	【組織体制の抜本的見直し】	○大胆な業務の見直しを行うことにより、全体としてできる限り大幅な職員削減を行い、組織のスリム化を図る。			1	平成18年度末と比して、平成22年度末までに職員数を530名削減した。なお、雇用・能力開発機構の廃止に当たって徹底的なスリム化を実施し、廃止までに更なる削減を行った。(平成18年度末 4,090人 → 平成23年10月(統合後) 3,095人(Δ995人、Δ24%)	-	
9	運営の効率化及び自律化	【雇用促進住宅の売却の加速化、随意契約の見直し等】	○雇用促進住宅の売却については、進捗よく状況が十分でない現状が見られることから、中期目標に定められた廃止予定住宅数について、全住宅数の2分の1程度に前倒して廃止決定するとともに、売却業務を民間等に委託するなど、売却を加速化するための具体的方策を速やかに講ずる。			2	平成20年4月1日までに運営収支が赤字等の784住宅について、廃止決定を行い、新規入居停止の措置を行ったところである。しかしながら、平成20年12月のリーマンショック以降の離職に伴い住居を喪失した求職者や平成23年3月の東日本大震災被災者に対して、廃止決定住宅も含めた雇用促進住宅の提供を行っている状況を踏まえ、譲渡等業務については、主に入居者付きでの譲渡を中心に実施しているところである。 平成25年8月より空戸住宅・更地住宅の売却業務について媒介業者を活用し、積極的に売却を実施しているところであり、平成26年10月頃より廃止決定住宅のうち一部の入居者付き住宅についても、売却を実施している。	引き続き民間事業者へ売却業務を委託し、売却の加速化を図ることとしている。	

10	運営の効率化及び自律化	【雇用促進住宅の売却の加速化、随意契約の見直し等】	○雇用促進住宅の管理運営に係る(財)雇用振興協会への委託業務については、随意契約を改め、平成20年度はブロック単位、平成21年度以降は都道府県単位ごとの競争性のある入札方式へ移行するとともに、計画修繕の廃止などを通じ、委託額の大幅な削減を図る。	2	<p>1. 平成21年度以降の委託業務については、随意契約を改め、都道府県単位毎等による一般競争入札へ移行した。</p> <p>2. 委託費については、計画修繕の廃止などを通じて大幅な削減を実施したところであり、平成19年度契約額約368億円に対し、平成27年度契約額では約148億円となり、約60%の減となった。(平成19年度契約額は消費税率5%、平成27年度契約額は消費税率8%であり、税率が一致していないこと。)</p> <p>【参考：委託費の削減状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度契約額</th> <th>平成26年度契約額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①事務管理費(入札対象経費)</td> <td>約59.5億円</td> <td>約30.6億円(△48.6%)</td> </tr> <tr> <td>②業務費(修繕費等)</td> <td>約309.2億円</td> <td>約117.8億円(△61.9%)</td> </tr> <tr> <td>委託費計</td> <td>約368.7億円</td> <td>約148.4億円(△59.8%)</td> </tr> </tbody> </table>		平成19年度契約額	平成26年度契約額	①事務管理費(入札対象経費)	約59.5億円	約30.6億円(△48.6%)	②業務費(修繕費等)	約309.2億円	約117.8億円(△61.9%)	委託費計	約368.7億円	約148.4億円(△59.8%)	今後も引き続き一般競争入札を実施していくこととしている。
	平成19年度契約額	平成26年度契約額																
①事務管理費(入札対象経費)	約59.5億円	約30.6億円(△48.6%)																
②業務費(修繕費等)	約309.2億円	約117.8億円(△61.9%)																
委託費計	約368.7億円	約148.4億円(△59.8%)																
11	運営の効率化及び自律化	【雇用促進住宅の売却の加速化、随意契約の見直し等】	○公務員入居者の速やかな完全退去を促す。	1	平成23年6月末をもってすべて公務員入居者は退去済みである。	—												
12	運営の効率化及び自律化	【保有資産の見直し】	○機構が保有する職員宿舎については、すべて構造・耐用年数にかかわらず整理を進め、平成23年度末までに設立時と比して4割を超える施設の廃止を行う。木造(戸建て)宿舎について、最終的に原則廃止する。あわせて、宿舎を含めた資産全体の管理体制を早急に整備する。	2	<p>【すべての宿舎】 平成16年3月1日の法人設立時(532施設)に比して81.2%の宿舎(432施設)を廃止し、平成27年7月1日時点で100施設となっている。</p> <p>【木造(戸建て)宿舎】 平成16年3月1日の法人設立時(461施設)に対して408施設を廃止し、平成27年7月1日時点で53施設となっている。 ※ 原則現入居者の退去後に速やかに処分することとしているところ。</p>	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに係る実施計画」(平成24年12月14日行革担当大臣決定)等に基づき、引き続き職員宿舎の整理を進めることとしている。												
13	運営の効率化及び自律化	【職業能力開発業務における自己収入の増大】	○自己負担の増額等の費用負担の見直しを実施する。	1	<p>在職者訓練については、対象が主に中小企業の従業員であることに配慮しつつ、受講料の引上げを行った。</p> <p>学卒者訓練については、平成21年度入学者から入学金(国立大学法人に準拠。職業能力開発大学校専門課程:169,200円等)を徴収している。</p>	今後も引き続き、必要な見直しを行っていくこととしている。												

※雇用・能力開発機構は、平成23年10月1日をもって廃止され、機構の行っていた業務については、高齢・障害・求職者雇用支援機構、勤労者退職金共済機構、厚生労働省に移管、または廃止された。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	福祉医療機構

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○長寿・子育て・障害者基金(基金分278,710,000千円+債券売却益10,939,713千円)は平成22年11月、戸塚宿舎(214,277千円)は平成22年8月に売却し、平成23年3月に国庫納付を完了。公庫総合運動場(国庫納付申請時簿価額559,200千円)は平成24年1月、千里山田宿舎(国庫納付申請時簿価額15,898千円)は平成24年3月に国庫納付を完了。宝塚宿舎及び川西宿舎(売却額90,800千円)については、平成24年5月に資産売却のうえ売却に要した費用5,321千円を差し引いた85,479千円を平成24年9月24日に国庫納付した。玉川宿舎(売却額130,926千円)及び用賀宿舎(売却額235,195千円)については、平成27年4月に売却。国庫納付額及び時期について、財務省と協議中であり、平成27年度中に国庫納付する予定である。宝塚宿舎については、一般競争入札を行ったものの不落。平成28年2月以降に不動産鑑定を再度実施し、2回目の入札を実施する予定。その他の宿舎については、土地確定測量を実施中。進捗に応じ、順次売却に向けた手続きを進める。また、年金担保貸付勘定の利益剰余金及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等については、業務廃止後、国庫納付する予定である。なお、労災年金担保貸付勘定においては、不要と認められる政府出資金の一部(1,433,596千円)を平成27年3月に国庫納付している。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○長寿・子育て・障害者基金及び戸塚宿舎については、平成22年度に売却し金銭納付を行った。公庫総合運動場及び千里山田宿舎は平成23年度に現物納付を行った。宝塚宿舎及び川西宿舎については、平成24年5月に資産売却のうえ85,479千円を平成24年9月24日に国庫納付した。玉川宿舎及び用賀宿舎については、平成27年4月に売却。国庫納付額及び時期について、財務省と協議中であり、平成27年度中に国庫納付する予定である。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>●長寿・子育て・障害者基金勘定に係る平成21年度末利益剰余金(金融資産、平成21年度末簿価額2,480,096千円)について平成23年3月に金銭納付を行うとともに、平成22年度利益剰余金(金融資産、平成22年度末簿価額2,329,957千円)についても、平成24年1月に金銭納付を行った。</p>

2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○平成22年度末に大阪支店の管理部門を廃止し事務所スペースを削減(150㎡)した。(平成23年4月1日賃貸契約変更済)</p> <p>●平成24年度の本部事務所の賃貸借契約の更新において、事務所オーナーと賃料交渉を行い、賃借料の引き下げに合意した。その結果、年間で29,460千円の賃借料削減を行った。また、平成26年度の更新においても賃料交渉を行い、その結果、平成26年度における室料1ヶ月相当分の免除について合意し、23,358千円の賃借料削減を行った。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○戸塚宿舎(214,277千円)は、平成22年8月に売却し、平成23年3月に国庫納付を完了。千里山田宿舎は平成24年3月に国庫納付を完了。宝塚宿舎及び川西宿舎については、平成24年5月に資産売却のうえ85,479千円を平成24年9月24日に国庫納付した。玉川宿舎及び用賀宿舎については、平成27年4月に売却。国庫納付額及び時期について、財務省と協議中。宝塚宿舎については、一般競争入札を行ったものの不落。平成28年2月以降に不動産鑑定を再度実施し、2回目の入札を実施する予定。その他の宿舎については、土地確定測量を実施中。進捗に応じ、順次売却に向けた手続きを進める。</p> <p>●平成24年度の本部事務所の賃貸借契約の更新において、事務所オーナーと賃料交渉を行い、賃借料の引き下げに合意した。その結果、年間で29,460千円の賃借料削減を行った。また、平成26年度の更新においても賃料交渉を行い、その結果、平成26年度における室料1ヶ月相当分の免除について合意し、23,358千円の賃借料削減を行った。</p>

### 3. 取引関係の見直し

#### ① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成22年4月に新たに「随意契約等見直し計画」を策定、公表し、着実に実施しているところである。同計画では随意契約の目標を6件としているが、平成26年度においては同計画の目標を1件超過したところである。

この理由は、平成26年度に厚生年金基金の代行返上が行われ、従来計算している厚生年金基金の退職給付債務のほか、代行部分等が26年度末で存在すると仮定した場合の退職給付債務を計算する必要が生じ、当機構が加入している厚生年金基金の管理委託先でなければ当該計算を行えず、随意契約となったためである。

≪平成22年度実績≫(金額ベース(単位:千円))一般競争入札等 1,174,384千円(72.5%) 競争性のない随意契約 445,157千円(27.5%)  
(件数ベース(単位:件))一般競争入札等 42件(85.7%) 競争性のない随意契約 7件(14.3%)

≪平成23年度実績≫(金額ベース(単位:千円))一般競争入札等 783,308千円(93.8%) 競争性のない随意契約 51,878千円(6.2%)  
(件数ベース(単位:件))一般競争入札等 44件(88.0%) 競争性のない随意契約 6件(12.0%)

≪平成24年度実績≫(金額ベース(単位:千円))一般競争入札等 1,687,272千円(81.9%) 競争性のない随意契約 372,511千円(18.1%)  
(件数ベース(単位:件))一般競争入札等 39件(86.7%) 競争性のない随意契約 6件(13.3%)

≪平成25年度実績≫(金額ベース(単位:千円))一般競争入札等 605,878千円(96.8%) 競争性のない随意契約 20,105千円(3.2%)  
(件数ベース(単位:件))一般競争入札等 34件(89.5%) 競争性のない随意契約 4件(10.5%)

≪平成26年度実績≫(金額ベース(単位:千円))一般競争入札等 2,612,683千円(87.2%) 競争性のない随意契約 385,095千円(12.8%)  
(件数ベース(単位:件))一般競争入札等 55件(88.7%) 競争性のない随意契約 7件(11.3%)

●一者応札・応募に係る対応については、ホームページにおいて公表済みである「[1者応札・1者応募]に係る改善方策について」に基づく取組みを行い、競争性、透明性の一層の確保を図った。

[1者応札・1者応募に係る具体的な改善方策]

・公告期間を原則として10営業日以上とすること(国における「予算決算及び会計令」等においては10日(暦日)間)等

●契約の競争性・透明性を確保する観点から、契約審査会に監事の出席を求め、契約方式の妥当性や一般競争入札等にかかる仕様書の内容等について点検を受け、更に、「[独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて]における改善状況のフォローアップについて」(平成24年9月7日付総務省行管局長から厚生労働省官房長宛て事務連絡)等により、引き続き「契約監視委員会」を存置することとされたことから、平成26年度においては平成26年9月4日(第1回目)及び平成27年2月19日(第2回目)に同委員会の点検を受けている。

<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p><b>② 契約に係る情報の公開</b></p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付内閣官房行政改革推進室長事務連絡)が発出され、平成23年7月1日以降の入札公告に係る契約等から、契約の相手先に係るOBの再就職情報等を公表することとされたことを踏まえ、ホームページにおける周知及び入札公告等への記載等の措置を講じている。 なお、これまでの間、契約の相手先に係るOBの再就職情報等について公表に至った例はない。</p>
<p><b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p><b>④ 調達の見直し</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>

<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調達の効率化等については、契約は原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化による経費削減の措置を講じているほか、業務システム最適化の推進、システムの運用保守契約等に係る複数年契約の活用及び各事業の業務案内に係るパンフレット等の印刷について、複数種類のパンフレット等の同時発注(一般競争入札)を実施するなど、調達コスト削減に努めている。</li> <li>● なお、経費削減の取組みについては、平成26年度において、次のとおり実施(合計約43,698千円)しており、今後も継続的に努力していくこととしている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職手当共済制度の周知について、従来の集合研修形式から機構ホームページを活用したe-ラーニング形式に見直したことなどにより、経費を削減した。(対前年度削減額約10,000千円)</li> <li>・会計監査人の候補者選定について、契約期間を複数年度(4か年)にするとともに、一般競争入札(総合評価落札方式)を実施したことにより、監査費用を削減した。(対前年度削減額 5,715千円)</li> <li>・本部事務所の賃貸借の更新について、賃料改定に係る交渉を行った結果、賃料を削減した。(対前年度削減額 23,358千円)</li> <li>・資格証明・印鑑証明書の請求、雇用保険に係る申請及び財政融資資金借入の手続きについて、オンライン申請を導入し、事務の効率化を図るとともに、経費を削減した。(対前年度削減額 約380千円)</li> <li>・人材派遣の調達において一般競争入札を導入したことにより、人材派遣料を削減した。(対前年度削減額 4,245千円)</li> <li>・カラーコピーの原則禁止、プリントアウトの際の両面印刷の徹底、チューブファイルの再利用及び旅費に係る旅行パック利用の促進などについて引き続き実施。</li> </ul> </li> </ul>
--	---

**4. 人件費・管理運営の適正化**  
**① 人件費の適正化**

<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。  ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。  ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき、役員の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、個別の額を公表している。</p>

<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 監事監査においては、特定事項監査の一環として給与水準の適正化について監査しており、当機構が独自に実施した本俸基準表の引き下げなどにより、年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数が概ね100まで低下したことを確認している。 また、平成25年度実績に係る給与水準について、厚生労働省独立行政法人評価委員会においても、評価委員会が特に厳正に評価する事項として事後評価が行われた。</p>
<p><b>② 管理運営の適正化</b></p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。</p>

<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>●事業費等については、事業部への予算配分、期中管理及び実績報告を経営企画会議を通して行うことで適切に執行している。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>●内部監査業務を的確に実施するため、平成21年度より監査室の理事長直属化を実施し、平成23年度においては、従来の内部監査業務とQMS監査業務を監査室に一本化することにより、監査の高度化及び効率的な監査を実現することが可能となった。 また、平成22年4月に法令等の遵守に関する規程を制定し、同規程に基づくコンプライアンス委員会を設置するとともに、関係法令等の遵守のために内部通報制度を定めた。 ●平成25年度においては、ガバナンスの高度化に向け監査機能の強化に必要な態勢（規程整備や監査手法の見直しなど）を整備し、金融検査マニュアルをベンチマークとしたリスクベース・アプローチに基づく内部監査を試行的に実施するとともに、平成26年度内部監査計画を策定した。平成26年度においては、新たなガバナンス態勢のもと、金融検査マニュアルをベンチマークとしたリスクベース・アプローチに基づく内部監査を効果的に実施するとともに、当該結果等を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・評価したうえで平成27年度内部監査計画を策定し、更なるガバナンスの高度化を推進した。また、平成26年4月からは、金融検査マニュアルに基づく内部統制基本方針等の規程を運用開始するとともに、従来のコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、個人情報管理委員会を統合したガバナンス委員会を設置・運営するなど、新たなガバナンス態勢を整備した。さらに、平成27年4月より関係法令等の遵守のために外部通報制度を定めた。</p>
<p><b>5. 自己収入の拡大</b></p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>●セミナー等に係る自己収入の確保については、中期計画において「実費相当を上回る自己収入を確保する」ことを目標として、①毎年度セミナー開催に要する費用を把握しセミナー受講料の妥当性を検討、②受講者数の増を図るためにPR、企画内容の充実を実施、③セミナー運営コストのさらなる効率化の推進 等に取り組んでいる。 ●基本方針において、平成23年度には「民間へのノウハウの普及を行うことを検討する」としており、民間のニーズ状況の把握とこれに対応したノウハウ普及のためのプログラム案を平成23年度に策定した。当該プログラムについても受益者の応分の負担を考慮しつつ、引き続き自己収入（平成26年度実績額38,502千円）の確保に努めてまいりたい。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし。</p>

## 6. 事業の審査、評価

<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>●社会福祉振興助成事業においては、助成事業の採択に当たり、医師、NPO関係者、福祉分野を中心とした大学教授など16名の外部有識者からなる「社会福祉振興助成事業審査・評価委員会」において選定方針を定め、公表するとともに、当該選定方針に基づき同委員会において応募団体からの申請内容について審査・採択し、事業を厳選している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>●社会福祉振興助成事業においては、助成事業の進捗状況等を確認するため、事業の中間時には進捗状況調査を実施し、必要に応じて、助成決定の変更や取り消しを行うこととしている。 また、助成事業の選定結果については、機構ホームページで速やかに公表するとともに、事後評価についても、事業評価報告書に取りまとめて、ホームページで公表することとしている。</p>

No.	39	所管	厚生労働省	法人名	福祉医療機構
-----	----	----	-------	-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 福祉貸付事業	業務の効率化	23年度から実施	<p>利用者サービスの更なる向上のための具体的な取組目標（資金貸付け時の審査期間短縮、申請書類の簡素化等の効率化、融資体制の見直し等）、業務効率化に係る一層の取組目標を中期計画等に明示する。</p> <p>さらに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、福祉医療政策の動向や金融経済環境を注視しつつ、業務や組織の在り方を検討する。</p>	2a	<p>借入申込みの受理から貸付内定通知までの平均処理期間の短縮、借入申込書類の簡素化の促進、災害復旧・金融環境の変化等に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、利用者サービスの更なる向上のための取組目標を中期計画等に明示し着実に取り組んでいる。（平成23年3月措置済み）</p> <p>具体的な取組として、</p> <p>①中期計画に定められた審査期間の維持 福祉貸付：（22年度までの目標）75日⇒（23年度からの目標）30日以内⇒（23年度実績）27.8日⇒（24年度実績）27.5日⇒（25年度実績）28.2日⇒（26年度実績）28.1日 医療貸付：（22年度までの目標）45日⇒（23年度からの目標）30日以内⇒（23年度実績）21.1日⇒（24年度実績）19.5日⇒（25年度実績）19.4日⇒（26年度実績）19.3日</p> <p>②申請書類の簡素化 平成22年度中に、申請書類の一部削減、施設種別ごとに提出させていた書類の一元化及び一部電子化などにより、福祉貸付は対前年度比30%以上、医療貸付は対前年度比5%以上の簡素化を図った。</p> <p>③融資相談の強化 事業計画の早い段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業が図られるよう必要な見直しの提案、助言等を行った。</p>	<p>平成25年度からの第3期中期計画・年度計画等においても次の①～③の目標を掲げ、今後も引き続き利用者サービスの向上に取り組む。</p> <p>①中期計画に定められた審査期間の維持 ⇒中期計画に定められた審査業務に係る処理期間の順守に努め、審査期間短縮による利用者サービスの向上を図る。</p> <p>②手続きの簡素化 ⇒提出書類の電子化などの電子媒体による配布など手続きの簡素化を進める。</p> <p>③融資相談の強化 ⇒融資相談においては、円滑な施設経営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、計画の早期相談からの確かな融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。</p>
02 医療貸付事業					<p>平成23年度には、福祉医療政策の動向や顧客ニーズを踏まえた特別養護老人ホームや病院への融資条件の優遇（耐火構造の施設についての償還期間を30年以内に延長）、地球温暖化対策に資する事業への融資条件の優遇、先進医療機器に対する融資制度の創設等を行った。</p> <p>平成24年度には「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日閣議決定）に基づき国固有地等を利用した社会福祉施設等の整備促進のための融資条件の優遇、東日本大震災の被害を教訓として災害時における電力不足に対応するために病院等への自家発電設備整備に係る融資条件の優遇を行った。</p> <p>加えて、平成24年度補正予算成立後から、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金や地域医療再生臨時特例交付金等の対象となる津波からの防災としての高台移転整備に対する融資条件の優遇を行った。</p> <p>平成25年度には「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）に基づき、都市部における社会福祉施設等の整備促進のための融資条件の優遇、「総合特別区域法」（平成23年法律第81号）に規定する総合特別区域計画の対象となる病院等に係る優遇を行った。</p> <p>平成26年度には「日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）」に基づき、保育所等の賃借物件による施設開設資金等に対する無担保貸付制度の拡充や認可を目指す認可外保育施設及び小規模保育事業に対する融資制度の創設を行った。</p> <p>平成27年度には地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を支援するため、地域医療介護総合確保基金等の補助を受けて行う施設整備に係る融資条件の優遇を行った。</p> <p>また、東日本大震災において被災された事業者への対応として、被災した社会福祉施設や医療施設等の復旧を円滑かつ迅速に推進するため必要な資金の融資や優遇措置の実施、既往貸付金の返済猶予や二重債務への個別対応等を実施した。</p> <p>なお、福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置等の業務運営体制の継続的な見直しを行うことを中期計画等に明示し取り組んでいる。</p> <p>平成23年4月には、顧客サポート体制の強化を図るため債権管理部門（管理部）と経営支援部門（経営支援室）の統合や管理部門を再編し、組織のスリム化（部長ポスト▲2、次長ポスト▲1、課長ポスト▲2）を行った。</p> <p>平成27年4月から、福祉と医療の有機的な結びつきに対応するため福祉貸付部と医療貸付部の統合、また、社会福祉施設・医療施設に対する経営サポート業務の更なる充実・拡充を図るための組織見直し、さらに、信用リスク管理部門の拡充を図るための組織体制の整備を図るなど、業務の実態を踏まえつつ、業務運営体制の継続的な見直しを行っている。</p>	<p>また、貸付制度等業務内容及び組織体制等の見直しについても、福祉医療政策の動向、日本再興戦略等の政府全体の戦略、金融経済環境等を踏まえ、今後も定期的に見直しを図っていくこととしている。</p>

03	福祉医療経営指導事業	民間と競合する業務を廃止	22年度から実施	民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の動向等を調査し、業務の重複の有無を把握した上で、平成22年度内に見直し案をまとめ、民間と競合する業務については廃止する。	1a	民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の実態把握及び機構セミナー受講者のニーズ等調査を踏まえ、民間と競合する業務は廃止し、機構の独自性が明確になるテーマ設定・講師選定を行い、施設整備の事業計画の立案や施設の機能強化に資する情報等に関する内容へと重点化し、平成23年度以降のセミナー実施計画の見直しを行った。（開催回数：22年度18回⇒23年度以降14回） 具体的には、民間コンサル等で実施できるような行政担当者や学識経験者による政策動向等の講義内容を廃止し、機構役員等による施設整備計画の策定にあたってのアドバイスを病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介等、内容の見直しを図り、機構の独自性が発揮できるように改めた。	—
			23年度から実施	病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討する。	1a	平成23年度においては、金融機関、民間コンサル等がどのような病院・医療経営指導のノウハウを求めているか等について民間金融機関に対しヒアリング等により、民間の主体が機構のデータ等に対してどのようなニーズがあるかについて調査を行い、平成24年3月に具体的な民間へのノウハウの普及のためのプログラム案を策定し、平成24年度から、セミナー・研修会等を試行実施した。平成25年度においては、セミナー・研修会等を実施するとともに、地方銀行協会との勉強会を開催するなど、民間へ普及するための態勢を構築した。	—
04	福祉保健医療情報サービス（WAMNET事業）	事業の一部廃止	23年度から実施	国と重複する行政情報及び民間と競合する情報に係る提供業務は廃止するとともに、本法人が提供する情報サービスは、基幹的な福祉医療情報（ケアマネジャーの業務に必要な介護事業情報等業務）に限定することにより、事業規模を縮減する。	1a	国と重複する行政情報及び民間と競合するワムネットプラス（福祉用具・機器情報及び介護保険業務管理ソフト等製品情報等を掲載）を廃止し、平成23年4月から事業規模の縮減（22年度7億円→23年度6億円）を行った。なお、行政資料についてはリンクを掲載し、利用者の利便性が低下しないように配慮した。また、平成24年10月から稼働を開始したシステムの構築にあたり、システム仕様を見直しサーバ構成等のスリム化を図り運用経費の更なる縮減（23年度6億円→24年度4億円）を図った。 また、基幹的な福祉医療情報を提供するため、平成25年3月に介護支援専門員（ケアマネジャー）の業務に関連した情報を集約したコーナーを設置した。 なお、東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして、「被災地支援団体用掲示板」コーナーを設置し、被災地に対する支援活動を行う団体から寄せられた支援内容、また、被災地に必要な支援ニーズ等について情報を提供することにより、被災地に対する支援活動を行う団体同士の情報共有に寄与した。	—
05	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	廃止	22年度から実施	事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に進め、具体的な工程表を平成22年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。	2a	現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を平成22年内中に取りまとめ、事業の廃止に向けた工程表を作成し、今後の対応方針を平成23年3月に開催された厚生労働省独法評価委員会にて公表した。 当該対応方針に基づく具体的な取り組みとして、平成23年12月より、金融機関等と実務面の調整を行った上で貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更を実施した。 また、年金担保貸付事業廃止計画を策定し、平成25年3月に開催された厚生労働省独法評価委員会にて公表した。この中で事業規模の一層の縮減等の措置を進め、これらの措置の進捗も踏まえ、平成28年度に事業の具体的な廃止時期を判断するとされた。 この年金担保貸付事業廃止計画に基づき、関係機関と調整を行った上で平成26年12月より、更なる貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更を実施した。	国における年金担保貸付事業廃止時期の検討に必要な制度取扱変更後の貸付実績等の情報を提供していくこととする。
06	社会福祉振興助成事業	業務の限定	23年度から実施	政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳選を図る。	1a	助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、児童虐待防止、貧困対策など国として行うべきものに限定した助成対象テーマを定め、募集要領に明記し公表している。 また、助成事業の採択に当たっては、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において選定方針を策定し、当該選定方針に基づき審査・採択を行っている。 なお、東日本大震災の被災地支援として、「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」に重点を置いた第2次募集を平成23年6月に実施し、被災地においてNPO等が行う活動を積極的に支援し、さらに、今後、中・長期的に必要とされるNPOなどによる被災地支援のあり方や方向性、特に地元との連携・協働の重要性やその方法などについて提案することを目的として、東日本大震災復興対策本部の職員による講演及び現地でも活動する助成先団体の活動状況や抱える課題等を報告しディスカッションするシンポジウムを開催した。 また、平成24年度においては、東日本大震災における福祉・介護分野での人材派遣の経験などから明確となった課題を踏まえ、高齢者や障害者等災害時に支援が必要となる方に対し、緊急的に支援が行えるように、助成事業を通じ、民間事業者、団体等による広域的な福祉支援ネットワークのあり方を検討・構築を行っている。	—

07	退職手当共済事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。	2a	電子届出システムの利用率の向上のため、未利用者に対する利用案内の送付やシステム利用者アンケートを踏まえたシステム改善及び退職手当金請求の際に交付を受けていた住民基本台帳法第12条に定める市区町村の証明書（住民票記載事項証明書）の提出を不要とする取扱いの見直しを図り、事務処理の効率化を図った。（電子届出システム利用率：（平成19年度）45%→（平成23年度）81%→（平成24年度）83%→（平成25年度）84%→（平成26年度）85%） 平成24年度においては、共済契約者との意見交換の方法を直接訪問方式からアンケート方式に変更したことで事務の効率化と経費節減（旅費）を図った。 また、共済制度の電子届出システム加入促進活動について、従来配布している資料を見直したことで事務の効率化と経費節減を図るとともに、平成25年度には資料の電子化を実施し、広報にかかる費用（制度周知にかかる旅費等を含む）の見直しを行った。平成26年度においては制度周知方法を集合研修方式からe-ラーニング方式に見直したことにより費用削減を図った。 さらに、平成24年4月に1課を廃止し、課長ポストを削減することにより、組織のスリム化を図るとともに、さらに、コスト削減の取組みとして機構の各事業のパンフレット等の印刷物を同時発注するなど調達の効率化等を実施しており、今後も継続的に実施することとしている。	今後も引き続き利用者に対するアンケート調査を実施し、利用者ニーズ等を踏まえ、事務処理の見直し及びコスト削減等の効率化を実施していくこととしている。
08	心身障害者扶養保険事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。	2a	地方公共団体事務担当者会議の開催回数（2回→1回）等により経費節減を図った。 制度周知のため地方公共団体へ配布しているリーフレットについて、地方公共団体の意向を確認のうえ、電子媒体での対応が可能な地方公共団体については、紙媒体から電子媒体へ切り替えて、事務の効率化と経費節減を図った。 また、コスト削減の取組みとして機構の各事業のパンフレット等の印刷物を同時発注するなど調達の効率化等を実施しており、今後も継続的に実施することとしている。	今後も引き続き地方公共団体との事務担当者会議等を通して利用者・担当者の意見を把握しながら、事務処理の適切な実施やコスト削減等の効率化を実施していくこととしている。
09	【経過業務】承継年金住宅融資等債権管理回収業務	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的に業務縮小に伴う人員削減等の効率化を図る。	2a	平成22年4月に1課を廃止・職員2名を削減し、平成23年4月に次長ポストを削減し、平成24年4月に1課を廃止するなど、人員削減等の効率化に努めている。 また、コスト削減の取組みとして機構の各事業のパンフレット等の印刷物を同時発注するなど調達の効率化等を実施しており、今後も継続的に実施することとしている。 なお、東日本大震災において被災された利用者への対応として、引き続き、貸付金に係る元利金の返済猶予等の特別措置を講じている（平成23年度：250件、平成24年度：52件、平成25年度：11件、平成26年度：9件）。	今後も引き続き貸付残高の縮小に応じた、事務処理の見直し、経費節減及び人員削減等の効率化を実施していくこととしている。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
10	長寿・子育て・障害者基金事業基金、戸塚宿舍	22年度中に実施	長寿・子育て・障害者基金事業基金（2787億円）及び戸塚宿舍を国庫納付する。	1a	長寿・子育て・障害者基金事業基金（基金分2787億円＋債券売却益等134億円）は平成22年11月、戸塚宿舍（2億円）は平成22年8月に売却し、平成23年3月に国庫納付を完了した。	—
11	公庫総合運動場、宝塚宿舍ほか	23年度中に実施	公庫総合運動場、宝塚宿舍ほかを国庫納付する。	1b	公庫総合運動場（国庫納付申請時簿価額559,200千円）は平成24年1月、千里山田宿舍（国庫納付申請時簿価額15,898千円）は平成24年3月に国庫納付（現物納付）を完了した。宝塚宿舍及び川西宿舍（売却額90,800千円）の国庫納付については、平成24年5月に売却のうえ売却に要した費用5,321千円を差し引いた85,479千円を平成24年9月24日に国庫納付した。	—
12	不要資産の国庫返納					
	東久留米宿舍、小金井宿舍ほか	24年度以降実施	東久留米宿舍、小金井宿舍ほかを国庫納付する。	2a	玉川宿舍（売却額130,926千円）及び用賀宿舍（売却額235,195千円）については、平成27年4月に売却。国庫納付額及び時期について、財務省と協議中。 宝塚宿舍については、一般競争入札を行ったもの不落。平成28年2月以降に不動産鑑定を再度実施し、2回目の入札を実施する予定。 その他の宿舍については、土地確定測量を実施中。進捗に応じ、順次売却に向けた手続きを進める。	玉川宿舍及び用賀宿舍については、引き続き財務省と協議を進め、平成27年度中に国庫納付をする予定である。 また、不落となった宝塚宿舍の再入札を始め、他の宿舍についても国庫納付に向けた事務手続きを進める。
13	政府出資金等	23年度以降実施	業務廃止後、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定の不要資産（約58億円）を国庫納付する。	3	業務廃止後、国庫納付を行う予定。なお、労災年金担保貸付勘定においては、不要と認められる政府出資金の一部（1,433,596千円）を平成27年3月に国庫納付している。	業務廃止後、国庫納付を行う予定。
14	組織体制の整備	大阪支店管理部門の廃止	大阪支店事務所の管理部門を廃止し、事務所スペースを削減する。	1a	平成22年度末に大阪支店の管理部門を廃止し、事務所スペースを削減（150㎡）した。（平成23年4月1日賃貸契約変更済）	—

No.	39	所管	厚生労働省	法人名	福祉医療機構
-----	----	----	-------	-----	--------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	運営の効率化及び自律化 保有資産の見直し	戸塚宿舎、宝塚宿舎等(7件)を速やかに売却するとともに、公庫総合運動場については、平成20年10月に向け、共有法人と協議を行い、整理について検討する。	1	公庫総合運動場(国庫納付申請時簿価額559,200千円)は平成24年1月、千里山田宿舎(国庫納付申請時簿価額15,898千円)は平成24年3月に国庫納付(現物納付)を完了した。宝塚宿舎及び川西宿舎(売却額90,800千円)の国庫納付については、平成24年5月に売却のうえ売却に要した費用5,321千円を差し引いた85,479千円を平成24年9月24日に国庫納付した。	—

## 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

<b>所管府省名</b>	厚生労働省
<b>法人名</b>	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	該当なし。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 地域移行を推進することによる施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図っていくとともに、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員配置を行い、全体として人員・コストの縮減を図っている。(職員数の減 平成26年度期首:221人 →平成27年度期首:217人)
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	該当なし。

基本方針の記載

具体的な見直し状況等

3. 取引関係の見直し  
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

●「随意契約等見直し計画(平成22年4月策定)」に基づき、真にやむを得ないものを除き、入札案件については、全て一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施している。  
また、一者応札・応募となった契約については、「一者応札・一者応募に係る改善方策について(平成21年7月策定)」に基づき、公告方法や契約準備期間の確保等の改善を図り、競争性・透明性が確保できるよう努めている。

【平成22年度契約状況】  
(金額ベース(単位:千円))  
一般競争等909,103千円(98.2%)、競争性のない随意契約16,997千円(1.8%)  
(件数ベース(単位:件))  
一般競争等32件(84.2%)、競争性のない随意契約6件(15.8%)

【平成23年度契約状況】  
(金額ベース(単位:千円))  
一般競争等673,120千円(85.2%)、競争性のない随意契約116,932千円(14.8%)  
(件数ベース(単位:件))  
一般競争等36件(78.3%)、競争性のない随意契約10件(21.7%)

【平成24年度契約状況】  
(金額ベース(単位:千円))  
一般競争等1,125,758千円(89.6%)、競争性のない随意契約131,209千円(10.4%)  
(件数ベース(単位:件))  
一般競争等29件(74.4%)、競争性のない随意契約10件(25.6%)

【平成25年度契約状況】  
(金額ベース(単位:千円))  
一般競争等224,755千円(91.4%)、競争性のない随意契約21,048千円(8.6%)  
(件数ベース(単位:件))  
一般競争等19件(90.5%)、競争性のない随意契約2件(9.5%)

【平成26年度契約状況】  
(金額ベース(単位:千円))  
一般競争等343,653千円(91.3%)、競争性のない随意契約32,659千円(8.7%)  
(件数ベース(単位:件))  
一般競争等16件(84.2%)、競争性のない随意契約3件(15.8%)

※競争性のない契約(随意契約)については、毎月支払われる電気料金・ガス料金及び上下水道料金といった公共料金を除いた割合。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>② 契約に係る情報の公開</b>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p>	<p>●会計規程第33条の2に基づき、予定価格が100万円を超える契約について、当法人のホームページに掲載し、公表している。</p>
<p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づき、公表の対象となる契約がある場合には、適切に対応することとしている。          なお、取組開始後より現在(平成27年6月30日)までの期間において、公表対象となる契約はない。</p>
<b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<b>④ 調達の見直し</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。          ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。          イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。          ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●「公共サービス改革基本方針」に基づき、随意契約の点検・見直し及び一者応札・一者応募の見直しを図り取組んでいるところであるが、今後も引き続き調達の効率化や経費削減に努める。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 総務省の方針に基づき、当法人のホームページで公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準については、国家公務員に準拠した給与改定を行っており、監事による監査、評価委員会による事後評価(平成26年度まで)、厚生労働大臣による検証(平成27年度から)によって、給与改定の内容について厳格なチェックを受けている。</p>
② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 国家公務員に準拠して支出を行っている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 運営費交付金については、原則、算定ルールに基づき所要額を算出しており、引き続き透明化、合理化を図ってゆく。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 平成21年度から内部監査を実施している。23年度から各部からは独立して監査等を専門で行う「監査室」を設置し、理事長の方針に沿って監査室長を中心に内部監査を実施している。27年度も引き続き内部監査計画に基づき、内部監査を実施する。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>●障害福祉関係機関により具体的に情報提供を行うために、資料等を読みやすく編集し、有償刊行物として頒布、自己収入の拡大を図っている。          なお、障害福祉分野における制度の活用や支援方法に係る研究成果を特許等に結びつけることは馴染まない。のぞみの園では、研究成果については紀要としてとりまとめ、ホームページで全文掲載している。また、全国の障害福祉施設等での活用できるよう、ニュースレターにおいて掲載している。</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>●のぞみの園が実施している事業については、第三者評価機関により、概ね3年に1回評価を実施しているとともに、第三者の有識者等から意見を聴取する機会として、「国立のぞみの園運営懇談会」を毎年度開催している。          ・国立のぞみの園運営懇談会の開催          【名称】 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営懇談会          【導入時期】 平成20年度          【平成26年度開催日】 平成26年10月2日、平成27年3月23日          【委員構成】 有識者、行政担当者、地域代表、保護者等</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>●評価結果等については、当法人のホームページで公表している。</p>

No.	40	所管	厚生労働省	法人名	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
-----	----	----	-------	-----	--------------------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 施設の設置・運営	人員削減等による効率化	22年度から実施	施設利用者の減少に伴う人員削減等による効率化を図る。	2a	施設利用者の減少や定年退職の状況等に応じ、職員数の減（26年度期首：221人→27年度期首：217人）、また有償図書作成を行い自己収入の増を図るなど、業務運営の効率化を図った。	今後も効率化に取り組むこととしている。
02 調査、研究及び情報の提供						
03 養成及び研修						
04 援助及び助言						

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	労働政策研究・研修機構

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 政府出資金(一般勘定及び雇用勘定における不要資産(336,746千円))については、平成23年9月22日付で国庫納付を行った。</p> <p>● 政府出資金(借上宿舎の敷金)について検証し、不要と認められるもの(3,470千円)については、平成24年12月10日付で国庫納付を行った。同理由により、平成24年度分(政府出資分2,022千円、運営費交付金分300千円)について、平成25年11月8日付で国庫納付を行い、平成25年度分(政府出資分440千円)について、平成26年8月29日付で国庫納付を行い、平成26年度分(政府出資分2,299千円)についても、平成27年度中に国庫納付することとしている。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>該当なし(労働大学校の国への移管については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、「政策研究機能と研修機能が同じ組織の下で一体的に運営され、高い相乗効果を発揮していることを踏まえ、引き続き本法人が実施する。」とされた)。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 有効活用を図る観点から、平成23年度より知的財産権の管理を行う部署を一元化し、機構の保有する商標権等について管理体制の強化を図った。</p>
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 霞が関事務所について、平成22年12月をもって廃止した。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 同上</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>

○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。

- 労働大学校の施設の有効活用を図るため、以下の取組を新たに実施した。
- ① 平成23年5月から、厚生労働省と文部科学省が連携して実施している東日本大震災により被災した新卒者などの首都圏における就職活動支援に協力するため、就職活動のために宿泊が必要な被災学生等を対象に、労働大学校の宿泊施設の一部を無料で提供し、さらに、受講希望の宿泊者に対し、研修及び研究を通じて得られた知見を活用して、就職支援のためのセミナーを実施(24年度で終了)。
- ② 厚生労働省が実施する被災した新卒者向けの就職面接会についても、労働大学校の施設の一部を会場・宿泊施設として提供(24年度で終了)。  
(23年度の実績)  
宿泊者数:延べ321人、857人泊(\*を含む。)  
セミナー:16回実施(延べ143人受講)  
就職面接会:4回実施(延べ238人参加、732人泊\*)  
(24年度の実績)  
宿泊者数:延べ178人、261泊  
セミナー:2回実施(延べ2人受講)
- ③ 厚生労働省行政担当職員以外の研修に対して施設の貸出を実施。

### 3. 取引関係の見直し

#### ① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

- 「随意契約等見直し計画(平成22年4月策定)」に基づき、随意契約によることが真に止むを得ないもの以外について一般競争入札へ移行すべく取組を行ったところ、競争性のない随意契約が目標の18件に対し平成22年度のフォローアップベースでは17件と、既に目標を達成。  
(平成22年度:実契約金額ベース(単位:円))  
一般競争入札等 466,574,384円(77.2%)、競争性のない随意契約 119,739,442円(19.8%)  
(平成22年度:実契約件数ベース(単位:件))  
一般競争入札等 70件(76.9%)、競争性のない随意契約 21件(23.1%)
- 平成23年度のフォローアップベースでは14件であり、引き続き目標を達成。  
(平成23年度:実契約金額ベース(単位:円))  
一般競争入札等 563,741,664円(88.4%)、競争性のない随意契約 74,239,251円(11.6%)  
(平成23年度:実契約件数ベース(単位:件))  
一般競争入札等 76件(77.6%)、競争性のない随意契約 22件(22.4%)
- 平成24年度のフォローアップベースでは15件であり、引き続き目標を達成。  
(平成24年度:実契約金額ベース(単位:円))  
一般競争入札等 718,631,765円(87.7%)、競争性のない随意契約 100,919,116円(12.3%)  
(平成24年度:実契約件数ベース(単位:件))  
一般競争入札等 81件(73.6%)、競争性のない随意契約 29件(26.4%)
- 平成25年度のフォローアップベースでは14件であり、引き続き目標を達成。  
(平成25年度:実契約金額ベース(単位:円))  
一般競争入札等 617,292,974円(87.7%)、競争性のない随意契約 86,259,153円(12.3%)  
(平成25年度:実契約件数ベース(単位:件))  
一般競争入札等 64件(77.1%)、競争性のない随意契約 19件(22.9%)
- 平成26年度のフォローアップベースでは13件であり、引き続き目標を達成。  
(平成26年度:実契約金額ベース(単位:円))  
一般競争入札等 679,177,329円(88.3%)、競争性のない随意契約 90,180,914円(11.7%)  
(平成26年度:実契約件数ベース(単位:件))  
一般競争入札等 54件(75.0%)、競争性のない随意契約 18件(25.0%)
- 今後も契約監視委員会の意見等を踏まえ、一般競争入札への移行や、契約の必要性の精査の取組を行うこととする。
- 一者応札・応募となった契約については、入札説明書を受け取りに来た業者で、その後入札参加の辞退を申し出てきた業者に対して辞退理由の聴取を行い、その辞退理由が、入札の参加要件や入札までの期間等の問題であった場合、改善のできる事項を次回の入札に反映させるようにしている。入札公告の期間については22年度から、従前の休日を含めて10日間であったものを、営業日で12日間としており、さらに公示期間終了から入札日までの期間を1週間程度を目安に長くすることで、入札までの業者側の準備ができないことを理由とする辞退を減らす工夫をしている。

<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p><b>② 契約に係る情報の公開</b></p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p>	
<p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p>	<p>● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直し」(平成23年6月3日付け事務連絡)に基づき、一般競争入札等において、機構ホームページ等に掲示する入札公告に、入札により契約相手方として決定した法人に対して、機構OBの再就職の有無を確認する旨を記載し、入札後の契約の段階で再就職の実態があると回答した法人に対しては、財務諸表の提出を求め、年間における機構との取引額が、当該法人の年間の売上高の相当数を占めると判断された場合は、機構ホームページ上で公表するなどの対応を行うこととしている。なお、現時点で公表の対象となる契約はない。</p>
<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	
<p><b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p><b>④ 調達の見直し</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>● 共同調達の実施については、引き続き検討することとし、更なる一般競争入札の徹底・一者応札の改善等を進めることにより、コスト縮減を図っている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 労働大学校の施設の管理運営業務について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づき、民間競争入札を実施した(平成21年度から3年間の契約期間)。なお、平成24年度及び25年度については、独立行政法人の組織の見直しの関係もあり、民間競争入札は実施していないものの、平成21年度から23年度まで実施した民間競争入札の実績を踏まえ、管理運営業務を一括して一般競争入札を行い、業者を選定している。同様に平成26年度においても一般競争入札を行い、平成27年度末までの複数年契約により業者を選定している。なお、平成28年度から3年間は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づき、民間競争入札を実施予定。</p> <p>● 機構情報システムの運用支援・ヘルプデスク等業務について、平成28年度から3年間は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づき、民間競争入札を実施予定。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 平成23年4月に公表された「公共サービス改革プログラム」に基づき、競争性・透明性確保のため、一般競争入札に係る公告期間等の改善や随意契約の内部審査などにより、調達の改善に取り組んでいる。また、契約監視委員会における、随意契約及び一者応札となった調達の点検・指摘事項の公表により、これらを見直しを行うとともに、契約内容の特性により随意契約となっている調達案件においても価格交渉による経費節減に努めている。</p>
<p><b>4. 人件費・管理運営の適正化</b></p> <p><b>① 人件費の適正化</b></p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 機構の理事長・理事及び監事等の報酬については、役員報酬規程のほか、毎年度の報酬及び退職手当の支給状況をホームページで公表している。</p>

<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 役職員の給与水準の妥当性等に留意した監査を行うため、期末監査(毎年度5月に実施)において、該当部門から給与水準の国家公務員および民間との比較、人件費予算の削減状況、超過勤務実績等の書類を提出させた上で監査を実施するなど、給与水準の妥当性について、引き続き厳格なチェックを実施している。</li> <li>● 評価委員会においても、職種別の職員給与の支給状況や、年齢・職位別の給与水準、総人件費改革の推進状況等を資料として提出した上で、給与水準の妥当性を評価していただいていた(平成25年度実績まで)。平成26年度実績以降については、「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)に基づき評価を受ける予定。</li> </ul>
<p><b>② 管理運営の適正化</b></p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については国家公務員に準じたものとなるように、これまでも見直しを続けてきており、平成23年度より互助組織の事業主負担分を全廃したほか、健康保険料の負担割合の見直しを実施した(平成23年4月分より保険料を労使折半に変更)。</li> <li>● また、職員宿舎(借上)は、平成26年度末をもって廃止した。</li> </ul>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第3期中期計画の策定に当たっては、事業・予算体系及び業務運営に関する具体的方針等についての検討を行うなど、より効率的・効果的な事務・事業の実施のための取組を積極的に推進した。また、毎年度の事業費等については、各部門への研究計画等のヒアリングを実施し必要な経費の精査に取り組むことにより、透明化、合理化を図っている。</li> </ul>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コンプライアンス体制については、従来から理事長をトップとするコンプライアンス経営推進の中核機関として、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進に努めている。コンプライアンス委員会においては、チェックリストに基づく評価・点検を定期的(原則四半期ごと)に実施しているほか、コンプライアンス研修の計画的実施にも取り組んでいる。</li> <li>● コンプライアンス委員会のほかに、①経営の重要方針の協議等を行う経営会議、②監事監査、③内部監査、④会計監査人による監査、⑤外部評価機関である総合評価諮問会議、⑥随意契約審査委員会、⑦契約監査委員会等のコンプライアンスの確保を推進するための体制を整備している。また、平成26年3月には「リスク管理規程」を新たに策定した。</li> <li>● 平成24年度には理事長直轄の組織として、新たに内部統制推進室を設置し、内部統制基本方針の策定、コンプライアンス委員会の運営、内部監査の実施など、従来のコンプライアンス経営推進を含めて内部統制のための仕組みを充実・強化した。</li> </ul>

<b>5. 自己収入の拡大</b>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 労働教育講座について、更なる自己収入の増加を目的として、受講生への負担を配慮しつつ、受講料についての見直しを行い、平成23年度より受講料を5～10%引き上げた。また、平成27年度より消費税値上げ相当分(1～2千円)につき受講料を引き上げた。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 平成23年度から、書籍販売サイトを活用した販路拡大等を図るとともに、新刊書籍の発行や外部セミナー等での即売、販促チラシの配布による販売促進により、第3期中期目標期間(平成24年度～平成28年度)においても、自己収入について、出版物等の成果物の販売促進等を積極的に実施し、平成22年度と比較して10%程度の拡大に努めることとしている。 平成26年度の業務収入の実績: 43,657千円(対22年度比9.2%の減)</p> <p>● 有効活用を図る観点から、平成23年度より知的財産権の管理を行う部署を一元化し、機構の保有する商標権等について管理体制の強化を図った。(再掲)</p>
<b>6. 事業の審査、評価</b>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 機構においては、外部評価委員会として、 ① 労使関係者や学識経験者から構成される「総合評価諮問会議」、 ② 労働分野に係る高度な学識を持つ外部専門家から構成される「リサーチ・アドバイザー一部会」(総合評価諮問会議の部会として設置)、 を設置している(法人設立時～)。</p> <p>(評価の仕組み) 研究計画及び研究成果の評価については、「リサーチ・アドバイザー一部会」で1次的な外部評価を実施した後、その評価結果を親部会である「総合評価諮問会議」で再度チェックを行う仕組みをとっており、こうした重層的な外部評価体制を構築することにより、専門・学問的な見地のみならず、関係労使の見地も踏まえた多面的な研究評価を行い、適正な業務運営の確保に努めている。</p> <p>(評価対象) 総合評価諮問会議: 機構の業務全般(中期計画、年度計画の事前評価及び業務実績の評価) リサーチ・アドバイザー一部会: 研究計画及び研究成果</p> <p>(委員)→詳細は別添参照 総合評価諮問会議: 今野浩一郎(学習院大学教授)会長ほか計12名 リサーチ・アドバイザー一部会: 今野浩一郎部会長ほか計15名</p>

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

● リサーチ・アドバイザー部会では、研究計画及び研究成果について評価を行ってきたが、第3期中期目標期間(平成24年度～平成28年度)においては、研究テーマごとに研究内容等についての事前・中間・事後の評価を行い、中間段階で成果が期待できないと評価されたテーマは廃止することとし、評価結果をHPで公表することとしている。なお、平成22、23年度は、事前・中間評価について試行的に実施し、研究内容等について適切との評価を受けている。

また、平成23年度に第3期プロジェクト研究(サブテーマ)の事前評価を行うとともに、24、25、26年度には中間評価を実施した。いずれも研究計画は「概ね妥当」との評価を得ている。

● 総合評価諮問会議では、平成23年度において、新成長戦略に資するよう配慮すべき、震災への対応に積極的に取り組むべき、高い経済成長下にあるアジア諸国に関する調査・情報収集を強化すべきとの意見を受け、翌年度の年度計画に反映させるなど、事業実施に適切に反映させている。また、平成24年度には、多様で複雑な課題をつなげて政策的インプリケーションを提示すべきとの意見を受け、政策論点レポートの作成等に反映させている。平成25年度には、雇用労働に関する全体的な課題についての研究が必要との意見を受け、「雇用社会と法プロジェクト」を立ち上げ、日本的な雇用システム全般の変化の状況と法政策の関係について把握分析する取り組みを始めている。平成26年度には、データアーカイブの利用実績をホームページ上で発信すべきとの意見を受け、ホームページ「データ・アーカイブ」コーナー上で利用実績を掲載している。

No.	41	所管	厚生労働省	法人名	労働政策研究・研修機構
-----	----	----	-------	-----	-------------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 労働政策研究、情報の収集・整理	総合的職業情報データベース（キャリアマトリックス）の廃止	23年度から実施	総合的職業情報データベース（キャリアマトリックス）業務を廃止する。	1a	平成23年3月末をもって廃止した。	—
	労働政策に資する研究テーマへの重点化、業務の縮減	23年度から実施	労働政策研究業務については、民間企業、大学等の政策研究機関における研究との重複排除の観点から、労働政策に貢献する内容に重点化するとともに、自主研究を厳選することで、研究の効率化を図り業務を縮減する。	2a	<p>研究テーマの策定に当たって、以下の取組を行うことなどにより、労働政策に貢献する内容の研究に重点化するとともに、民間の研究機関における研究との重複排除を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイレベル会合（厚生労働省と機構幹部との会合）における議論などを通じて、厚生労働省との密接な連携の下に、労働政策の立案に貢献するという観点から研究テーマを厳選して実施。</li> <li>・労働問題の各分野において高度な学識を持つ外部専門家により構成されるリサーチ・アドバイザー部会や、外部の労使及び学識経験者により構成される総合評価諮問会議において、研究の必要性や他の研究との重複排除等の観点から研究テーマの適正性について確認を実施。</li> </ul> <p>また、これらの取組を行うことなどにより、研究の効率化を図り、平成23年度において業務の縮減（△40,706千円（平成22年度予算比））を行った。</p> <p>なお、自主研究については、廃止済みである。</p> <p>第3期中期目標期間（平成24年度～平成28年度）においても、上記の取組を継続するとともに、以下の取組を行うことなどにより、調査研究の重複を排除するとともに、厚生労働省の労働政策の企画立案及び推進に資する質の高い調査研究に一層重点化することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省の緊急の政策ニーズに迅速・的確に対応するための緊急調査の本格実施</li> <li>・厚生労働省側の研究担当者の登録制を導入し、連携を強化</li> <li>・調査研究成果の労働政策への貢献度合いや、成果の普及状況に関する指標を新たに設定、結果を国民に公表</li> <li>・調査研究テーマごとに具体的な利用目的を明確にし、調査研究の事前・中間・事後の各段階において、外部評価委員会を活用した厳格な評価を実施</li> </ul> <p>また、平成25年度以降においても、引き続き業務全体の縮減を図るとともに、政独委による勧告の方向性等も踏まえ、政策研究事業へ重点化することにより、業務経費の縮減を図った。</p> <p>平成25年度△5,935千円（平成24年度予算比） 平成26年度△4,446千円（平成25年度予算比） 平成27年度△4,462千円（平成26年度予算比）</p>	引き続き、研究の効率化を図り業務縮減に努める。
02 成果普及等	一部業務の廃止及び縮減	23年度から実施	高校生への就職関係別誌本及び労働関係図書・論文表彰の賞金を廃止する。また、その他の業務についても、労働教育講座に係る委託業務の廃止、報告書等の印刷数削減、配布先削減等により、業務の縮減を図る。	2a	<p>高校生への就職関係別誌本及び労働関係図書・論文表彰の賞金については、平成22年度中に廃止した。また、その他の業務についても平成23年度において労働教育講座に係る委託業務の廃止、報告書等の印刷数削減、配布先削減、平成25年度より労働教育講座総合講座修了式の廃止等を行うことにより、業務の縮減（△39,346千円（平成22年度予算比））を行った。</p> <p>また、平成25年度以降においても、さらなる業務効率化により業務経費の縮減を図った。</p> <p>平成25年度△1,312千円（平成24年度予算比） 平成26年度△1,297千円（平成25年度予算比） 平成27年度△1,285千円（平成26年度予算比）</p>	引き続き、業務効率化に努める。
	出版物等の販売促進	23年度から実施	例えば、出版物等の成果物の販売促進等については、前年度比で1割以上販売を増加するなどの目標を設定し、自己収入の拡大に努める。	2a	<p>出版物等の成果物の販売促進等については、平成23年度から、書籍販売サイトを活用した販路拡大等を行うとともに、新刊書籍の発行や外部セミナー等での即売、販促チラシの配布による販売促進により、第3期中期目標期間（平成24年度～平成28年度）においても、自己収入について、出版物等の成果物の販売促進等を積極的に実施し、平成22年度と比較して10%程度の拡大に努めることとしている。26年度は、22年度と比較して9.2%の減少となったことから、27年度は第3期の調査研究成果をよりわかりやすく広い範囲に提供して自己収入の改善を図る。</p> <p>平成24年度の業務収入の実績：51,626千円（対22年度比7.4%の増） 平成25年度の業務収入の実績：48,464千円（対22年度比0.8%の増） 平成26年度の業務収入の実績：43,657千円（対22年度比9.2%の減）</p> <p>平成26年度の減少は、「東京労働大学講座」の受講者数の大幅な減少や出版物の販売減等によるものであるが、これは、会場等の都合により週当たり3日の講義の週を増やさざるをえず企業関係者が受講を控えたというこの年度特有の事情があったことが背景にあると考えられる。</p>	引き続き、成果物の販売促進等を図り自己収入拡大に努める。
03 労働行政担当職員研修（労働大学校）	事業規模は縮減した上で、国が実施	23年度以降実施	労働大学校については、研修の質の維持向上を図りつつ、規模を縮減の上、国が実施する。その際、都道府県労働局で実施可能な研修については、都道府県労働局に移管する。	—	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	—

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
04	不要資産の国庫返納	政府出資金	23年度中に実施	一般勘定及び雇用勘定における不要資産（約3億円）を国庫納付する。	1a	政府出資金（一般勘定及び雇用勘定における不要資産（336,746千円））については、平成23年9月22日付で国庫納付を行った。	—
05	事務所等の見直し	霞ヶ関事務所	22年度中に実施	霞ヶ関事務所を廃止する。	1a	平成22年12月をもって廃止した。	—
06	保有資産の見直し	労働行政担当職員研修（労働大学校）に係る土地建物の国庫納付	23年度以降実施	労働行政担当職員研修（労働大学校）に係る土地建物については、労働大学校の国への移管に併せて国庫納付する。	—	03と同じ。	—

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	労働者健康福祉機構

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>機構が保有する施設等については、毎年度、利用実態調査により、その運営状況、土地・建物の活用状況等の実態を調査し、資産の有効活用又は処分の検討を行っている。現在の対応状況は以下のとおり。</p> <p>(売却・国庫納付済)</p> <p>○ 労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎: 平成22年9月30日に売却済であり、平成23年3月25日付けで国庫納付済。</p> <p>○ 労災リハビリテーション北海道作業所本体及び労災リハビリテーション広島作業所: 改正独法通則法施行(平成22年11月27日)後、平成23年3月23日付けで厚生労働大臣より現物納付の認可を受け、同月31日付けで現物により国庫納付済。</p> <p>○ 恵那荘: 平成24年2月10日に売却済であり、平成24年3月7日付けで国庫納付済。</p> <p>○ 労災リハビリテーション千葉作業所: 平成25年3月6日付けで厚生労働大臣より現物納付の認可を受け、同月31日付けで国庫納付済。</p> <p>○ 岩手労災病院職員宿舎等(一本杉宿舎): 平成25年3月28日に売却が完了し、平成25年4月16日付けで国庫納付済。</p> <p>○ 労災リハビリテーション福井作業所: 平成25年5月20日付けで厚生労働大臣より現物納付の認可を受け、同年6月14日付けで国庫納付済。</p> <p>(売却等準備中)</p> <p>○ 水上荘: これまで一般競争入札を4回実施したが、いずれも不調。平成26年度においては、機構職員自ら現地に赴き、自治体へ買受勧奨等を実施するとともに、不動産媒介業者と新たに委託契約を締結した上で、評価替えによる最低売却価格の見直しを行い、現在は5回目の一般競争入札を公示中である。平成27年度においても引き続き売却に向けた取り組みを行う。</p> <p>○ 岩手労災病院職員宿舎等(清流荘・松倉宿舎): これまで一般競争入札を4回実施したが、いずれも不調。平成26年度においては、機構職員自ら現地に赴き、自治体へ買受勧奨等を実施するとともに、不動産媒介業者と新たに委託契約を締結した上で、評価替えによる最低売却価格の見直しを行い、現在は5回目の一般競争入札を公示中である。平成27年度においても引き続き売却に向けた取り組みを行う。</p> <p>○ 労災リハビリテーション愛知作業所: 平成25年2月末に廃止。当該作業所及び宿舎の資産処分を行う方向で関係者と調整中。</p> <p>○ 労災リハビリテーション宮城作業所及び福岡作業所: 平成26年2月末に廃止し、26年度においては、土壌汚染調査、越境物調査、電柱調査、地下埋設物調査、微量PCB調査を実施し国庫納付の準備を進めた。平成27年度においても引き続き国庫納付に向けた準備を進める。</p> <p>○ 労災リハビリテーション長野作業所: 平成27年度9月末に廃止し、その後、遅滞なく国庫納付を行うこととしている。現在は、測量・登記業務委託契約を締結し、国庫納付に向け測量を開始した段階である。</p>

<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>(現物による国庫納付済)</p> <p>○ 労災リハビリテーション北海道作業所本体及び労災リハビリテーション広島作業所:改正独法通則法施行(平成22年11月27日)後、平成23年3月23日付けで厚生労働大臣より現物納付の認可を受け、同月31日付けで現物により国庫納付済。</p> <p>○ 労災リハビリテーション千葉作業所:平成25年3月6日付けで厚生労働大臣より現物納付の認可を受け、同月31日付けで国庫納付済。</p> <p>○ 労災リハビリテーション福井作業所:平成25年5月20日付けで厚生労働大臣より現物納付の認可を受け、同年6月14日付けで国庫納付済。</p> <p>なお、今後、国は現物による納付を受けた施設について、順次売却手続き等を進めていく方針。</p> <p>(今後、現物による国庫納付等を行う予定)</p> <p>○ 労災リハビリテーション宮城作業所及び福岡作業所:平成26年2月末に廃止し、平成26年度においては、土壌汚染調査、越境物調査、電柱調査、地下埋設物調査、微量PCB調査を実施し国庫納付の準備を進めた。平成27年度においても引き続き国庫納付に向けた準備を進める。</p> <p>○ 労災リハビリテーション長野作業所:平成27年度9月末に廃止し、その後、遅滞なく国庫納付を行うこととしている。現在は、測量・登記業務委託契約を締結し、国庫納付に向け測量を開始した段階である。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 機構が保有する施設等については、毎年度、利用実態調査により、その運営状況、土地・建物の活用状況等の実態を調査し、資産の有効活用又は処分の検討を行っている。</p>

2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○事務所等の運営については、本部事務所面積の見直し、産業保健総合支援センターの組織・予算の合理化及びより安価な事務所への移転並びに労災リハビリテーション作業所の順次廃止等により、管理部門経費の削減を行ったところである。 さらに、平成28年度に本部事務所の移転を行い、管理部門経費の削減を図ることとしている。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	●関東労災病院の敷地内に設置されている研修施設においては、全国から労災病院の医師、看護師等の職員を集めて、労災病院の保有する医療機器を用いた専門的な知識・技能の取得を目的とした研修を実施しているが、民間宿泊施設、貸会議室等を利用した場合、そうした研修機能を維持することができないことから、現状の研修施設に変わる代替施設が見当たらない状況であり、引き続き検討を要する。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○本部管理部門の効率化による職員の減(平成21年4月1日:117名→平成26年度末:111名)、本部事務所面積の見直しや移転計画、産業保健総合支援センターの組織・予算の合理化(平成26年度)、助成金事業の廃止(平成22年度)、労災リハビリテーション作業所の順次廃止等の事務・事業の見直しを進めている。

### 3. 取引関係の見直し

#### ① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

●「随意契約等見直し計画」に基づき、公告期間及び履行期間の確保、資格要件及び仕様の改善、事前確認公募による競争性確保の検証等の取組を実施しており、その取組状況のフォローアップとして、年4回契約監視委員会を開催することとし、適宜点検がなされている。

平成27年度においても、引き続き契約監視委員会を開催するとともに、同委員会の指摘事項を踏まえた改善に取り組んでいく。

##### 【平成22年度契約状況】

(金額ベース(単位:円))

一般競争等79,775,764千円(91.8%)、競争性のない随意契約7,125,308千円(8.2%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等2,207件(85.0%)、競争性のない随意契約388件(15.0%)

##### 【平成23年度契約状況】

(金額ベース(単位:円))

一般競争等73,762,985千円(89.4%)、競争性のない随意契約8,703,005千円(10.6%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等2,126件(83.8%)、競争性のない随意契約410件(16.2%)

ただし、平成23年度実績において、競争性のない随意契約の件数410件には、東日本大震災の影響により、競争性のない随意契約によらざるを得ない契約案件(緊急復旧工事関係等)を47件含んでいるため、これらを除いた件数割合では、14.6%となり、平成22年度実績に比べ改善されている。

##### 【平成24年度契約状況】

(金額ベース(単位:円))

一般競争等108,301,372千円(95.6%)、競争性のない随意契約5,008,456千円(4.4%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等2,209件(86.5%)、競争性のない随意契約346件(13.5%)

##### 【平成25年度契約状況】

(金額ベース(単位:円))

一般競争等67,355,111千円(94.0%)、競争性のない随意契約4,276,095千円(6.0%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等1,850件(86.2%)、競争性のない随意契約295件(13.8%)

##### 【平成26年度契約状況】

(金額ベース(単位:円))

一般競争等66,983,632千円(93.7%)、競争性のない随意契約4,499,901千円(6.3%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等1,879件(85.7%)、競争性のない随意契約312件(14.2%)

※平成26年度において、競争性のない随意契約件数が312件と若干の増となったのは、産業保健三事業一元化に伴い全都道府県へ産業保健総合支援センターを設置したことによる事務所賃借契約の増分を含んでいるためである。

<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<b>② 契約に係る情報の公開</b>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p>	<p>●労働保険特別会計による運営費交付金等(労災病院事業を除く。)が交付されているが、機構の事業運営状況、契約状況、財務状況等については、公開で行われる独立行政法人評価委員会における審議や、財務諸表等の公表等により透明性を確保し、情報公開されている。</p>
<p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p>	<p>●機構において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める取引高が相当の割合である法人と契約をする場合に、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公表する等の周知文書「契約に係る情報の公表について」を機構ホームページへ掲載している。</p>
<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>なお、現時点まで、情報公開に該当する契約はない。</p>
<b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<b>④ 調達の見直し</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○医療機器の共同購入については、平成18年度以降、当機構単独で実施していたが、更なるスケールメリットの拡大を図るため、平成24年度から国立病院機構との共同購入を実施している。(平成26年度削減効果:365,000千円) また、医療材料(ガーゼ、包帯等)等についても、引き続き国立病院機構等、他団体との共同購入を実施することにより、コストの縮減を進めている。(平成26年度削減効果:217,779千円)</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 医業未収金の徴収業務について、民間競争入札を実施済(平成21年10月1日開始)。委託状況については、第1期(平成21年10月～22年9月)では、約8億3百万円の債権を委託し、回収金額が約4千2百万円、回収率は5.2%、第2期(平成22年10月～23年9月)では、約8億7百万円の債権を委託し、回収金額が約3千百万円、回収率は3.8%、第3期(平成23年10月～24年9月)では、約1億1千9百万円の債権を委託し、回収金額が約1千8百万円、回収率は15.2%の結果であった。</p> <p>なお、民間競争入札による医業未収金の徴収業務については、内閣府に設置された官民競争入札等監理委員会における議論を踏まえ、平成24年9月末日の契約期間満了をもって終了したことから、同年10月以降は各病院が自主回収に努めている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 平成23年4月に取りまとめられた「公共サービス改革プログラム」の改革の視点を踏まえ、契約監視委員会において随意契約の見直し及び一者応札・一者応募の契約を点検し、指摘された事項を公表するとともに各施設に今後の対応を周知徹底することにより、随意契約の見直しを図り、経費の削減等に努めている。</p> <p>また、医薬品等の共同購入を促進するなど調達の効率化を図っている。</p>
<p><b>4. 人件費・管理運営の適正化</b>  <b>① 人件費の適正化</b></p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。  ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。  ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 機構の報酬・給与等については、毎年度、機構ホームページにおいて公表している。</p>

<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>●給与水準については、期末・勤勉手当の支給月数の削減、期末・勤勉手当の管理職加算の削減、労災病院の技能業務職のアウトソーシングによる削減等、平成25年度の給与水準の適正化等の取組について、平成26年8月の厚生労働省独立行政法人評価委員会にて「平成25年度においては、平成20年度と比較して、一般管理費は15.2%削減するなど、第2期中期目標期間を通して効率化が図られ、着実に取組が進められたと評価できる。」との評価を受けている。また、平成26年度の給与水準については、監事による監査を受け了承されている。</p>
<p><b>② 管理運営の適正化</b></p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○職員等宿舍貸与規程を改正し、平成23年7月から国家公務員に準じた宿舍使用料に見直しを行った。 ○さらに、平成26年4月の国家公務員宿舍使用料の改正を踏まえ、宿舍の建設、維持管理等に係る費用に概ね見合うよう段階的に引き上げることとし、平成27年3月に宿舍使用料の見直しを行った。 ●健康保険料の事業主負担を見直し、平成23年4月から国家公務員に準じた負担割合（労使折半）に変更した。 ●互助組織への法人支出は平成23年4月から行わないこととした。 ●給与振込については、平成23年7月から国家公務員に準じた原則一口座への変更を行った。 ●海外出張旅費については、平成22年4月から国家公務員に準じて支度料の定額支給を行わないこととした。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>●事業費等については、積算段階から必要な経費の十分な精査を行った上で、予算要求を実施するとともに、その結果を年次計画に反映させている。</p>

<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>●機構本部にコンプライアンス推進委員会を設置し、各施設にはコンプライアンス推進責任者を選任し、法令等の遵守、公益通報制度等の的確な実施体制を整備している。また、平成26年度から、内部監査機能として理事長直轄の組織である内部監査室を設置し、監査機能を強化した。</p> <p>さらに平成26年度に発覚した障害者雇用状況の虚偽報告事案を踏まえ、組織的な内部不正の再発防止策として平成27年2月1日付けで以下に係る規程の改正を行った。</p> <p>①法令等に基づく報告の決裁について  ②監事室及び内部監査室の体制強化について  ③公益通報制度における書面報告制度の導入及び通報者の処分の減免並びに外部通報の受入について  ④コンプライアンス推進委員会への外部専門家の出席について</p>
<p><b>5. 自己収入の拡大</b></p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>●労災看護学校の入学金及び授業料については、平成22年度に見直しを行い段階的な引き上げを行ってきたところである。(平成23年度には、入学金(80千円→120千円)の増額。平成24年度には、授業料(193千円→216千円)の増額。平成25年度には、授業料(216千円→240千円)の増額。平成26年度には、入学金(120千円→180千円)、授業料(240千円→340千円)の増額を行った。)なお、平成27年度以降については、社会情勢等を踏まえ対応することとしている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p><b>6. 事業の審査、評価</b></p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>●複数の候補案件からの選択を要する事業はないが、平成16年度に学識経験者等の外部有識者8名による独立行政法人労働者健康福祉機構業績評価委員会等を設置している。</p> <p>当該委員会において指摘された事項及び意見・提言については業務改善に反映させており、第三者による効果的な外部評価の仕組みを導入している。</p> <p>・独立行政法人労働者健康福祉機構業績評価委員会委員</p> <p>明石 祐二((一社)日本経済団体連合会労働法制本部主幹)  大前 和幸(慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教授)  岡本 浩志(JFEスチール株式会社安全衛生部長)  郡司 典好(全日本自動車産業労働組合総連合会事務局長)  角田 透(杏林大学医学部衛生学教授)  原 正道(横浜市立大学名誉教授・横浜市医療政策室参与)  松岡 宏治(航空連合会長)  松田 晋哉(産業医科大学医学部公衆衛生学教授)</p>

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

●前年度の業務実績に関する評価と次年度の運営に係る意見・提言を各々タイムリーに審議するため、平成19年度からは業績評価委員会を年2回開催することとし、平成26年度は7月と12月に開催した。当該委員会において指摘された事項及び意見・提言については業務改善に反映させた。

毎年の評価結果は報告書としてまとめられるが、平成26年度に作成された委員会の報告書では、「①施設ごとの年齢別構成も踏まえ、中長期的な視点から人材確保及び職員の育成に取り組むこと、②労災疾病等に係る研究・開発について大学や他施設との共同研究、国外への論文発表に力を入れて、疫学的な視点をもった研究も多く進めていくこと、③がん患者・経験者の就労支援については、現場の個々の状況に応じて治療と就労の両立支援の内容を整理すること」等の委員会の指摘を踏まえ、「機構が平成27年度以降の運営についても、組織の特性を活かした業務の実施を通じて、働く人々の健康と福祉の増進に一層取り組むことを期待する。」とされた。これらの指摘については、平成27年度からの業務改善に反映させるべく取り組んでいる。

また、業績評価の結果及び評価により指摘された事項の改善策についてはホームページで公表した。

No.	43	所管	厚生労働省	法人名	労働者健康福祉機構
-----	----	----	-------	-----	-----------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 労災病院業務等	(病院等業務) 診療連携の構築等、病院等業務の効率化、業務及び施設の一部廃止	22年度から実施	病院ごとに、政策医療・地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含めた必要な措置を講ずる。また、病院単位での国立病院との診療連携の構築や国立病院を含む他の公的病院との再編等についても広く検討し、病院配置の再編等を含む総合的な検討について、厚生労働省として前倒しして早期に取りまとめる。	2a	個々の労災病院の政策医療に係る機能・地域医療事情、経営状況等について総合的検証を行い、個別病院ごとの医療提供体制等を明らかにするとともに、平成24年3月に、その検証結果を労働者健康福祉機構HPで公表した。この検証結果等を踏まえ、必要な病床数の見直しを行っている。また、「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会報告書」(平成24年2月15日)を踏まえ、両法人間の連携(医薬品や医療機器の共同購入、治験の共同実施等)に取り組んだ。 なお、上記報告書において、個別病院の再編は、地域医療の中での役割等を踏まえて慎重に検討すべきである旨の指摘を受けている。	今後とも検証を行い、必要に応じ、病床数の適正化を含めた措置を講ずる。
		23年度から実施	労災リハビリテーション作業所は現入居者の退所先を確保しつつ順次廃止する。	2a	千葉作業所を平成24年1月末、福井作業所を平成24年9月末、愛知作業所を平成25年2月末、宮城作業所及び福岡作業所を平成26年2月末に廃止した。残る長野作業所については、在所者1名の退所先の確保を図りつつ、当初予定(平成27年度末)よりも早い平成27年9月末の廃止に向けた準備を進めている。	入居者の希望に沿った退所先の確保を図りつつ、長野作業所については平成27年度末の廃止予定よりも早い平成27年9月末に向けた準備を進めていく。
		22年度から実施	経費の縮減、事業規模の見直しなど経営改善のための具体的な取組を推進し、運営費交付金を縮減する。	2a	本部管理部門の効率化による人件費の削減(平成21年4月1日:117人→平成26年度末:111人)、本部事務所面積の見直し及び産業保健総合支援センターの管理部門の集約化等により、平成27年度の予算額は7,186,446千円(平成22年度:9,476,959千円)で22年度比▲2,290,513千円削減(▲24.2%)したところ。 なお、労災病院では、医療機器等について国立病院機構との共同購入により、事務手続の効率化や経費の縮減を図ることのほか、稼働病床数を縮減し、事業規模の見直しを行っている。	平成28年度に本部事務所の移転を図り、経費の削減を行う。本部事務所については、平成26年12月から工事を開始し、平成27年6月末現在で基礎部コンクリート打設工事中(進捗率約15%)である。
	(地方組織) 産業保健推進センター業務等の縮減、助成金事業の廃止	22年度から実施	産業保健推進センターの3分の2を上回る統廃合(ブロック化)、業務の縮減並びに管理部門等の集約化及び効率化を図る。当該センターの業務は、専門的・実践的な研修・助言等の業務に特化し、窓口を設置しての相談業務を廃止する。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	-
	24年度末までに廃止	小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業及び自発的健康診断受診支援助成金事業を廃止する。	1a	○小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業については、平成22年度末で制度を廃止したが、助成期間が3年間であることから、平成22年度までに登録を受け助成期間が残っている事業場に対して、経過措置として支給業務を実施し、平成24年度末に業務を終了した。 ○自発的健康診断受診支援助成金事業については、平成22年度末で廃止した。	-	
02 未払賃金の立替払事業	管理コストの効率化	22年度から実施	企業の倒産に当たっての雇用者の未払賃金の立替払業務について、更なる業務の効率化を図る。 立替払後の事業主等への求償については、求償権行使の周知徹底や裁判所への債権届出等必要な処理を速やかに行い、適切かつ厳格な債権回収を図る。	2a	○制度の円滑な運営への協力を得るため、平成22年度から実施している都道府県弁護士会等の主催による弁護士等を対象とした未払賃金立替払制度に関する研修会について、平成26年度は全国12カ所において実施し、全都道府県での実施を達成することができた。研修会では破産管財人による証明書作成上の留意事項等の説明や実務的事例の紹介を行った(22年度からの出席者合計、弁護士等約5,000名)。 また、各地方裁判所(8地裁)の破産再生部(係)に赴き、同制度の説明及び協力依頼を行った(22年度訪問開始以来現在までの参加者:最高裁2回ほか49地裁、裁判官94名、書記官等248名)。 これらの取り組みの結果、請求書類が的確に作成された上で機構に提出されるようになり、機構における審査業務の効率化や迅速化を図ることができた(平均処理日数:中期目標25日→平成26年度16.2日)。 ○立替払の求償については、引き続きシステムを活用するなどにより、適切な債権の保全管理や確実な回収を図っている(求償を要する全事業所への通知、法手続きに沿った裁判手続への参加、弁済状況の確認と弁済の履行督促、債務承認書の提出督促及び差押など)。	未払賃金立替払制度に関する研修会について、3年以上前に実施した弁護士会や破産事件の取り扱いが多い弁護士会を中心に未実施の県の弁護士会に対し、研修会開催の働きかけを行うとともに、各地裁へも協力依頼を行っていく。 このような取り組みを続けていくことにより、さらなる審査業務の効率化や迅速化を図っていく。
03 納骨堂業務	業務内容の改善	22年度から実施	産業殉職者の遺族等に配慮しつつ、業務改善に努める。	2a	○毎年開催している産業殉職者合祀慰霊式について、平成26年度は荒天により一旦中止したが、産業殉職者遺族の所懐等を考慮し、約2か月後の平成26年11月26日に、屋内施設にて改めて開催した。 ○産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に対して実施した満足度調査では、遺族等の94.5%から慰霊の場にふさわしいとの評価を得た。	引き続き、慰霊式の参列者及び日々の参拝者の90%以上から慰霊の場にふさわしいとの評価を得るとともに、意見を業務の改善に反映する。

04	【経過業務】労働安全衛生融資等の貸付金回収業務	適切な債権管理	22年度から実施	貸付債権を適切に管理し、確実な回収に努める。	2a	システムにより債権管理を行い、期日が到来したにもかかわらず弁済がなされない債権については督促を行うほか、必要に応じて担保物件の任意売却や競売等の法的措置を実施する等、適切な債権管理と回収に努めている。（労働安全衛生融資26年度回収額：334,867千円）	引き続き、弁済がなされない債権については督促を行い、適切な債権管理と回収を行う。
----	-------------------------	---------	----------	------------------------	----	---	--

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
05	不要資産の国庫返納	22年度中に実施	労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎、水上荘、恵那荘ほか	労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎、水上荘、恵那荘ほかを国庫納付する。	1a	<p>労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎：平成22年9月30日に売却済みであり、平成23年3月25日付けで国庫納付済み。</p> <p>労災リハビリテーション北海道作業所本所・労災リハビリテーション広島作業所：平成23年3月23日付けで厚生労働大臣より現物納付の認可を受け、同月31日付けで国庫納付済み。</p>	-
					2b 一部措置済み	<p>○恵那荘：平成24年2月10日に売却済みであり、平成24年3月7日付けで国庫納付済み。</p> <p>○岩手労災病院職員宿舎（一本杉宿舎）：平成25年3月28日に売却済みであり、平成25年4月16日付けで国庫納付済み。</p> <p>○労災リハビリテーション北海道作業所本所及び労災リハビリテーション広島作業所：改正独法通則法施行（平成22年11月27日）後、平成23年3月23日付けで厚生労働大臣より現物納付の認可を受け、同月31日付けで現物により国庫納付済み。</p> <p>○水上荘：これまで一般競争入札を4回実施したが、いずれも不調。平成26年度においては、機構職員自ら現地に赴き、自治体へ買受勧奨等を実施するとともに、不動産媒介業者と新たに委託契約を締結した上で、評価替えによる最低売却価格の見直しを行い、現在は5回目の一般競争入札を公示中である。平成27年度においても引き続き売却に向けた取り組みを行う。</p> <p>○岩手労災病院職員宿舎等（清流荘・松倉宿舎）：これまで一般競争入札を4回実施したが、いずれも不調。平成26年度においては、機構職員自ら現地に赴き、自治体へ買受勧奨等を実施するとともに、不動産媒介業者と新たに委託契約を締結した上で、評価替えによる最低売却価格の見直しを行い、現在は5回目の一般競争入札を公示中である。平成27年度においても引き続き売却に向けた取り組みを行う。</p>	
06	労災リハビリテーション宮城作業所職員宿舎ほか	24年度以降実施	労災リハビリテーション宮城作業所職員宿舎ほかを国庫納付する。	2a 一部措置済み	<p>○千葉作業所：平成24年1月末に廃止し、平成25年3月6日付けで厚生労働大臣より現物納付の認可を受け、同月31日付けで国庫納付済み。</p> <p>○福井作業所：平成24年9月末に廃止し、平成25年5月20日付けで厚生労働大臣より現物納付の認可を受け、同年6月14日付けで国庫納付済み。</p> <p>○愛知作業所：平成25年2月に廃止。当該作業所及び宿舎の資産処分を行う方向で関係者と調整中。</p> <p>○宮城及び福岡作業所：平成26年2月末に廃止し、26年度においては、土壌汚染調査、越境物調査、電柱調査、地下埋設物調査、微量PCB調査を実施し国庫納付の準備を進めた。平成27年度においても引き続き国庫納付に向けた準備を進める。</p> <p>○長野作業所：平成27年度末までに廃止し、その後、遅滞なく国庫納付を行うこととしている。現在は、測量・登記業務委託契約を締結し、国庫納付に向け測量を開始した段階である。</p>	<p>廃止された労災リハビリテーション作業所のうち、国庫納付が必要となる作業所については、遅滞なく国庫納付を行う。</p>	
07	職員宿舎の見直し	宿舎料の適正化	23年度中に実施	適切な水準となるように宿舎使用料の見直しを行う。	1a	職員等宿舎賃与規程を改正し、平成23年7月から国家公務員に準じた宿舎使用料に見直しを行った。	-
08	取引関係の見直し	調達効率化	22年度から実施	後発医薬品の積極的な導入、医療機器の共同購入の拡大等により購入金額を縮減する。	2a	<p>○後発医薬品については、採用拡大に向けて積極的に取り組んでおり、平成26年度は数量ベースにおいて、61.7%となり、前年度比14.5%拡大した。</p> <p>○医療機器の共同購入については、平成18年度以降、当機構単独で実施していたが、更なるスケールメリットの拡大を図るため、平成24年度から国立病院機構との共同購入を実施している。（平成26年度削減効果：365,000千円）</p>	今後も引き続き、後発医薬品の採用率の拡大・共同購入の拡大を図る。
09	業務運営の効率化	繰越欠損金の解消	22年度から実施	繰越欠損金の解消に向けた抜本的な改革を検討し、投資の効率化、人件費の削減その他の必要な措置を講ずることにより、平成28年度までを目途に繰越欠損金を解消する。	2a	<p>繰越欠損金の解消に向けて、本部主導の下、計画的な収益確保、費用の縮減を図るため、上位施設基準の取得等による収入確保や、医療機器の共同購入等による費用の縮減に取り組んでいる。</p> <p>併せて、平成22年7月には平均2.5%の俸給月額引下げとなる給与改定を実施し、平成23年4月から健康保険料の労使折半を実施するなど、人件費の抑制に取り組んでいる。</p> <p>さらに、平成28年度までを目途に繰越欠損金を解消するため、26年度においては、厚生年金基金制度の見直しに関する法改正を踏まえ、その内容等について情報提供及び説明を行い、平成29年4月に厚生年金基金の代行部分を国に返上し、新制度へ移行することを前提に新制度の内容について協議していくことで労使が合意、厚生年金基金の代議員会における議決を経て、代行部分の国への返上に係る計画の申請を関東信越厚生局に提出するとともに、更なる収入確保・支出削減対策に取り組むこととしている。</p>	<p>診療報酬に対する適切な対応（上位施設基準の取得、病床機能区分の変更）による収入確保や、医療機器の共同購入等による費用の縮減及び厚生年金基金制度の見直しに関する法改正を踏まえ、代行部分の国への返上及び新制度への移行を速やかに実現すること等、繰越欠損金の解消に向けた取組を進める。</p>

No.	43	所	厚生労働省	法人名	労働者健康福祉機構
-----	----	---	-------	-----	-----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	(財)労働福祉共済会への委託業務については、随意契約を改め、競争性のある契約形態へ移行する。	1	平成21年度以降、機構本部において、労災病院における売店等の業務委託に係る選定運営選定委員会設置し、公募型企画競争入札に改めた。	
2	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	利用予定のない労災保険会館、宿泊施設等は速やかに売却する。	2	労災保険会館（平成21年2月）、別府湯のもりパレス（平成22年3月）を始めとし、前身の特殊法人労働福祉事業団から引き継いだ利用予定のない保有資産を順次処分しており、残る岩手労災病院付添者宿泊施設等についても、現在、売却手続を実施中。	機構ホームページで周知し、不動産媒介業者を通じ、地域の企業等の買受人を募っているところである。 一般競争入札において不落不調となり、一定期間市場に公開しても売却に至らなかった保有資産について、国有財産評価基準を参考にした評価替の方法を取り入れ売却を推進している。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	国立病院機構

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 旧十勝療養所跡地ほか6カ所を国庫納付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧金沢若松病院:平成23年12月19日 譲渡収入による金銭納付済 (国庫納付額 408百万円)</li> <li>・旧十勝療養所、旧鳥取病院:平成24年1月26日 現物納付済 (帳簿価格 旧十勝:164百万円、旧鳥取:1,730百万円)</li> <li>・旧岐阜病院、旧筑後病院:平成24年5月10日 現物納付済 (帳簿価格 旧岐阜:1,033百万円、旧筑後:739百万円)</li> <li>・旧登別病院(金銭納付):一部譲渡収入による金銭納付 (平成26年7月末、国庫納付額 87百万円)</li> <li>・旧登別病院(現物納付):平成27年5月厚労大臣認可済。今後、必要な事務手続を実施予定(帳簿価格 412百万円)</li> <li>・旧西甲府病院:国庫納付へ向け、関係機関と協議中 (境界線上にある工作物の取扱について協議中。帳簿価格 369百万円)</li> </ul> <p>●その他の資産についても必要性等について不断の見直しを行い、不要と認められるものは速やかに国庫納付を行う。</p>
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>●国立病院機構は診療収入を財源とした独立採算型の法人であり、運営費交付金については、本部の職員を含め、国立病院機構職員の管理部門の人件費には充てられていない。</p> <p>また、平成26年度の一般管理費(退職給付費用等を除く。)は、3,070,551千円となっており、国時代(平成15年度)の5,470,561千円と比べれば、2,400,010千円(43.9%)削減している。</p> <p>*平成27年度予算における国立病院機構の運営費交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度予算における国立病院機構の運営費交付金は166億円で、対22年度▲271億円(▲62.0%)となっている。</li> <li>・166億円のうち、126億円(75.9%)は国期間の退職手当など過去債務に係るものである。</li> <li>・診療事業に係る運営費交付金は、交付されていない。</li> </ul>

<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>●国立病院機構の研修は、全国の病院の医師、看護師等に対して、最新の治療技術・患者コミュニケーション等を習得させ、病院現場の医療の質を確保する目的で行っている。</p> <p>ただし、その実施に当たっては、病院内施設を活用するなど、効果的な実施に努めている。</p> <p>研修センターの建物は、病院敷地内にあり、病院宿舍と同一建物で本部事務所も隣接していることから、機構全体で一体的・効率的に活用している。</p> <p>今後とも、保有資産の有効活用を推進したい。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>●本部事務所については、病院敷地内にある建物を活用する等、効率的な資産活用を図っており、病院の資産については、各地域において医療を行うために必要なものと考えているが、今後ともこれらの資産について、事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理等を行う。</p>
<p><b>3. 取引関係の見直し</b>  <b>① 随意契約の見直し等</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争契約へ移行している。</p> <p>また、前回一者応札・一者応募となった契約については、公告期間の見直し等により複数者応札へと改善が図られた。</p> <p>また、その結果を総務省に報告するとともに、ホームページに公表した。</p> <p>【一者応札・一者応募の改善方策例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札公告(ホームページ掲載等)の期間は、土日・祝日を除き、10日間以上確保すること</li> <li>・官公庁や国立病院機構での業務実績を設定する等、必要性が低い要件を設定しないこと</li> <li>・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とすること</li> <li>・複数業者から参考見積を徴取すること</li> </ul>

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。(つづき)

【随意契約等見直し計画の進捗状況】

・平成22年度契約実績	
(金額ベース(単位:億円))	
一般競争等 2,071億円(85.3%)	競争性のない随意契約 356億円(14.7%) (対20年度▲7億、▲1%)
(件数ベース(単位:件))	
一般競争等 7,018件(79.0%)	競争性のない随意契約 1,863件(21.0%) (対20年度▲620件、▲5%)
・平成23年度契約実績	
(金額ベース(単位:億円))	
一般競争等 2,438億円(88.4%)	競争性のない随意契約 318億円(11.5%) (対20年度▲45億、▲4.2%)
(件数ベース(単位:件))	
一般競争等 6,874件(79.0%)	競争性のない随意契約 1,832件(21.0%) (対20年度▲651件、▲5%)
・平成24年度契約実績	
(金額ベース(単位:億円))	
一般競争等 2,421億円(87.6%)	競争性のない随意契約 342億円(12.4%) (対20年度▲21億、▲3.3%)
(件数ベース(単位:件))	
一般競争等 6,747件(78.4%)	競争性のない随意契約 1,854件(21.6%) (対20年度▲629件、▲4.4%)
・平成25年度契約実績	
(金額ベース(単位:億円))	
一般競争等 2,694億円(86.9%)	競争性のない随意契約 405億円(13.1%) (対20年度+42億、▲2.6%)
(件数ベース(単位:件))	
一般競争等 6,781件(76.4%)	競争性のない随意契約 2,097件(23.6%) (対20年度▲386件、▲2.4%)
・平成26年度契約実績	
(金額ベース(単位:億円))	
一般競争等 2,552億円(86.7%)	競争性のない随意契約 392億円(13.3%) (対20年度+29億、▲2.4%)
(件数ベース(単位:件))	
一般競争等 6,381件(75.0%)	競争性のない随意契約 2,124件(25.0%) (対20年度▲359件、▲1.0%)

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。(つづき)

※平成26年度において見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の割合に到達しなかった主な理由  
 大型医療機器等の保守又は在宅医療機器の賃貸借の更新等、競争性のない随意契約によらざるを得ない契約の件数及び金額が増加したためであり、一般競争入札等に移行できるものは移行させている。

- ・平成20年度契約実績(見直し計画の基礎となった契約)  
 (金額ベース(単位:億円))  
   一般競争等 1,946億円(84.3%)   競争性のない随意契約 363億円(15.7%)  
 (件数ベース(単位:件))  
   一般競争等 7,075件(74.0%)   競争性のない随意契約 2,483件(26.0%)
- ・見直し計画  
 (金額ベース(単位:億円))  
   一般競争等 1,984億円(86.9%)   競争性のない随意契約 300億円(13.1%)  
 (件数ベース(単位:件))  
   一般競争等 7,523件(80.0%)   競争性のない随意契約 1,883件(20.0%)

(注) 件数及び金額は、各年度毎に総務省へ提出している契約状況調査に基づき算定。

【一者応札・一者応募となったもの】

- ・平成22年度実績  
   195億円(9.5%)(対20年度▲85億、▲5.5%)  
   799件(11.7%)(対20年度▲1,139件、▲17.4%)
- ・平成23年度実績  
   203億円(8.3%)(対20年度▲77億、▲6.7%)  
   609件(8.9%)(対20年度▲1,329件、▲20.2%)
- ・平成24年度実績  
   258億円(10.7%)(対20年度▲22億、▲4.3%)  
   460件(6.8%)(対20年度▲1,478件、▲22.3%)
- ・平成25年度実績  
   406億円(15.1%)(対20年度+126億、+0.1%)  
   544件(8.0%)(対20年度▲1,394件、▲21.1%)
- ・平成26年度実績  
   378億円(14.8%)(対20年度+98億、▲0.2%)  
   545件(8.5%)(対20年度▲1,393件、▲20.6%)
- ・平成20年度実績  
   280億円(15.0%) 1,938件(29.1%)

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

<p><b>② 契約に係る情報の公開</b></p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 基本方針に基づき発出された、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)を踏まえ、一定の関係を有する法人との契約にあたっては、取引高等の状況についての情報を公開するよう、平成23年6月24日に各病院等に対し、通知を発出したところである。</p> <p>また、入札説明書等を通じて個別業者へ周知を行っているが、国立病院機構本部のホームページにおいても契約情報の公開について掲載している。なお、現時点で公表に該当する案件はない。</p>
<p><b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p><b>④ 調達の見直し</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 各病院で使用する医薬品や医療機器については、従来より共同調達を実施しているところであるが、新たな取組みとしてリバースオークション方式(インターネットを通じて、せり下げ方式で複数回の入札を行うもの)を用いた共同調達を実施しており、平成23年1月に地上デジタルTV(2,076台)の調達、平成24年6月にLED蛍光灯(2,900本)の調達を実施し、更なるコストの縮減を図っている。</p> <p>さらに、「国立病院・労災病院の在り方を考える検討会」において、医薬品等の共同入札などの連携を推進するとされたこと等を踏まえ、平成24年度から、医療機器の共同入札を労災病院と、医薬品の共同入札を労災病院及び国立高度専門医療研究センターと、検査試薬の共同入札を国立高度専門医療研究センターと連携して実施している。平成26年度においては、医薬品の契約期間を2年間から1年間へ変更するとともに、入札対象品目の見直し等を行い、引き続き労災病院及び国立高度専門医療研究センターと連携し実施した。なお、医療機器については、平成27年度から地域医療機能推進機構病院を加え、これらの法人との共同入札を実施している。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● 国立病院機構が実施する臨床研究において調達の対象となる研究機器の多くは、臨床でも広く用いられるものとなっているため、仕様書の策定に当たっては、医療機器と同様に契約担当者以外の者を含めた複数の者で構成される各種選定委員会等で決定することとし、適切な仕様要件の確保に努めているところである。</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>●競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく市場化テスト事業として、事務消耗品等の物品調達業務にかかる民間競争入札を実施し、平成23年7月より事業を開始した。 平成25年11月から第2期事業を開始、平成27年4月からは、更なる事業費の低減を図るため、参加病院及び対象品目を拡大し、第3期事業を開始している。 本事業については、第2期の実施結果が良好であったことにより、平成27年6月に行われた官民競争入札等監理委員会において、第3期をもって終了することが承認された。 この市場化テスト事業においては、複数者(3社)が事業に参加し、各品目毎に最も安価な者より調達する方式を採用するため、競争性が確保されている。また、半年に一度、価格改定を実施しており、競争の継続性も確保し、経費の削減を図っている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○各病院で使用する医薬品や医療機器については、従来より共同調達を実施しているところであるが、新たな取組みとしてリバースオークション方式(インターネットを通じて、せり下げ方式で複数回の入札を行うもの)を用いた共同調達を実施しており、平成23年1月に地上デジタルTV(2,076台)の調達、平成24年6月にLED蛍光灯(2,900本)の調達を実施し、更なるコストの縮減を図っている。 さらに、「国立病院・労災病院の在り方を考える検討会」において、医薬品等の共同入札などの連携を推進するとされたこと等を踏まえ、平成24年から、医療機器の共同入札を労災病院と、医薬品の共同入札を労災病院及び国立高度専門医療研究センターと、検査試薬の共同入札を国立高度専門医療研究センターと連携して実施している。平成26年度においては、医薬品の契約期間を2年間から1年間へ変更するとともに、入札対象品目の見直し等を行い、引き続き労災病院及び国立高度専門医療研究センターと連携し実施した。なお、医療機器については、平成27年度から地域医療機能推進機構病院を加え、これらの法人との共同入札を実施している。 (「公共サービス改革プログラム」において提案されている競り下げについて、上記のとおり先行的に実施)</p>
<p><b>4. 人件費・管理運営の適正化</b> <b>① 人件費の適正化</b></p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>●「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき、法人のHPにおいて公表している。</p>

<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>●平成26年度の給与水準についても、今後、監事による監査及び厚生労働大臣による評価を受ける予定である。</p>
<p><b>② 管理運営の適正化</b></p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>●法定外福利厚生費については、平成20年7月30日総人恩総第774号「レクリエーション経費の取扱いについて」に基づき、平成21年度以降レクリエーション経費を支出していないところである。 給与振込経費については、国と同様に、原則一人一口座としており、経費削減に努めている。 海外出張旅費については、「旅費業務に関する標準マニュアル(2008年11月各府省等申し合わせ)」に則り、各病院に通知し、徹底を図っている。 諸手当については、原則として、国の給与水準を踏まえた対応を行っており、一部の国と異なる諸手当については、医師確保対策や国の医療政策に対応するなど、専門化・高度化した病院を運営する国立病院機構の特性を考慮した手当であり、その趣旨、目的を明確にしているところである。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>●国立病院機構では、必要な経費を積算段階から精査するために、当年度の決算見込みを十分に把握・分析した上で次年度計画を作成することとしているところである。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>●内部監査部門を独立させ、業務監査室を設置(平成21年4月1日)し、内部監査、会計業務に関する犯罪、非違及び事故の調査及び処理、コンプライアンスへの対応に関する業務を行っている。 平成26年度の内部監査では、基本方針において個別に講ずべき措置とされた「契約の見直し」に対応すべく、前年度に引き続き契約関係をはじめとする重点事項を定め監査を実施した(52病院)。</p>
<p><b>5. 自己収入の拡大</b></p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>●看護師等養成所の入学金及び授業料等については、民間の水準を考慮の上、その適正化に努めており、各学校の判断により、それぞれの学校の実情にあった授業料等の見直しを行っている。なお、平成27年度は12校が入学金・授業料・検定料の見直しを行った。(この結果として、平成27年度においては、平成26年度と比較して約6,313万円の収入増となる予定。)</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	

<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 国立病院機構で実施された職務発明については、厚生労働大臣認定技術移転機関等を通じて特許出願等による権利化を進めるとともに、可能なものについては実施許諾等により自己収入の拡大を図っているところである。(この結果として、平成22～26年度においては、特許を受ける権利等の譲渡及び実施許諾により約124万円の収入があった。)</p>
<p><b>6. 事業の審査、評価</b></p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 研究課題については、外部の専門家で構成される評価委員会を平成16年度から設置している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 外部の専門家で構成される評価委員会の事前評価を踏まえて、研究課題の採択を決定している。また、中間評価において成果が期待できないと評価された研究課題は継続を認めないこととしている。なお、成果の得られた研究課題については、学会・論文等で公表している。</p>

No.	44	所管	厚生労働省	法人名	国立病院機構
-----	----	----	-------	-----	--------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 診療事業 02 臨床研究事業 03 教育研修事業	診療連携の構築等、拠出金比率の引下げ、ブロック事務所の廃止を前提とした合理化スケジュールの公表	22年度から実施	<p>病院ごとに、政策医療・地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含めた必要な措置を講ずる。また、病院単位での労災病院との診療連携の構築や労災病院を含む他の公的病院との再編等についても広く検討する。</p> <p>また、ブロック事務所については、平成22年度末を目的に、廃止した場合の課題等を整理した上で、廃止を前提とした合理化のスケジュールを公表し、着実に実施する。</p> <p>診療情報データベースの早期確立及び民間を含めた利用促進を図る。</p>	2a	<p>個々の病院ごとに政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況、病床数の適正化等について総合的な検証を実施し平成24年3月13日に開催された第36回独立行政法人評価委員会国立病院部会で報告するとともに、その結果を公表した。なお、病床数の適正化については、国の危機管理やセーフティネットの機能は維持しつつ、非効率な運営となっている病床については集約を実施している。</p> <p>労災病院との連携については、平成23年4月20日に立ち上げた「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会」において取りまとめられた報告書では、「両法人間の連携方を強化することにより、法人統合を行う場合と同様の効果を目指していくことが適当」とされた。これを受け、平成24年度から国立病院機構病院と労災病院において医薬品の共同入札を実施している。また、CT、MRI、ガンマカメラなど医療機器についても共同入札を進めている。</p> <p>さらに、平成26年度においては、両法人が主催する研修への相互参加を実施(労働者健康福祉機構主催の7研修に79名参加、国立病院機構主催の8研修に30名参加)するなど連携を進めている。</p> <p>なお、近隣の労災病院とそれぞれの診療機能を踏まえた患者の紹介・逆紹介等の診療連携については、平成23年1月から患者の紹介・逆紹介を6,983件行っている。</p> <p>ブロック事務所については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、平成25年度末に措置した。</p> <p>全病院からDPCデータ(対象病院のみ)及びレセプトデータを収集・分析する「診療情報データベース(MIA)」を平成22年10月に構築し、運用を開始した。</p> <p>この診療情報データベース(MIA)により収集したデータを用いて、医療の内容(プロセス)や医療の成果(アウトカム)を評価するため、様々な医療領域から70の臨床評価指標及び厚生労働省の事業である医療の質の評価・公表推進事業の17指標を加えた計87指標を計測・作成し、平成23年度より毎年公表している。また、平成26年度は、これら87指標を開発してから4年目を迎えたことを踏まえ、全体的な見直しを実施した。</p> <p>見直しにあたっては、臨床評価指標検討部会を立ち上げ、有識者からのヒアリングを踏まえた、継続、修正、終了の個別検証を行うとともに、新規に医療安全やチーム医療の視点や国立病院機構で実施している「EBM推進のための大規模臨床研究」の研究結果も取り入れた指標の開発を行った結果、115指標へと拡大し、より多くの指標による医療の質の評価を目指すことが可能となった。</p> <p>この見直しに併せて、国立病院機構以外の医療機関においても、この新指標と同様な指標が算出できるよう、「計測マニュアル」を改訂しており、他の医療機関がこの新たな計測マニュアルを用いて当機構と同じ指標を計測し、医療の質の改善活動に取り組むことが可能となるなど、我が国の医療の標準化に貢献できるよう取組を継続している。</p>	<p>引き続き国立病院機構と労働者健康福祉機構との間で連携を図っていく。</p> <p>引き続き診療情報データベースの民間を含めた利用促進に協力していきたい。</p>
		23年度中に実施	<p>診療事業に関する運営費交付金については、その用途を国の政策上特に体制確保が求められる医療のための費用に限定することにより縮減する。</p> <p>長期債務の共同負担等のための各病院からの拠出金比率を3%から2.4%へ引き下げる。</p>	1a	<p>診療事業に関する運営費交付金については、平成23年度に予算額約2億円(対22年度▲95.9%)、平成24年度からは交付されていない。</p> <p>平成23年4月から、拠出金率を現状3%から2.4%へ引き下げた。</p>	—

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
04	不要資産の国庫返納	旧十勝療養所跡地ほか	22年度中に実施	旧十勝療養所跡地ほかを国庫納付する。	2b 一部措置済	平成23年度中には、旧十勝療養所跡地（帳簿価格164百万円）、旧金沢若松病院跡地に係る譲渡収入（国庫納付額408百万円）及び旧鳥取病院跡地（帳簿価格1,730百万円）について国庫納付を行ったところであり、旧岐阜病院跡地（帳簿価格1,033百万円）及び旧筑後病院跡地（帳簿価格739百万円）についても平成24年5月10日付で国庫納付を行った。 さらに、平成26年7月には旧登別病院跡地の一部に係る譲渡収入を国庫納付（納付額87百万円）するとともに、現物納付部分についても平成27年4月に厚労大臣に国庫納付の申請を行い、5月に認可されたことから、今後必要な事務手続きを実施予定である。 なお、西甲府病院跡地については、境界線上にある工作物の取扱について関係機関と協議しており、その後国庫納付を予定している。	旧西甲府病院跡地については、境界線上にある工作物の取扱について関係機関と協議しており、その後国庫納付を予定している。
05	取引関係の見直し	契約の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、一者応札・一者応募となった契約については、個々に点検・見直しを実施する。 共同入札で購入する医薬品リストの見直し、共同入札対象とする医療機器の機種拡大等に取り組み、引き続き診療事業等に要するコストの削減を図る。	2a	平成22年12月の閣議決定から平成27年7月1日までの間に契約監視委員会を61回開催し、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に事前点検・見直しを実施し、個別に指摘するなど不断の見直しを行った結果、随意契約については契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争契約へ移行している。また、前回一者応札・一者応募となった契約については、公告期間の見直し等により複数者応札へと改善が図られた。  【一者応札・一者応募の改善方策例】 ・入札公告（ホームページ掲載等）の期間は、土日・祝日を除き、10日間以上確保すること ・官公庁や国立病院機構での業務実績を設定する等、必要性が低い要件を設定しないこと ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とすること ・複数業者から参考見積を徴取すること  医薬品の共同入札については、事業仕分け時の法人改革方針を踏まえ、病院の使用実績に即した医薬品リストの見直しを行った上で、平成22年6月に実施した。 平成24年度には、医薬品及び医療機器について、「国立病院・労災病院の在り方を考える検討会」において、医薬品等の共同入札などの連携を推進するとされたことを踏まえ、労災病院との共同入札を実施した。なお、医薬品については、後発医薬品を共同入札の対象品目に追加するとともに、一層のスケールメリットを活かすため、国立高度専門医療研究センターとも連携して実施し、平成26年度においては、医薬品の契約期間を2年間から1年間へ変更するとともに、入札対象品目の見直し等を行い、引き続き労災病院及び国立高度専門医療研究センターと連携し実施した。医療機器については、平成25年度より新たに外科用イメージ（移動型X線透視撮影装置）を対象機器に加えた。また、平成27年度より地域医療機能推進機構病院を加え、これらの法人との共同入札を実施している。	引き続き随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に事前点検・見直しを実施する。 共同入札で購入する医薬品リストの見直し、共同入札対象とする医療機器の機種の検討に取り組み、引き続き診療事業等に要するコストの削減を図る。
06		拠出金比率の引下げ	23年度中に実施	長期債務の共同負担等のための各病院からの拠出金比率を3%から2.4%へ引き下げる。	1a	平成23年4月から、拠出金率を現状3%から2.4%へ引き下げた。	—
07	業務運営の効率化等	事務・事業の効率化等	22年度から実施	長期債務残高の存在や老朽化する病院施設、医療機器設備の更新等に要する資金需要等にかんがみ、計画的に投資を進めるなど、事務事業の更なる効率化を図る。 また、十分な説明責任を果たすため、早急にガバナンスを強化する。	2a	法人の資金を必要な投資に効率的に配分する仕組みを構築するとともに、個々の病院の経営分析や資金計画を踏まえ、老朽棟の建替や医療の高度化に対応するための医療機器・IT基盤の整備を計画的に進めるため、平成26年度から30年度までの中期計画期間中に5,440億円の投資を計画している。	引き続き計画的に投資を進めるなど、事務事業の更なる効率化を図る。

No.	44	所管	厚生労働省	法人名	国立病院機構
-----	----	----	-------	-----	--------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1		国立病院について、次期中期目標期間開始後、2年程度を目途に個々の病院ごとに、政策医療、地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含め、必要な措置を講ずる。 その際、近隣に労災病院がある場合は、都道府県が策定する新たな医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で国立病院と労災病院との診療連携の構築について検討を行う。 その上で、厚生労働省全体として、次期中期目標期間終了時までに、厚生労働省所管の独法が運営する病院全体を通じ、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行う。	2	個々の病院ごとに政策医療に係る機能、地域医療事情、経営状況、病床数の適正化等について総合的な検証を実施し平成24年3月13日に開催された第36回独立行政法人評価委員会国立病院部会で報告するとともに、その結果を公表した。なお、病床数の適正化については、国の危機管理やセーフティネットの機能は維持しつつ、非効率な運営となっている病床については集約を実施している。 労災病院との連携については、平成23年4月20日に立ち上げた「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会」において取りまとめられた報告書では、「両法人間の連携方を強化することにより、法人統合を行う場合と同様の効果を目指していくことが適当」とされた。これを受け、平成24年度から国立病院機構病院と労災病院において医薬品の共同入札を実施している。また、CT、MRI、ガンマカメラなど医療機器についても共同入札を進めている。 さらに、平成26年度においては、両法人が主催する研修への相互参加を実施（労働者健康福祉機構主催の7研修に79名参加、国立病院機構主催の8研修に30名参加）するなど連携を進めている。 なお、近隣の労災病院とそれぞれの診療機能を踏まえた患者の紹介・逆紹介等の診療連携については、平成23年1月から患者の紹介・逆紹介を6,983件行っている。	引き続き国立病院機構と労働者健康福祉機構との間で連携を図っていく。
2	事務及び事業の見直し	国立病院機構におけるネットワークの再構築、診療情報データベースの早期確立及び民間を含めた利用促進を図る。	1	全病院からDPCデータ（対象病院のみ）及びレセプトデータを収集・分析する「診療情報データベース（MIA）」を平成22年10月に構築し、運用を開始した。 この診療情報データベース（MIA）により収集したデータを用いて、医療の内容（プロセス）や医療の成果（アウトカム）を評価するため、様々な医療領域から70の臨床評価指標及び厚生労働省の事業である医療の質の評価・公表推進事業の17指標を加えた計87指標を計測・作成し、平成23年度より毎年公表している。また、平成26年度は、これら87指標を開発してから4年目を迎えたことを踏まえ、全体的な見直しを実施した。 見直しにあたっては、臨床評価指標検討部会を立ち上げ、有識者からのヒアリングを踏まえた、継続、修正、終了の個別検証を行うとともに、新規に医療安全やチーム医療の視点や国立病院機構で実施している「EBM推進のための大規模臨床研究」の研究結果も取り入れた指標の開発を行った結果、115指標へと拡大し、より多くの指標による医療の質の評価を目指すことが可能となった。 この見直しに併せて、国立病院機構以外の医療機関においても、この新指標と同様な指標が算出できるよう、「計測マニュアル」を改訂しており、他の医療機関がこの新たな計測マニュアルを用いて当機構と同じ指標を計測し、医療の質の改善活動に取り組むことが可能となるなど、我が国の医療の標準化に貢献できるよう取組を継続している。	引き続き診療情報データベースの民間を含めた利用促進に協力していくこととしている。
3	医業未収金の徴収業務	医業未収金の徴収業務について、複数の病院の業務を適切な規模に統合した上で、民間競争入札を実施する。	1	医業未収金の徴収業務については、市場化テストとして、国立病院機構の82病院において、平成20年10月より債権回収会社に委託を行ったが、事業1年目、2年目とも達成目標（要求水準）を大幅に下回り、最低水準（病院の督促による回収実績）も下回ったことから、平成22年12月15日の官民競争入札等監視委員会の了承を得て、契約解除を行い、平成23年1月31日をもって本事業を終了した。	国立病院機構では、事務担当者に加え看護師、医療ソーシャルワーカー等を含めた組織的な連携協力による取り組みを推進し、医業未収金の縮減に成果をあげているが、更なる医業未収金縮減に向けて、債権管理に係るIT化の推進、債権マニュアルの見直し等による債権管理業務の標準化及び効率化等、対策の強化に取り組む。
4	組織の見直し	非公務員化について、平成20年度中に結論が得られるよう、そのための所要の検証等を行う。	1	平成25年12月24日に「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が閣議決定され、政策医療を確実に実施しつつ、より柔軟かつ弾力的な業務運営に資するよう、本法人の役員身分は非公務員化するが、職務上の公益性・公共性が極めて高いことから、みなし公務員に係る所要の措置を講ずることとされ、この閣議決定に基づき立案された独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の成立を受け、平成27年4月1日から役職員の身分は非公務員化された。	非公務員化に伴う所要の措置を講じた。
5	組織体制の整備	常勤監事による監査機能の強化を図る。	1	平成20年度からは、監事1名を常勤化し、内部統制・ガバナンスの強化に努めたところである。	今後も引き続き監査機能の強化に努めることとしている。

6	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	管理会計の活用等を通じ、国立病院における政策医療の実施に必要なとされるコストの適切な把握に努める。	1	平成23年度の検証結果を踏まえ、政策医療の実施に係る経営上の課題について、経営情報等を分析し、効率的な運営体制について検討することを目的として、平成25年1月から新たに経営情報分析部門を設置した。	今後も引き続き効率的な運営体制について検討を行っていくこととしている。
7			長期債務残高の存在や老朽化する病院施設・医療機器設備の更新等に要する将来の資金需要等にかんがみ、医療機器の共同利用等により投資を抑制するなど、事務事業の厳格な効率化を図る。	1	法人の資金を必要な投資に効率的に配分する仕組みを構築するとともに、個々の病院の経営分析を踏まえ、老朽棟の建替や医療の高度化に対応するための医療機器・IT基盤の整備を計画的に進めるため、平成26年度から30年度までの中期計画期間中に5.440億円の投資を計画している。	今後も引き続き事務事業の効率化を図ることとしている。
8		保有資産の見直し	再編成により廃止した国立病院等の遊休資産について、売却、貸付等による有効活用に努める。	1	再編成により廃止した国立病院等の遊休資産については、病院機能との連携を考慮した貸付等により有効活用を図っている。	今後も引き続き有効活用を図ることとしている。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	医薬品医療機器総合機構

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>該当なし。</p> <p>●利益剰余金は、全て企業からの拠出金財源及び審査等手数料財源であり、          ・国からの補助金・委託費は、毎年度事業終了後、精算          ・運営費交付金債務残額は、負債として翌年度に繰り越して業務を実施していることから、国からの財源により発生した利益剰余金はない。          (1) 副作用救済、感染救済勘定の平成26年度末の利益剰余金(副作用12,246,545千円、感染6,647,109千円)は、将来の予測を上回る健康被害の発生に備えて、製薬企業等からの拠出金をもとに、給付財源に充てるため、5年毎に拠出金率を見直しながら、保有・運用している。          (2) 審査等勘定の平成26年度末の利益剰余金は、9,835,331千円であり、その内訳は、審査セグメントが6,178,121千円、安全セグメントが3,657,210千円となっている。なお、そのうち、審査セグメントの5,846,957千円、安全セグメントの3,055,441千円は          ・前中期目標期間中に自己財源により取得した償却資産の残存相当額          ・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)に規定されている体制強化を達成するための経費に充当するものとして前中期目標期間からの繰越が承認された積立金である。          ●保有する施設はない。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>該当なし。</p>

2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	該当なし。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 ..... このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	該当なし。

3. 取引関係の見直し  
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

●「随意契約等見直し計画」に基づき、契約全般にわたって入札化を着実に促進した。また、一者応札となった契約については、条件・仕様等を更に精査し、次回調達時に公告期間を長く設定する等、実質的な競争性を確保するための取組を行った。

●なお、平成26年度において競争性のない随意契約の割合が高まった要因としては、契約件数の合計が前年度と比べて2件減少した一方で、競争性のない随意契約の件数が3件増加したことによるものであるが、これは、競争性のない随意契約のうち、事務所借上に係るもの以外に、契約の相手方が特定されるリース物件の再リース等が7件増加したためである。また、平成26年度は当機構の第3期中期計画期間の初年度であることから、事務所借上に係る契約等については、平成26年度を初年度とする複数年契約を行っている。複数年契約については、当該契約期間に係る契約金額を初年度に一括計上しているため、平成26年度の競争性のない随意契約の金額は前年度と比べて7,100万円増となったことから、競争性のある契約方式の金額割合は減少した。

●平成26年度の状況  
(金額ベース)  
・一般競争等(企画競争・公募を含む) 6,239,880,438円(41.3%)  
・競争性のない随意契約 8,869,420,125円(58.7%)  
(件数ベース)  
・一般競争等(企画競争・公募を含む) 130件(81.8%)  
・競争性のない随意契約 29件(18.2%)  
(注)調達等合理化計画では、ビル電気使用量を年間1件と数えているため、随契件数に違いがある。(こちらは、月あたり1件、年間12件と数えている。)

●平成25年度の状況  
(金額ベース)  
・一般競争等(企画競争・公募を含む) 5,837,549,213円(76.7%)  
・競争性のない随意契約 1,768,815,834円(23.3%)  
(件数ベース)  
・一般競争等(企画競争・公募を含む) 135件(83.9%)  
・競争性のない随意契約 26件(16.1%)

●平成24年度の状況  
(金額ベース)  
・一般競争等(企画競争・公募を含む) 2,747,686,159円(62.9%)  
・競争性のない随意契約 1,621,669,650円(37.1%)  
(件数ベース)  
・一般競争等(企画競争・公募を含む) 123件(82.6%)  
・競争性のない随意契約 26件(17.5%)

●平成23年度の状況  
(金額ベース)  
・一般競争等(企画競争・公募を含む) 4,891,926,722円(76.0%)  
・競争性のない随意契約 1,546,325,012円(24.0%)  
(件数ベース)  
・一般競争等(企画競争・公募を含む) 115件(81.6%)  
・競争性のない随意契約 26件(18.4%)

●平成22年度の状況  
(金額ベース)  
・一般競争等(企画競争・公募を含む) 3,309,614,949円(65.4%)  
・競争性のない随意契約 1,735,467,399円(34.6%)  
(件数ベース)  
・一般競争等(企画競争・公募を含む) 116件(65.9%)  
・競争性のない随意契約 60件(34.1%)

<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p><b>② 契約に係る情報の公開</b></p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p>	
<p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p>	<p>公表に該当する案件はない。</p>
<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付事務連絡)に掲げられた公表の対象に該当する契約案件があった場合は、ホームページ等で周知するとともに、入札公告等に記載することとしている。</p>
<p><b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、対応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p><b>④ 調達の見直し</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>●競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)及び公共サービス改革基本方針(平成24年7月20日閣議決定)に基づいた民間競争入札を平成25年度に実施し、契約期間を平成26年4月から平成29年3月までの3年間とする調達を行った。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●「公共サービス改革プログラム」を踏まえ、契約監視委員会において調達予定案件の事前点検及び一者応札・一者応募案件のフォローアップを行う等調達の見直しを図るとともに、コスト削減に向けた効率的な実施を推進していくことにより、一層の業務運営コストの削減に向けた取組を行っている。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 役員報酬については毎年、ホームページに掲載し公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、報酬・給与等の適正化について、監事による監査において資料を提出し、チェックを受けている。 ● 平成26事業年度に係る監事による監査では、「当機構のラスパイレス指数(対国家公務員指数)は、設立時より、120を超える高い水準であるところ、平成26年度の指数は121.9となり、地域や学歴要因を考慮した地域・学歴勘案指数では106.2となっていること。この高水準の要因として、高度かつ専門的知識や経験のある優秀な人材の安定した確保が不可欠となっている状況等があること」を確認した。 ● 平成26年度に実施された厚生労働省独立行政法人評価委員会における平成25年度の評価結果は、「人件費については、増員が図られているため総人件費が増加していることはやむを得ないが、平成25年度における一人当たり人件費が、平成17年度と比べて14.2%減となっていることを評価する」との内容であった。</p>

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>●法定外福利厚生費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当は、国家公務員に準拠したものとなっている。なお、金融機関との契約により給与振込経費は発生しない取扱いとなっている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>●平成25年度決算、平成26年度執行見込み及び第3期中期計画予算を踏まえ、平成27年度については必要経費を適切に見積もった予算編成を行った。 ●運営費交付金については、必要最低限の経費を適切に見積もった予算編成を行った。執行においても、年間執行計画を作成した上で、経費の節減に努めながら適切に執行している。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>●法人内に理事長直属の監査室(H27.7.1現在:室長1名、室員1名)を設置し、計画的に内部監査を実施している。平成26年度においては、法人文書管理状況、現金・預金の管理状況、旅費執行等の状況、競争的研究資金等(厚生労働科学研究費補助金)の経理状況及び企業出身者の就業制限ルールの遵守状況について内部監査を実施した。 ●コンプライアンス遵守及びリスク管理の徹底を図るために新規機構採用職員に対しリスク管理研修を実施した。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>●審査等手数料については、審査等1件あたりに要する人件費、物件費、システム経費、事務所賃借料等、当該業務に必要な経費を合算(実費の積み上げ)して算出しているところである。 これら手数料の改定にあたっては、中期計画期間中の事業運営(審査業務の増加及び科学技術の発展による審査業務の高度化等への対応のための審査体制の充実強化)に必要と見込まれるコストを必要な時期に適切に反映させるよう留意しつつ、受益者たる業界団体等へ事前に説明を行ったうえで実施することとしている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし。</p>

6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>●学識経験者、医療関係者、関係業界の代表、消費者の代表及び医薬品等による健康被害を受けた方の代表により構成する運営評議会を公開で開催し、法人の業務内容や運営体制への提言及び改善策を求めることにより、業務の効率化に役立てるとともに、業務の公正性、透明性の確保を図っている。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>●運営評議会において出された意見や指摘等については、中期計画や事業計画等に反映させ、業務の公正性や透明性の確保とともに効率化も図っている。平成26年度においては、ジェネリック医薬品に係る審査体制の強化のための取り組みなどの各委員からの意見等を業務運営に反映させた。また、運営評議会の資料や議事録についてはホームページ上で公開している。</p>

No.	45	所管	厚生労働省	法人名	医薬品医療機器総合機構
-----	----	----	-------	-----	-------------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 健康被害救済業務	更なる効率化	22年度から実施	適切な人員配置等による管理運営費の見直し等により、更なる効率化を図る。	2a	<p>平成26年度においては、管理運営費の効率化を図り、決算では予算に比べて165百万円を削減した。</p> <p>また、第3期中期計画では、請求件数の増が見込まれる中においても支給・不支給決定をした件数のうち60%以上を6ヶ月以内に処理することを目標とした。平成26年度は投薬証明書・診断書記載要領の拡充、外部専門委員の充実と効率的な活用、並びに救済給付業務システムの機能強化等の取組みを引き続き実施した結果、目標を達成した。</p> <p>平成26年度の請求件数は平成25年度の1,371件から1,412件に増加した中で、処理件数を平成25年度の1,240件から1,400件と増加（12.9%増）させるとともに、6ヶ月以内の処理件数は867件と昨年度の754件を大きく上回り（15.0%増）、同処理割合は61.9%と、対目標値103.2%の達成割合となった。</p>	引き続き、不断の業務改善及び効率的運営に努めると共に、今後も請求件数の増が見込まれる中において、年度内に決定した総件数のうち60%以上を6ヶ月以内に処理する目標を今後も維持していく。

02	審査関連業務	ドラッグ・ラグ、デバイス・ラ グの解消	22年度から実施	ドラッグ・ラグは平成23年度までに、デバイス・ラグは平成25年度 までに解消するとの目標に向け、主要業務への重点化に注力すると ともに、具体的戦略として審査の迅速化・質の向上に係る年度別の達成 目標及び工程表（アクション・プラン）を作成する。また、毎年度、 その進捗よく状況について評価・検証等を行い、確実に実施する。	2a	ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消（ともに、中央値（50%タイル値）を指標とする目標達成） に向けて、申請が集中する部門への職員の重点的な配属等により業務の重点化を図った。 また、「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」の進捗状況、「日本再興戦略」、「健康・医 療戦略」、薬事法の改正等を踏まえ、審査の迅速化・質の向上に係る年度別の達成目標等を盛り込んだ PMDA第3期中期計画を平成25年度に策定し、各年度の事業計画等にも反映させている。その中には、審 査業務の進捗状況等を把握し、進行情報を各審査チームに提供するとともに、審査等業務進行管理委員 会で分析・検討し、進捗管理を実施するなどの取組みを盛り込んでいる。 また、運営評議会等の場を活用し、医薬品・医療機器の審査期間短縮の進捗状況、治験相談の実施状況 等を定期的に報告し、ラグ解消のための更なる改善策について議論し、業務運営に活かしている。 これらの取組みにより、平成25年度の試算結果によれば、ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグのうち、 審査ラグについては、ともに概ね解消したと考えているが、開発ラグについては、ドラッグが1.0年、デ バイスが1.2年と、全体的に緩やかな減少傾向にあると考えられるものの、より一層の企業に対する開発 支援等の取り組みが必要と考えている。 なお、開発ラグ解消支援のため、相談者のニーズを踏まえて平成26年11月に相談枠の見直し・拡充を 行った。	PMDA第3期中期計画に基づいて、 引き続き、医薬品・医療機器の審査 を迅速化し、審査ラグ「0」の実現 を目指すとともに、審査の質の向上 を図る。また、開発ラグ解消支援の ための相談の充実を図る。
	安全対策業務	ガバナンスの抜本的な改革・強 化	22年度から実施	厚生労働省からの出向者の削減等によるガバナンスの確保に努めると ともに、業務上の課題の解決に向けた取組に当たっては、最少限の 人員増加、適切な人員配置を行った上で、成果について検証するなど PDCAサイクルによる適切な業務改善を行う。	2a	国からの現役出向を順次削減し、プロパー職員の幹部登用を進め、平成25年7月1日時点で課長級以 上の職員に占めるプロパー職員の割合は53%となり、目標である50%以上を達成している。（平成27年7 月1日時点同割合62%。課長級以上の職員のうち、国からの現役出向者は平成22年4月現在95人中61人 （64%）から平成27年7月現在133人中51人（38%）に減少。） また、平成23年3月に策定した「PMDAキャリア・パス」の基本方針に沿った人事異動及びキャリア アップを図っている。 業務上の課題の解決に向けて、各部・各課単位で毎年度の目標を明記した業務計画を作成し、目標管 理による業務運営を行うとともに、幹部会（毎週開催）、財務管理委員会（毎月開催）、審査等業務進 行管理委員会（3ヶ月毎開催）等において、その進捗状況を把握し、新たな課題が明らかになればその 解決に向けた検討を行うなど、PDCAサイクルによる業務改善に努めている。 <具体的な業務改善事例> 【平成24年度】 ・無駄削減に向けた取組みとして職員の勤務行動と密接に関わっていると考えられるコストにつ いて削減を図った。（取組み初年度（平成21年度）と比較し、タクシー乗車券の使用枚数88%減（金 額は89%減）、光熱費27%減） ・生物系審査部門の体制強化のため「再生医療製品等審査部」「ワクチン等審査部」に改組し、再生 医療製品連絡会議を設置した。 【平成25年度】 ・無駄削減に向けた取組みとして職員の勤務行動と密接に関わっていると考えられるコストにつ いて削減を図った。（取組み初年度（平成21年度）と比較し、タクシー乗車券の使用枚数86%減（金 額は90%減）、光熱費15%減） ・承認申請データを活用し、申請者の負担軽減や審査・相談の質の向上を図るため、次世代審査・相 談体制準備室を設置した。 【平成26年度】 ・無駄削減に向けた取組みとして職員の勤務行動と密接に関わっていると考えられるコストにつ いて削減を図った。（取組み初年度（平成21年度）と比較し、タクシー乗車券の使用枚数81%減（金 額は85%減）、光熱費12%減） ・申請電子データの利用に係る業務を行うために次世代審査等推進室を、審査体制の強化のために ジェネリック医薬品等審査部及び体外診断薬審査室を設置し、医療情報収集分析業務の体制強化の ために安全第一部内の組織改編を実施した。	引き続き、厚生労働省等国か らの出向者（特に幹部職員への 出向者）を削減し、ガバナンス の確保に努めるとともに、PMDA キャリア・パスの基本方針に 沿った適切な人員配置を行った 上で、業務上の課題の解決に 向け目標管理による業務運営を 行い、幹部会等において定期的 に成果について検証する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	人事管理の見直し	22年度から実施	国からの現役出向者を削減し、課長級以上の職員に占めるプロパー職員の割合を4年以内に50%以上とする。	1a	国からの現役出向を順次削減し、プロパー職員の幹部登用を進め、平成25年7月1日時点で課長級以上の職員に占めるプロパー職員の割合は53%となり、目標である50%以上を達成している。(平成27年7月1日時点同割合62%。課長級以上の職員のうち、国からの現役出向者は平成22年4月現在95人中61人(64%)から平成27年7月現在133人中51人(38%)に減少。)また、平成23年3月に策定した「PMDAキャリア・パス」の基本方針に沿った人事異動及びキャリアアップを図っている。	平成25年度に達成済み
05	組織体制の整備	22年度から実施	新医薬品・医療機器の審査の迅速化に資するために必要な相談を充実させつつ、現在の相談体制を見直す。	2a	平成23年7月から開始した「薬事戦略相談事業」については、平成26年11月より、薬事法一部改正法(平成25年11月27日法律第84号)の施行に伴い再生医療等製品の相談区分を独立して設定するとともに、①企業を対象とした開発工程(ロードマップ)への助言や、②アカデミアが実施する後期臨床試験プロトコルへの助言などについても相談対象を拡充し、ニーズに即した薬事戦略相談の一層の充実を図った。また、引き続き、PMDA関西支部において個別面談・事前面談を実施しているほか、出張相談や、薬事戦略相談パンフレットの作成及びPRも行っている。 また、従来からの治験相談等については、平成26年11月より、医薬品については対面助言事後相談、GCP/GLP/GPSP相談の新設のほか、製造販売後臨床試験等に対する相談枠の拡充を行った。医療機器・体外診断薬については、相談区分・手数料を医療機器等の特性に応じた体系となるよう抜本的に見直した。さらに、平成27年5月には、先駆け審査指定品目の申請資料を評価することを目的とする「先駆け総合評価相談」を新設するとともに、申請電子データの範囲やフォーマット等に対する助言・指導を行う「申請電子データ提出確認相談」の運用を開始した。	引き続き、開発ラグ解消の支援に向けて、創業支援ネットワークなどと緊密に連携しつつ、見直し・拡充した相談メニューを着実に運用していくとともに、その他の相談ニーズについても、その必要性を検討する。
06	審査関連業務、安全対策業務の業務拡充	22年度中に実施	ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグの解消に向け、効率的な人材確保に注力するなど審査関連業務等を拡充する。	1a	高度な専門性を有する優秀な審査員等を確保するため、業務説明会の開催や就職情報サイト等を通じたPMDAの紹介を行うとともに、平成23年度は3回の公募採用を実施した。採用後は、各人の適性と各部門の申請状況を踏まえた機動的な人事配置を行っている。後発医療機器の審査に専念できるよう、平成23年11月に医療機器審査第三部を新設し更なる迅速化を図った。	—
07	研修の強化	22年度中に実施	ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグを解消するために、人材育成のための研修を強化する。	1a	平成23年度においては、医療機器を使用した手術への立会いや大学研究機関での研修を行うなど、専門領域ごとに実習形式の研修を充実させた。 平成24年度以降においても、市販後安全対策の質の向上を図るための医薬品製造所等における実地研修や、GMP/QMSについて医療機器審査部門を含めた調査担当者の教育研修を実施するなど、研修の更なる充実を図ることとしている。	—

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省	※平成27年4月1日に医薬基盤研究所と統合し医薬基盤・健康・栄養研究所に改称
法人名	医薬基盤研究所	

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 政府出資金である「開発振興勘定」における投資有価証券及び長期性預金については主務大臣の承認を経て平成24年3月27日に2,624,976千円を国庫納付した。</p> <p>○ 政府出資金である「承継勘定」における長期財政融資資金預託金及び投資有価証券については、一部の政府出資金を不要資産とし主務大臣の承認を経て平成24年3月27日に1,909,330千円を国庫納付した。</p> <p>○ 薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場については、地方自治体へ売却した土地の売却額32,148千円を平成23年3月23日に国庫納付をした。</p> <p>○ 薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場のうち、売却済み以外の土地については平成27年度以降に国庫納付すべく平成23年度から関係機関と協議を進めている。</p> <p>● 出資先である(株)創薬技術研究所が解散したことに伴い、残余財産194,789千円が分配され、主務大臣の承認を経て平成25年3月15日に全額を国庫納付した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場については、地方自治体へ売却した土地の売却額を平成22年度末に国庫納付済みであり、また、売却済み以外の土地については平成27年度以降に国庫納付する予定である。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外にも、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 当研究所の保有する資産については、引き続き自主的な見直しを行い、適切な資産管理に努める。</p>

2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>●常勤役職員の採用を抑え、非常勤職員を活用し、人件費の抑制を図っている。また、一般管理費の経費節減に努めた。</p> <p>①常勤役職員数 当初計画(平成27年度)120人→119人(平成27年4月1日)</p> <p>②総人件費改革の実績 人件費 641,885千円(平成17年度)→643,973千円(平成26年度)対平成17年度比+0.3% ※創薬支援戦略室関係を除いた総人件費は504,997千円(平成26年度)対平成17年度比▲21.3%である。</p> <p>③一般管理費の実績 一般管理費1,159,516千円(平成26年度予算)→1,048,568千円(平成26年度実績)対予算比▲9.6% ※一般管理費については、平成17年度と積算方法が異なるため、当該年度予算と比較。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>●創薬支援戦略室については平成27年4月1日に国立研究開発法人日本医療開発研究機構に移管。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>●薬用植物資源研究センター和歌山研究部について、平成22年度から「ほ場」化し筑波研究部へ移管した。当該ほ場については平成23年度をもって廃止した。</p>

3. 取引関係の見直し  
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

● 随意契約見直し計画の達成のため、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行することとし、一者応札・応募となった契約についてはその要因を検証し実質的な競争性が確保されるよう運用の改善を図ることとしており、また、所内に外部専門家が参加する契約審査委員会を設置し契約の事前審査等を行い、コスト削減や透明性の確保に努めている。

【平成22年度実績】

- ①金額ベース(単位:円) 一般競争等7,490,206,000円(90.0%)、競争性のない随意契約830,591,000円(10.0%)
- ②件数ベース(単位:件) 一般競争等332件(93.3%)、競争性のない随意契約24件(6.7%)

【平成23年度実績】

- ①金額ベース(単位:円) 一般競争等10,178,114,000円(92.2%)、競争性のない随意契約855,509,000円(7.8%)
- ②件数ベース(単位:件) 一般競争等281件(93.0%)、競争性のない随意契約21件(7.0%)

【平成24年度実績】

- ①金額ベース(単位:円) 一般競争等4,934,545,000円(80.3%)、競争性のない随意契約1,210,218,000円(19.7%)
- ②件数ベース(単位:件) 一般競争等224件(87.2%)、競争性のない随意契約33件(12.8%)

【平成25年度実績】

- ①金額ベース(単位:円) 一般競争等4,727,268,000円(79.7%)、競争性のない随意契約1,163,938,000円(20.3%)
- ②件数ベース(単位:件) 一般競争等206件(86.6%)、競争性のない随意契約32件(13.4%)

【平成26年度実績】

- ①金額ベース(単位:円) 一般競争等3,638,689,000円(81.8%)、競争性のない随意契約777,322,000円(18.1%)
- ②件数ベース(単位:件) 一般競争等177件(88.5%)、競争性のない随意契約23件(11.5%)

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

<b>② 契約に係る情報の公開</b>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 関連法人に係る情報を財務諸表等において開示するとともに、調達情報及び契約状況については、ホームページで広く国民に公表している。</p> <p>また、入札公告等において、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、取引関係等の情報を公表する旨を記載するとともに、現在当研究所においては、管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職している法人との取引等はないが、今後、公表の対象となる取引等が発生した場合は、ホームページで公表する。</p>
<b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 医薬基盤研究所の関連公益法人は、(社)予防衛生協会である。当期収支差額が約539千円である。なお、今後とも、関連公益法人の利益剰余金等が発生した際、精査を行い、入札に係る仕様書の意見招請の実施や、仕様書の見直し(業務の細分化)により、国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>
<b>④ 調達の見直し</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p>	<p>● 研究所内の共用利用機器の相互利用に努めるなど類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図っているところである。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● 調達に係る仕様書について、特定の業者に有利にならないように見直しを行っており、契約監視委員会及び契約審査委員会において、審査している。</p> <p>また、調達方式について検討を行い、リース方式が当所に有利である場合、当該方式を採用した(複写機等)。</p> <p>さらに、研究機器等の調達の際には、他の研究機関での購入実績等を確認することなどにより、適正価格の把握に努めている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 毎年、「実験動物管理業務委託」について、一般競争入札により契約を締結している。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 契約監視委員会等において、契約案件を対象に契約方式の適切性及び仕様書の内容を審査している。</p> <p>平成26年度実績</p> <p>・契約監視委員会 13回開催 審議案件48件</p> <p>前回1者入札となった調達について、次回以降、入札説明会を行う等の努力をする。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 法人の長、理事及び監事の報酬について、総務大臣が定める様式により公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 給与水準については、監事による監査及び評価委員会(平成26年度まで)により、国の給与水準と比較して、年齢、地域、学歴面等から総合的に検証され適正であるとの評価を受けており、平成27年度以降は監事による監査及び厚生労働大臣による評価により、引き続き厳格なチェックを行う。給与水準については、一般職の給与に関する法律に準拠した給与体系であり、引き続き、国の給与法改正に準じた給与の見直しを図り、適正な水準を維持していく。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● これらの経費については国家公務員に準じた対応を図っている。法定外福利厚生費は、労働安全衛生法に基づく健康診断費用及び産業医委託業務費であり、出張旅費や職員の諸手当についても、国家公務員と同一の運用を行っている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 事業費については、平成26年度末までに6.2%の削減をすることとしており、研究機器の共同利用や外部委託の推進等により徹底した経費節減を図るとともに、調達には一般競争入札を積極的に活用し、公告期間の拡大、仕様書の緩和等により透明化、合理化を図り、平成26年度決算額では対予算比で7.1%の削減を達成した。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● コンプライアンスの確保を推進するため、監事監査及び内部監査を毎年度実施するとともに、理事長のリーダーシップの下、コンプライアンス委員会を設置し、監事や内部監査チームとも連携しながら適正な業務遂行を図っている。

<b>5. 自己収入の拡大</b>	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	○平成24年度までヒューマンサイエンス振興財団と共同で実施していたバンク事業については、平成25年度から本法人単独で分譲手数料を得て細胞分譲を行っており、124,019千円(平成26年度)を自己収入として得た。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	●企業等から照会を得やすいよう、研究論文リスト、公開特許等をホームページ上で公表した。
<b>6. 事業の審査、評価</b>	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	○自ら行っている研究に当たっては、独立行政法人化(平成17年度)されてから垣添忠生公益財団法人日本対がん協会会長他13名で構成される運営評議会、松澤佑次一般財団法人住友病院院長他16名で構成される外部研究評価委員会を開催しており、これらによる外部評価の仕組みを活用し、案件の重点化を図っている。 また、運営評議会については、公開で行うことにより手続きの透明化を図っている。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	○自ら行っている研究の分野を①難病治療等の基盤研究、②医薬品等の毒性等評価系構築の基盤研究、③次世代ワクチンの研究開発の3分野に重点化した。 外部に研究資金を提供している基礎研究推進事業の研究評価については、外部評価委員会(医薬推進研究評価委員会)において評価委員会結果の、中間評価を含む年次評価及び事後評価を行い、研究の継続の可否を評価するとともに、評価が低い研究については打ち切るなど厳密な評価を行い、評価結果を医薬基盤研究所ホームページに公表している。 なお、本事業は平成27年度に日本医療研究開発機構に移管された。

No.	46	所管	厚生労働省	法人名	医薬基盤研究所	※平成27年4月1日に医薬基盤研究所と統合し医薬基盤・健康・栄養研究所に改称
-----	----	----	-------	-----	---------	--

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 基盤的技術研究	大学、民間研究機関等との役割分担の徹底、重複研究の排除による事業規模の縮減等	22年度から実施	大学、民間、地方公共団体、他府省の研究機関との役割分担を徹底し、国の政策課題の解決などに特化して、①難病治療等の基盤研究、②医薬品等の毒性等評価系構築の基盤研究、③次世代ワクチンの研究開発の3分野に重点化する。また、ワクチン研究は、重要性が高まっているワクチンの薬物の作用を増強するための研究へ特化し、毒性の評価研究は、iPS細胞を肝細胞に分化させる手法を用いた研究に特化するなど業務を縮減する。 研究資金の獲得に当たっては、研究内容、研究方針との整合性等を明確化することにより重複研究を排除し、研究の効率性向上を図る。 単独研究については、本法人の技術及び設備の観点から当該法人の特徴がいかせる分野に特化し、研究を厳選する。 共同研究については、技術及び設備を踏まえ、本法人が研究の中核となる研究に特化する。 より効果的・効率的な研究を実施する観点から、他の機関との連携の在り方について検討する。	2a	研究分野を①難病治療等の基盤研究、②医薬品等の毒性等評価系構築の基盤研究、③次世代ワクチンの研究開発の3分野に重点化した。 大学、民間、地方公共団体、他府省の研究機関との役割分担を徹底し、重複研究の排除を図るとともに、重点分野から外れる研究については見直し、平成27年度においては、29,037千円を削減したところである。 また、ワクチン研究は、アジュバント開発など重要性が高まっているワクチンの薬物の作用を増強するための研究へ特化し、毒性の評価研究は、iPS細胞を肝細胞に分化させる手法を用いた研究に特化するなど重点化を図った。 研究資金の獲得、共同研究については、本法人の中核となる上記3分野の研究に特化して実施した。(共同研究、受託研究の平成26年度実績:29件、170,558千円) これら研究分野の上記3分野への重点化、プロジェクトの見直し、研究資金の獲得等に当たっては、情報が研究所内で共有されることにより重複の排除を図り、研究の効率性の向上を図っている。 また、他の機関との連携については、大阪大学、神戸大学等と平成18年度から行っている「連携大学院」の実施について、平成22年度は大阪大学大学院歯学研究所との「連携大学院」を開設することで拡充させた。 受託研究や共同研究の実施等については、「子宮内膜症サルの病態解析及びサイトカイン類の病因に関する基礎的研究」等の研究を行った。	今後も引き続き研究の重点化、効率性向上、他の機関との連携の在り方について検討することとしている。
		23年度から実施	代謝疾患関連の難病治療研究については、研究対象を神経変性疾患等に重点化するなどの見直しを図り、業務の縮減に努める。	2a	代謝疾患関連の難病治療研究については、これまで神経変性疾患や胆汁うっ滞性疾患などを研究対象としていたが、平成23年度から研究対象を認知症などの神経変性疾患に重点化した。(共同研究、受託研究の平成26年度実績:2件、9,149千円)	今後も引き続き研究の重点化と業務の縮減について検討することとしている。
02 生物資源研究	大学、民間研究機関等との役割分担の徹底、重複研究の排除による事業規模の縮減等	22年度から実施	大学、民間、地方公共団体、他府省の研究機関との役割分担を徹底し、国の政策課題の解決などに特化して、研究分野を重点化しつつ、難病以外のDNAバンクの廃止等により業務を縮減する。 研究資金の獲得に当たっては、研究内容、研究方針との整合性等を明確化することにより重複研究を排除し、研究の効率性向上を図る。 難病・疾患資源研究や細胞培養研究事業については、類似する研究機関との役割分担を明確化し、重複研究を排除する。 より効果的・効率的な研究を実施する観点から、他の機関との連携の在り方について検討する。	2a	難病以外のDNAバンクを廃止し、遺伝子バンクを難病分野に特化した。 難病・疾患資源研究や細胞培養研究事業について、重複研究を排除した上で研究資金を獲得して研究を実施した。(共同研究、受託研究の平成26年度実績:33件、1,322,682千円) これら研究分野の重点化、難病以外のDNAバンクの廃止、研究資金の獲得等に当たっては、情報が研究所内で共有されることにより重複の排除、研究の効率性の向上を図っており、平成27年度においては33,008千円を削減したところである。 また、他の機関との連携については、大阪大学、神戸大学等と平成18年度から行っている「連携大学院」を引き続き推進した。	今後も引き続き研究の重点化、効率性向上、他の機関との連携の在り方について検討することとしている。
		22年度から実施	細胞培養・分譲事業については、コストに見合った適正価格での分譲を行い、自己収入を拡大する。	2a	平成24年度までヒューマンサイエンス振興財団と共同で実施していたバンク事業については、平成25年度から本法人単独で分譲手数料を得て細胞分譲を行っており、平成26年度は124,019千円を自己収入として得た。	今後も引き続き自己収入の拡大を図ることとしている。
	23年度から実施	関係法人と共同で実施しているバンク事業については、本法人が実施し、自己収入の拡大を図るスキームを構築する。	1a	ヒューマンサイエンス振興財団と共同で実施していたバンク事業については、平成25年度から本法人単独で細胞分譲を行っている。	-	
03 基礎的研究推進事業	国で実施	23年度から実施	厚生労働省、特定法人との関係、厚生労働省科学研究費等との関係の見直しを行った上、国で実施する。	1a	事業仕分けの対象となった基礎研究推進事業の平成23年度新規分は国(厚生労働省)において公募し、国で実施している。	-
04 実用化研究支援事業	事業の廃止、納付金の国庫納付	23年度から実施	事業を廃止する。ただし、委託金交付先からの納付金回収が終了するまで経過業務は継続する。 既存の委託研究については、今後、研究成果が生じた場合に、委託先からの納付金を国庫納付する。	2a	事業を廃止した。平成26年度は、経過業務の19委託研究中、4件の売上納付が得られた。また、委託先において収益が得られたものを2件確保した。	今後も引き続き委託研究先に収益が生じるよう、指導・助言を行うこととしている。
05 希少疾病用医薬品等開発振興事業	国で実施	23年度から実施	国による実施スキームを構築する。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	-

06	【経過業務】承継事業	事業の廃止	35年度までに実施	事業を廃止する。ただし、既出融資の回収が終了するまで経過業務は継続する。 業務縮小に伴う債権の回収・管理業務の効率化を図る。	2a	事業を廃止した。平成26年度は、残存する1社について、外部専門家により構成される成果管理委員会において審議した結果、存続が妥当であるとの判定が下され、存続することとした。	出資法人が将来的に管理コストを上回る収益を上げる可能性がないと判断される場合には、速やかに解散整理等の措置を講ずることとしている。
----	------------	-------	-----------	---	----	---	---

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
07	不要資産の国庫返納	政府出資金（開発振興勘定）	23年度中に実施	開発振興勘定における投資有価証券及び長期性預金（約25億円）を国庫納付する。	1a	平成23年度末に国庫納付を行った。	—
08		政府出資金（承継勘定）	23年度以降実施	承継勘定における長期財政融資資金預託金及び投資有価証券（約48億円）については、早急に返納額を確定した上で一部を国庫納付する。	1a	政府出資金のうち事業に必要な資金を除いて、不要資産を確定し、主務大臣の承認を経て平成23年度末に国庫納付を行った。	—
09		薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場（一部）	22年度中に実施	薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場のうち、地方自治体に売却した土地の売却額を国庫納付する。	1a	平成22年度末に国庫納付を行った。	—
10		薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場（その他）	24年度以降実施	薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場のうち、売却済み以外の土地を国庫納付する。	2a	平成27年度以降に国庫納付するため、平成23年度から独立行政法人評価委員会（平成27年度以降は国立研究開発法人審議会）に意見を聴くこと等により関係機関と協議を進めている。	今後も引き続き関係機関と協議を進めることとしている。
11	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。	2a	自ら行っている研究に当たっては、独立行政法人化（平成17年度）されてから垣添忠生公益財団法人日本対がん協会会長他13名で構成される運営評議会、松澤佑次一般財団法人住友病院院長他16名で構成される外部研究評価委員会を開催しており、これらによる外部評価の仕組みを活用し、案件の重点化を図っている。 また、運営評議会については、公開で行うことにより手続きの透明化を図っている。	今後も引き続き、外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図ることとしている。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省	※平成26年4月に地域医療機能推進機構に改組
法人名	年金・健康保険福祉施設整理機構	

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 不断の見直しを実施し、不要と認められるものが発生した場合には、速やかに国庫納付を行う。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	● JCHOは、独立行政法人地域医療機能推進機構法第19条に基づき、運営費交付金が交付されないが、事務所等の運営については、管理部門経費の削減に努めることとする。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>●本部事務所は前団体(全社連)が使用していた土地建物をそのまま活用し、地区事務所も病院の土地建物内の一部を間借り運営することで、効率的な資産活用を図っている。 また、職員宿舎等病院の資産については、各地域において医療等を行うために必要なものと考えているが、今後ともこれらの資産について、法人の事務・事業の実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理等を行う。</p>
<p><b>3. 取引関係の見直し</b> <b>① 随意契約の見直し等</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>●契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施し、随意契約については契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争入札へ移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、真に競争性が確保されているかの点検を行うこととする。また、その結果を総務省に報告するとともに、ホームページに公表する。 ※平成26年度の状況 一般競争等42,709,578千円(56.9%)、競争性のない随意契約32,335,203千円(43.1%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等1,853件(37.2%)、競争性のない随意契約3,128件(62.8%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p><b>② 契約に係る情報の公開</b></p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●基本方針に基づき発出された「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)を踏まえ、入札広告等を通じて入札参加業者へ周知を行う等、適切な取組を行うこととする。なお、現時点で公表の対象となる契約はない。</p>
<p><b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>

<b>④ 調達の見直し</b>	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	●医療機器の調達について、平成27年度から国立病院機構及び労働者健康福祉機構と連携して共同入札を実施し、コストの縮減を図っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	●公共サービス改革プログラムに基づき、調達の効率化等を図り、経費の削減等に努める。
<b>4. 人件費・管理運営の適正化</b>	
<b>① 人件費の適正化</b>	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	●「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき、法人のHPIにおいて公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	●JCHOの給与水準については、監事による監査を実施した。また、厚生労働大臣による評価を受ける予定である。

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●事務に係る経費については、国家公務員に準じたものとなっている。 ●諸手当については、国等の給与水準を踏まえた対応を行っており、一部の国等と異なる諸手当については、医師確保対策など病院等を運営するJCHOの特性を考慮し、その趣旨、目的を明確にしているところである。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●JCHOでは、必要な経費を積算段階から精査するために、当年度の決算見込みを十分に把握・分析した上で次年度計画を作成することとする。なお、運営費交付金については交付を受けていない。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	●内部監査部門として、業務監査室を設置(平成26年4月1日)し、内部監査、会計業務に関する犯罪、非違及び事故の調査及び処理、コンプライアンスへの対応に関する業務を行っている。 平成26年度の内部監査では、契約関係をはじめとする重点事項を定め監査を実施した(12病院)。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	●JCHOでは、研究課題について、外部の専門家も含めた委員会の設置について、名称、導入時期、評価者、評価の仕組みなどを含め検討しているところ。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし。

No.	47	所管	厚生労働省	法人名	年金・健康保険福祉施設整理機構	※平成26年4月に地域医療機能推進機構に改組
-----	----	----	-------	-----	-----------------	------------------------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 厚生年金病院・社会保険病院の取扱い	病院の計画的整理	22年度中に実施	病院については、早期の計画的整理完了に向けて適切に事業を推進する。	1a	当機構においては、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成23年法律第73号）の附則や同法の附帯決議も踏まえ、厚生労働省からの譲渡指示のあった社会保険病院等の譲渡を進めている。 ・平成22年度においては、平成23年2月18日の厚生労働大臣からの譲渡指示を受け、健康保険岡谷塩嶺病院（長野県岡谷市所在）を岡谷市に譲渡し、平成23年3月31日に引渡しを完了した。（19,580千円） ・平成23年度においては、平成23年12月21日の厚生労働大臣からの譲渡指示を受け、健康保険鳴門病院（徳島県鳴門市所在）及び川崎社会保険病院（神奈川県川崎市）について譲渡手続きを進め、健康保険鳴門病院については平成24年3月28日に、川崎社会保険病院については平成24年5月30日に、それぞれ譲渡契約を締結した。（健康保険鳴門病院:1,338,000千円、川崎社会保険病院:6,000,000千円）	—
	業務の効率化	22年度から実施	オフィスの縮小、コストの縮減等により、一層の業務の効率化を図る。	—	当機構では、厚生年金病院・社会保険病院の運営を委託して医療の提供を行っていたものであり、その取扱いに係る事務・事業に対する講ずべき措置として業務の効率化が求められていたが、当機構は、平成26年3月31日をもって独立行政法人地域医療機能推進機構（新機構）に改組され、厚生年金病院・社会保険病院は地域医療機能推進機構病院に移行した。 また、新機構では、病院を直営することとなり、業務の効率化については、新機構の中期目標により、主務大臣からの指示を受け、病院の直営に係る事務・事業についてのコスト削減、業務の効率化の取組を実施しているところである。 このように新機構と当機構では、効率化を行う業務の内容が異なるため、措置状況を「—」としているが、新機構としても今後も新機構が実施するものとされている病院の運営等の業務の効率化を図っていく。	—

## 【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02 事務所等の見直し	23年度以降実施	サテライトオフィス（東京）を廃止する。	1a	平成26年3月31日にサテライトオフィス（東京）を廃止した。	—

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	年金積立金管理運用独立行政法人

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 年金積立金管理運用独立行政法人（以下、「管理運用法人」という。）が保有する職員宿舎（日野宿舎・行徳宿舎）については、第二期中期目標において全て売却することとした。</p> <p>日野宿舎（平成21年度末簿価：67,451千円）については、平成22年度中に売却（67,100千円）し、平成23年10月に国庫納付を、行徳宿舎（平成21年度末簿価：571,053千円）については、平成23年度中に売却（471,000千円）し、平成24年10月に国庫納付を行ったところである。</p> <p>また、旧年金資金運用基金より承継した登記印紙（平成21年度末簿価：19,146千円）について、今後の使用見込みがないことから平成23年12月に売却（15,492千円）し、平成24年10月に国庫納付を行ったところである。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>● 管理運用法人は本部事務所しか有していない。また、事務費については運用収入により賅っており、国からの運営費交付金は受けていないが、廊下や事務室の一部消灯、長時間離席時のPCのシャットダウン等の節電の実施、及びリース期間が満了した機器の再リース、ファイルの再利用による節約等に努めることにより、さらに管理部門経費の削減に努めている。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>● 管理運用法人は東京事務所しか有していない。なお、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律(平成27年法律第17号)により、本則上の主たる事務所の所在地を東京都とされた。</p>

<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>● 管理運用法人は現行、必要最小限の規模の本部事務所しか有していない(職員宿舎は平成23年度末までに全て売却済み)。      なお、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律により、本則上の主たる事務所の所在地を東京都とされた。</p>

3. 取引関係の見直し  
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

● 運用受託機関等との契約以外のものについては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」を踏まえ「随意契約等見直し計画」に基づき、真にやむを得ない契約以外はすべて一般競争入札等(一般競争及び企画競争・公募)に移行している。また、一者応札・一者応募については、以下(参考1)の見直しを行った。さらに、調達項目に関連する業界及び過去に調達に参加した業者へ公告情報を広く提供することや、入札参加資格における等級の要件の緩和等を行った。また、随意契約にならざるを得ない供給者が特定される、事務所の賃貸借契約については、価格交渉を行う等コストの削減を図った。

(参考1)

- 一者応札・一者応募にかかる見直し内容
- ・公告期間を少なくとも10営業日以上とする。
- ・国や独立行政法人との過去の実績を要件としない。
- ・OA機器等の賃貸借、システム等の運用・保守契約については複数年契約の導入を図る。
- ・履行開始までの準備期間、契約の履行期間を十分確保する。

(参考2)

《平成22年度実績》

(金額ベース(単位:百万円))

一般競争等 : 1,443【153】百万円 ( 5.5【0.6】%)、  
競争性のない随意契約 : 24,789【24,422】百万円 ( 94.5【93.1】%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等 : 60【5】件 ( 40.8【3.4】%)、  
競争性のない随意契約 : 87【81】件 ( 59.2【55.1】%)

《平成23年度実績》

(金額ベース(単位:百万円))

一般競争等 : 569【4】百万円 ( 2.4【0.0】%)、  
競争性のない随意契約 : 23,088【23,070】百万円 ( 97.6【97.5】%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等 : 19【1】件 (18.4【1.0】%)、  
競争性のない随意契約 : 84【81】件 ( 81.6【78.6】%)

<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。(つづき)</p>	<p>《平成24年度実績》 (金額ベース(単位:百万円)) 一般競争等 : 4,321【3,432】百万円 (18.4【14.6】%)、 競争性のない随意契約 : 19,129【18,814】百万円 (81.6【80.2】%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 : 50【24】件 (37.3【17.9】%)、 競争性のない随意契約 : 84【80】件 (62.7【59.7】%) 《平成25年度実績》 (金額ベース(単位:百万円)) 一般競争等 : 8,254【7,091】百万円 (37.3【32.0】%)、 競争性のない随意契約 : 13,887【13,856】百万円 (62.7【62.6】%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 : 45【34】件 (40.5【30.6】%)、 競争性のない随意契約 : 66【58】件 (59.5【52.3】%) 《平成26年度実績》 (金額ベース(単位:百万円)) 一般競争等 : 1,971【321】百万円 (15.8【2.6】%)、 競争性のない随意契約 : 10,491【10,056】百万円 (84.2【80.7】%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 : 37【8】件 (48.7【10.5】%)、 競争性のない随意契約 : 39【24】件 (51.3【31.6】%) (注)【 】の数値は、運用受託機関等との契約に関する内数である。 運用受託機関等との契約については、「随意契約等見直し計画」の対象外とされていたが、平成24年度に、その取扱が変更されたため、契約の実績数値に含めることとなった。 運用受託機関等との契約は、原則として3年を経過した後、見直しを行うこととしている。また、契約の当初は企画競争として契約を締結し、次年度以降は、総合評価等を行い評価が低い運用受託機関等との契約については解約し、その他の運用受託機関とは契約を継続する形式のものが含まれる。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p><b>② 契約に係る情報の公開</b></p>	
<p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>該当なし。</p>

<b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b>	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
<b>④ 調達の見直し</b>	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	該当なし。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 経費の節減については、従来より実施しているところであるが、引き続き、調達内容の見直し等を行うことにより更なる節減対策を講ずることとしている。
<b>4. 人件費・管理運営の適正化</b>	
<b>① 人件費の適正化</b>	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗よく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 総務省の指示に基づき、法人ホームページで公表している。

<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 監事監査においては、給与水準の適正化を重点事項と位置づけて、法人給与規程の運用が適切かどうか、人事院勧告を踏まえた給与水準の適正化が行われているかを監査し、国家公務員と同等の給与水準を維持していることから、独法評価委員会(平成26年度まで)からも妥当である旨の評価を受けている。</p>
<p><b>② 管理運営の適正化</b></p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 法定外福利厚生費等の事務経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準拠している。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 毎年度、業務経費等を含む予算については、国の統一単価基準を踏まえつつ、市場価格の調査等を行った上で年度計画の一部として作成し、幹部等で構成する経営企画会議に執行状況等を報告している。なお、運営費交付金は受けていない。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 理事長直属の独立した内部監査部門を設置し、効果的な内部監査の実施体制を確保している。</p>
<p><b>5. 自己収入の拡大</b></p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし。</p>

6. 事業の審査、評価

<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 運用受託機関の選定・見直しにあたっては、有識者からなる運用委員会の議を経ることとしており、また各運用受託機関の運用成績等を勘案して定期的に行う見直しについても、運用委員会の意見を聴きつつ実施している。</p> <p>(外部評価について)          名称 運用委員会          設置根拠 年金積立金管理運用独立行政法人法第15条          設置時期 平成18年4月          設置目的 年金積立金の運用状況その他の管理運用業務の実施状況の監視等</p> <p>運用委員(平成27年7月1日現在)          ・大野弘道(味の素株式会社取締役常務執行役員)          ・佐藤節也(東洋大学文学部英語コミュニケーション学科教授)          ・清水順子(学習院大学経済学部教授)          ・菅家 功(公益財団法人連合総合生活開発研究所専務理事)          ・武田洋子(株式会社三菱総合研究所政策・経済研究センター          主席研究員・チーフ エコノミスト)          ・堀江貞之(株式会社野村総合研究所上席研究員)          ・米澤康博(早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授)</p> <p>平成26年度 中期計画の変更や運用受託機関の選定について審議、運用状況の報告等について全15回実施</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 運用委員会議事要旨については、管理運用法人のホームページ上で公表している。</p>

No. 48	所管 厚生労働省	法人名 年金積立金管理運用独立行政法人
--------	----------	---------------------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 年金積立金の管理・運用	年金積立金の適切な運用及び運用実績の適切な開示	22年度から実施	株式及び債券の自主運用等におけるリスク分散等について、年金積立金の管理・運営の在り方を検討するために設置された運用委員会の意見を活用しつつ、適切な管理運用を推進し、運用実績の適切な開示を図る。	2a	<p>管理運用法人は、国内外の債券・株式に分散投資を行うことにより、リスクの分散に努めることとしている。</p> <p>基本ポートフォリオについては、平成26年6月に行われた財政検証結果を踏まえ、運用委員会が7回、検討作業班で6回、合計13回にわたって、資金運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき審議され、平成26年10月31日に変更した。</p> <p>運用委員会においては、上記基本ポートフォリオの見直しにおける審議に加え、運用受託機関の選定に関する審議が行われたほか、運用実績やリスク管理の状況、運用受託機関等の管理及び評価の結果等に対する委員の意見を踏まえ、適切な管理運用を行っている。</p> <p>運用実績等の開示については、業務概況書など公開資料を一層分かりやすく工夫し、引き続き、各年度の管理及び運用資産の状況等や、運用実績の結果についてホームページ等を活用して迅速に公表することとし、日本語版に加え英語版をホームページ上に掲載することにより、一層の情報公開・広報活動の充実に努めた。</p>	今後も運用委員会の意見を活用し、年金積立金の適切な管理運用を推進するとともに、運用実績等について、国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実に努める。
	業務の効率化	22年度から実施	コストの縮減等により、一層の業務の効率化を図る。	2a	<p>平成21年度と比較して、第2期中期目標期間の最終年度において、一般管理費については15%、業務経費については5%を節減した予算（退職手当、事務所移転経費、システム開発費、管理運用委託手数料及び短期借入に係る経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）を作成した。また、人件費については、平成18年度から5年間で5%以上削減の取組を継続するとともに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続した。一方、基本的方針に基づき、平成26年度以降の給与水準については、高度で専門的な人材確保の観点から、弾力化に取り組んだ。</p> <p>執行に当たっては、業務の効率化の観点から、契約方法、調達内容の見直し及び人件費の見直し等を行った。具体的には、契約については、一者応札・一者応募について引き続き以下（参考）の対応を継続すると共に、調達項目に関連する業界及び過去に調達した業者への公告情報を広く提供することや、入札参加資格における等級要件の緩和等を行った。平成25年度においては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与の見直しに準じた措置を実施するとともに、入札により契約価額が確定する競争入札より価格交渉が可能な随意契約の方が有利と判断した調達については、公募により応募者がいないことを確認した上で現受託者と価格交渉を行う等コストの削減を図った。</p> <p>（参考） 一者応札・一者応募にかかる見直し内容 ・公告期間を少なくとも10営業日以上とする。 ・国や独立行政法人との過去の実績を要件としない。 ・OA機器等の賃貸借、システム等の運用・保守契約は複数年契約の導入を図る。 ・履行開始までの準備期間、契約の履行期間を十分確保する。</p> <p>なお、第3期中期目標期間中、一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、平成27年10月から始まる被用者年金制度の一元化を踏まえつつ、平成26年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.34%以上の効率化を行う（新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.34%以上の効率化を行う）予算を作成した。また、人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していくこととした。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保することとした。</p>	今後も引き続き業務の効率化に努める。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02	不要財産の国庫納付	23年度中に実施	日野職員宿舍	日野職員宿舍を国庫納付する。	1a	日野宿舍（横浜市、平成21年度末簿価：67百万円）については、平成22年12月に売買契約（67百万円）を締結し、平成23年1月に当該物件の引渡を行った。 国庫納付については、平成23年10月に金銭で納付済。	—
03		24年度中に実施	行徳職員宿舍	行徳職員宿舍を国庫納付する。	1a	行徳宿舍（市川市、平成21年度末簿価：571,053千円）については、平成23年中に売却（471,000千円）し、平成24年10月に国庫納付を行った。	—
04	組織体制の整備	22年度中に実施	監査機能の強化	監査内容の充実、金融実務経験者の監事への採用等により監査機能の強化を図る。	1a	平成22年4月に民間企業において財務部長等の金融実務の経歴を有する常勤監事が任命され、以下のような改革を行い、監査機能の強化が図られた。 ・監事監査方針、監事監査チェックリスト・評価表を策定し、監査活動の周知徹底 ・監事監査の「見える化」を図り、監事監査年間・月次計画・実績表の作成 ・「年金積立金管理運用独立行政法人内部統制に関する監事監査実施基準」を策定し内部統制システムの充実・強化 ・企画会議等重要な会議に出席し、必要に応じ監事として意見表明することにより、予防的観点に立った監査の実施等 また、平成23年7月に民間企業における監査役、経理部長等の経験を有する非常勤監事が任命されており、その知見に基づき監査が行われる等、監査機能の一層の強化が図られた。	—
05	業務運営の効率化等	22年度中に実施	内部統制の徹底	職員の研修、管理の強化等により、内部統制を徹底する。	1a	内部統制の一層の強化を図る点から、内部統制の基本方針を平成24年3月に策定し、責任体制の明確化、関係法令及び管理運用方針等の周知及び徹底等を行った。 また、リスク管理について、従来の運営リスク管理委員会のほか、従来委員会までは設けず実施していた運用リスク管理について、平成23年9月に新たに委員会を設置して行うことにより責任の明確化を図っている。 幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会（平成23年度の開催実績：平成23年10月、24年3月）を開催し、関係法令の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行った。 また、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念をうけないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要を取りまとめた「コンプライアンスハンドブック」（前回平成22年12月改訂）について平成23年10月に改訂を行い、これを全役職員に周知したところであり、併せて、平成23年12月に管理職を対象としたコンプライアンス研修を実施するなど役職員の意識の向上を図った。 さらに、上記「監査機能の強化」で述べたとおり、民間企業において財務部長等の金融実務の経歴を有する常勤監事に加え、平成23年度においては民間企業の監査役、経理部長の経験を持つ非常勤監事が任命されたこと等により、監査機能の強化が図られ、内部統制の一層の徹底が行われたところ。	—

No.	48	所管	厚生労働省	法人名	年金積立金管理運用独立行政法人
-----	----	----	-------	-----	-----------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	日野宿舎等（2件）の存廃について検討し、事務所移転時を目的に、結論を得る。	1	日野宿舎（平成21年度末簿価：67,451千円）については、平成22年度中に売却（67,100千円）し、平成23年10月に国庫納付を、行徳宿舎（平成21年度末簿価：571,053千円）については、平成23年度中に売却（471,000千円）し、平成24年10月に国庫納付を行ったところである。	—

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	国立がん研究センター

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	該当なし。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○平成26年度の一般管理費(退職金給付費用を除く)は、711,912千円となっており、国時代(平成21年度)の857,219千円と比べれば、145,307千円(17%)削減している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	該当なし。

3. 取引関係の見直し  
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成23年3月25日に外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。なお、平成26年度において前年度より随意契約が増加しているが、研究費の増加により、データの整合性を保つために相手方が限られる競争性のない随意契約によらざるを得ない契約が増加したことなどが要因である。

○契約監視委員会の内容  
随意契約の妥当性及び一者応札の妥当性について確認するとともに契約審査委員会の審議状況について確認した。  
(平成26年度中に4回開催：平成26年6月23日、平成26年9月18日、平成26年12月18日、平成27年3月23日)

○契約審査委員会による審議実施  
契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議している。具体的には、事案毎に随意契約の妥当性、一般競争入札の参加資格等について審議・承認を経て、適正な調達手続きの確保を図っている。一者応札・応募とならないよう競争性が実行出来る仕様書の策定、総合評価方式の採用並びに業者への入札参加要請等積極的な勧誘等を行い、競争性・透明性の確保を図っている。  
(平成26年度に9回開催：平成26年5月27日、平成26年6月26日、平成26年7月25日、平成26年9月2日、平成26年10月28日、平成26年12月19日、平成27年1月16日、平成27年2月20日、平成27年3月17日)

- 【一者応札・一者応募の改善方策例】
- ・入札公告(HP掲載等)の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する
  - ・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない
  - ・業務内容を具体的に分かりやすく記載する
  - ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする
  - ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける

<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。(つづき)</p>	<p><b>【契約実績】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度実績 (金額ベース) : 一般競争等24,221,600千円(86.7%)、競争性のない随意契約3,720,814千円(13.3%) (件数ベース) : 一般競争等280件(73.3%)、競争性のない随意契約102件(26.7%)</li> <li>・平成23年度実績 (金額ベース) : 一般競争等19,590,000千円(78.4%)、競争性のない随意契約5,390,000千円(21.6%) (件数ベース) : 一般競争等305件(65.0%)、競争性のない随意契約164件(35.0%)</li> <li>・(平成24年度実績) (金額ベース) : 一般競争等12,502,757千円(76.6%)、競争性のない随意契約3,816,846千円(23.4%) (件数ベース) : 一般競争等275件(65.2%)、競争性のない随意契約147件(34.8%)</li> <li>・(平成25年度実績) (金額ベース) : 一般競争等24,978,898千円(90.3%)、競争性のない随意契約2,688,133千円(9.7%) (件数ベース) : 一般競争等330件(69.6%)、競争性のない随意契約144件(30.4%)</li> <li>・(平成26年度実績) (金額ベース) : 一般競争等8,541,044千円(69.2%)、競争性のない随意契約3,809,153千円(30.8%) (件数ベース) : 一般競争等368件(63.9%)、競争性のない随意契約208件(36.1%)</li> </ul>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p><b>② 契約に係る情報の公開</b></p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 基本方針に基づき発出された「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)を踏まえ、入札広告等を通じて入札参加業者へ周知を行う等、適切な取組を行っている(平成27年7月1日現在において、該当案件なし)。</p>

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	○ 契約事務の合理化、効率化及びスケールメリットによる価格低減を図ることを目的として、これまでも医薬品等について6NC全体で共同入札を実施してきた。さらに、平成24年6月から国立病院機構、労働者健康福祉機構を加えた8法人で医薬品の共同入札を実施している。平成27年7月からも引き続き医薬品の共同入札を実施している。 ○ 平成27年4月からは、事務消耗品を対象とした在京4NCでの共同入札を実施し、今後品目数を増やしていく予定である。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	○ 一定額以上の契約案件について、外部有識者を含む契約審査委員会で審議し仕様書の点検、見直し等を行っている。 ○ 調達物品の性質、使用期間、価格等、総合的に購入又はリースの検討を行い調達している。 ○ 先端研究という特殊な調達为主要であり、専門的に取り扱う応札者による一者応札となる場合が多いが、他の類似法人へ価格等照会を積極的に行い、適正な価格の把握に努める。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○ 今後、公共サービス改革法対象事業の選定作業を踏まえ、必要に応じて検討や取り組みを行う。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○ 公共サービス改革プログラムによる調達・契約手法の多様化に対応すべく、民間の創意工夫を引き出すための競争的交渉方式である公募型競争企画契約方式を積極的に導入している。 【契約実績】 ・平成23年度 12件 625,880千円 ・平成24年度 10件 343,917千円 ・平成25年度 10件 388,268千円 ・平成26年度 6件 298,915千円

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき、法人のHPにおいて公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○平成27年度以降、給与水準については、監事による監査を行い、厚生労働大臣が評価を行う際に、研究開発に関する審議会の意見を聴くこととしている。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	○法定外福利厚生費は、職員の労働安全衛生法に基づく健康診断経費及び、業務に伴う感染防止を目的としたワクチン接種のほか、厚生労働省の基準に準じて作成した職員及び職員の家族の弔電供花の内規により運用している。 ○給与振込経費は、国に準じた取り扱いとしており原則1口座制としている。また、取引銀行選定時における条件の一つとして、給与振込料についても考慮した。 ○海外出張旅費にかかる規定は、国に準じて整備し、実費支弁の原則から航空代金、宿泊費は領収書等の添付を求めている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	○事業費の所要額については、年度計画作成時に各事業毎に必要な額の精査を行い、所要額の積算を行っている。

<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○法令遵守の観点から法人の事業全体を横断的に審査することのできる組織として監査室を設置し、内部監査等の組織体制を構築している。  ○監事の指導の下、監査室において、外部監査人等と連携し、センター各部門の問題事項の抽出、調査及び、監査を実施して、業務改善に向けた提案を行った。具体的には、下記の事項について監査を実施した。  ・内容: 診療報酬管理監査(H26.10.2、H26.10.23)、契約関係(固定資産取得手続き)監査(H26.11.21)、旅費・交通費等監査(H26.8.21、H26.11.7)、公的研究費の管理状況監査(H26.5.20、H26.5.22、H26.11.18)、医業未収金監査(H26.9.16、H26.9.19)、共同研究費・知的財産管理状況監査(H26.7.25)、役員報酬及び職員給与監査(H26.10.17)、取引業者に関する債権・債務残高確認調査(H27.2.27)、廃棄物の処理関係監査(H27.1.27、H27.1.28)、個人情報管理監査(H26.9.26、H26.11.7)、文書管理監査(H26.8.27、H26.11.7)、医療機器等取得・管理監査(H27.1.23)、諸規程監査(H27.3.13)  ・改善状況等: 研究費管理体制については適正経理管理室にて、より適正な研究費の執行体制の確立に取り組むこととした。  ○6NC間の監事、監査室の連携を強化する為、NC監事、監査室の連絡会議をそれぞれ開催した。  ○監査室が委員会事務局となる契約監視委員会を四半期に一度開催し、随意契約及び1者応札1者応募契約の適否について審議した。  ○研究費の適正管理の為、監査室が事務局となる適正経理管理室を平成23年10月に設置し、適正経理管理室会議を開催し、研究費不正経理防止計画を策定している。(平成26年度については、第1回適正管理室会議を平成26年6月18日に開催し、研究費不正使用防止計画(26年度計画)を確定した。また、平成26年9月に第2回、平成26年12月に第3回、平成27年3月に第4回会議を開催し、平成26年度計画の進捗状況のモニタリング、評価・改善検討及び、平成27年度計画案の策定を実施した。)</p>
<p><b>5. 自己収入の拡大</b></p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	

<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○知的財産の活用については、特許を企業にライセンスし製品化されたものから実施料を、また研究成果有体物を供与することで対価を得ることにより自己収入の拡大を図っている。</p> <p>○ライセンス、出願、放棄を決定するために、事業化の可能性、市場性等を総合的に検討し、ライセンスが期待できない出願は継続しないこととしている。</p> <p>○特許等の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度の特許出願件数21件</li> <li>・平成23年度の特許出願件数12件</li> <li>・平成24年度の特許出願件数37件</li> <li>・平成25年度の特許出願件数28件</li> <li>・平成26年度の特許出願件数45件</li> </ul> <p>平成26年度特許及び特許を受ける権利の譲渡及び実施許諾により29,573千円の収入があり、平成22年度～平成26年度の合計では58,566千円であった。 (一方、同年度の出願・維持に係る費用は12,921千円であった。)</p>
<p><b>6. 事業の審査、評価</b></p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○研究開発費による研究課題等については、外部の専門家で構成される評価委員会を設置し、中間・事後の評価を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称: 国立がん研究センター研究開発費評価委員会</li> <li>・導入時期: 平成22年10月4日</li> <li>・評価者氏名・所属:</li> </ul> <p>関谷 剛男(公益財団法人佐々木研究所・附属佐々木研究所・所長)  塩崎 均(近畿大学・学長)  深尾 彰(山形大学・副学長)  大島 明(大阪府立成人病センター・がん予防情報センター・がん相談支援センター・顧問)  二村 雄次(愛知県がんセンター・名誉総長)  田村 和夫(福岡大学病院・病院長)  辻 一郎(東北大学大学院医学系研究科・社会医学講座公衆衛生学分野・教授)  浅香 正博(北海道大学大学院医学研究科がん予防内科学講座・特任教授)  杉村 和朗(神戸大学大学院医学研究科・放射線医学分野・教授)  福岡 正博(和泉市立病院・総長 がんセンター長)  稲澤 譲治(東京医科歯科大学 難治疾患研究所・教授)  高橋 隆(名古屋大学大学院医学研究科 分子腫瘍学分野・教授)  森田 達也( 聖隷三方原病院・緩和和支持治療科・部長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価の実績: 平成22年度は96課題、平成23年度は114課題、平成24年度は99課題、平成25年度は107課題、平成26年度は67課題についてそれぞれ評価を行い、採否と配分額を決定する根拠となった。</li> </ul>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○研究課題については外部の専門家で構成される評価委員会の意見を聴取したうえで決定している。</p> <p>○研究課題及び評価方法等についてホームページ上で公表している。</p> <p>具体的には次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立がん研究センター研究開発費の概要、外部評価委員一覧、研究課題一覧、がん研究データベース(基本情報、研究者情報、報告書情報。旧がん研究助成金時代のものを含む。)、評価方法</li> </ul>

No.	49	所管	厚生労働省	法人名	国立がん研究センター
-----	----	----	-------	-----	------------

【事務・事業の見直し】

平成27年7月1日現在

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取り組みを実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く）を一層削減する。	2a	<人員体制> ○事務部門 ・事務部門について組織の見直しを行い、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部体制とする等、効率的・効果的な運営体制を実現（23年度） ・事務職において統括事務部長及び東病院事務部長のポストを導入し、ラインの権限と責任の明確化を図った。 ○ガバナンス体制 ・理事会、監査室の設置により、ガバナンス体制を強化（23年度） ・診療科長など、部長級の全職員が参加する運営会議を定期的で開催し、情報の共有化を推進（23年度） ・診療部門における部長制を廃止し、科長制を導入することにより、権限と責任を明確化（23年度） ・診療科長に公募制を導入し、組織の内外を問わず優秀な人材の確保を図った（24年度） ・幹部職員へ任期付任用制度を導入し、人材の流動性を確保（23年度） 理事長のリーダーシップを前提に、現場の意見を反映できる運営体制を構築 ・理事会に加えて執行役員会を設置するとともに、各部門の運営会議の機能強化を図ることにより、部門間及び部門内の意見調整・情報共有を推進 ・企画戦略局を設置し、特命事項に関する調査・検討を行うシンクタンク機能を付与 また、病院の診療部門においても以下のような組織改革を行った。 ・診療科長会議（内科系・外科系等）の設置による診療技術の向上・診療科間の調整 ・診療科の再編（専門分野の明確化及び細分化） ・独法通則法の改正に伴い、業務方法書に内部統制システムに関する事項を規定した。 ・内部統制推進規程、リスク管理規程を整備した。 ○職員教育 職員の意識改革の為に以下の取組を実施した。 ・シンボルマーク、標語の募集（23年度） ・NCCの今後のあり方について広く各界の意見を聞き、職員それぞれの立場において今後のNCCが担うべき役割等を考えるきっかけとするために、シンポジウム「今後の国立がん研究センターのあり方を考える」を実施した。このシンポジウムの議論を踏まえ、「国立がん研究センターの新ビジョン」を定め職員に周知した。（H25年度） ・新採用職員研修（H27.4.1~4.3） 目的：病院職員としての一般知識や医療安全義務等の基礎的な事を習得するため ・SD（スタッフデベロップメント）研修（H26.5.22、H26.5.29、H26.7.24、H26.7.31、H26.9.5~9.6、H26.10.6、H27.2.2、H27.2.14~2.15） 目的：事務職員を対象に企画立案能力や企業会計等に関するスキルアップを図るため ・事務職員簿記研修（H24.10.11 基礎編） 目的：センターで就業する事務職員のスキル向上をねらい、簿記の基礎知識を習得するため ・医療安全・院内感染研修 中央 医療安全 H26.7.14、H26.7.15、H26.8.20、H26.10.8、H26.10.23、H26.11.13、H26.11.18、H26.11.25、H27.2.18 東 医療安全 H26.6.19、H26.6.20、H26.6.23、H26.7.9、H26.7.10、H26.7.15、H26.7.28~30、H26.8.6、H26.8.18、H26.9.10、H27.1.30、H27.2.17、H27.2.23、H27.2.25、H27.2.27、H27.3.2、H27.3.3、H27.3.5、H27.3.6、H27.3.23 中央 院内感染 H26.6.30、H26.10.22 東 院内感染 H26.5.26、28、29、H27.2.2~12 目的：安全管理の知識を深めるため ○運営管理 ・月次決算を作成し、理事会、執行役員会において経営状況の把握・分析を行っている。また、月次決算は、研究分野長、診療科長、看護師長等も出席する全体運営会議の議題とするともに、センターのイントラネットに掲示し全職員と情報共有している。 ○その他 ・理事長による決裁の確認や月次決算制度の導入などを通して、職員のコストに対する意識を改革し、経費削減を徹底（23年度） ・職員が行っていた健康診断業務の全面委託化を図り、業務の効率化に努めた。 ・職員の業務改善に対するモチベーションを向上させるために「QC活動奨励表彰制度」を創設した。	引き続き業務の効率化に努めていく。
02 臨床研究事業						
03 診療事業						
04 教育研修事業						
05 情報発信事業						

06	一般管理費	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取り組みを実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く）を一層削減する。	2b	〈効率化目標〉 ○中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15%以上節減する。 ・平成26年度の一般管理費（退職給付費用を除く）は711,912千円であり、国時代（平成21年度）の857,219千円と比較すると145,307千円（17%）削減した。 〈予算の状況〉 研究事業等の不採算部門にかかる経費の財源として平成27年度の運営費交付金については、対前年度550,239千円の削減（▲8.2%）、対前々年1,288,657千円の削減（▲17.4%）となった。	引き続き業務の効率化に努めていく。
----	-------	----------	----------	---	----	---	-------------------

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
07	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	1a	○法令遵守の観点から法人の事業全体を横断的に審査することのできる組織として監査室を設置し、内部監査等の組織体制を構築した。 ○監事の指導の下、監査室において、外部監査人等と連携し、センター各部門の問題事項の抽出、調査及び、監査を実施して、業務改善に向けた提案を行った。具体的には、下記の事項について監査を実施した。（H23.10.20、11.17、12.1、12.22、12.27、12.28、H24.1.1、3.22、3.31） ・内容：旅費交通費及びタクシー等の管理状況、公的研究費の管理状況監査、知的財産（特許）の管理状況監査、給与・報酬支払い状況の調査、中央病院及び東病院における歳入金（未収金）管理状況等の監査、委託契約における感染対策確認監査、廃棄物処理関係監査、一括購入型SPD契約開始に伴う棚卸資産確認、診療報酬漏れに関するシステム連携調査、取引業者に関する債権・債務残高確認、規程類の整備改善状況確認 ・改善状況等：研究費管理体制に適正経理管理室にて、より適正な研究費の執行体制の確立に取り組むこととした。 ○6NC間の監事、監査室の連携を強化する為、NC監事、監査室の連絡会議をそれぞれ継続して開催した。 ○監査室が委員会事務局となる契約監視委員会を四半期に一度開催し、随意契約及び1者応札1者応募契約の適否について審議した。 ○研究費の適正管理の為、監査室が事務局となる適正経理管理室を平成23年10月に設置し、適正経理管理室会議を開催し、研究費不正経理防止計画を策定した。（第1回適正経理室会議を平成23年12月15日に開催し、平成24年3月19日の第2回会議により、研究費不正経理防止計画（案）を策定。）	—
08	業務運営の効率化等	22年度から実施	取引関係の見直し 原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取り組み状況を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。	2a	○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、平成23年3月25日に外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び1者応札・1者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。またその取組状況を公表している。 ○契約監視委員会の内容 随意契約の妥当性及び1者応札の妥当性について確認するとともに契約審査委員会の審議状況について確認した。 （平成26年度中に4回開催：平成26年6月23日、平成26年9月18日、平成26年12月18日、平成27年3月23日） ○契約審査委員会による審議実施 契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議している。具体的には、事案毎に随意契約の妥当性、一般競争入札の参加資格等について審議・承認を経て、適正な調達手続きの確保を図っている。1者応札・応募とならないよう競争性が実行出来る仕様書の策定、総合評価方式の採用並びに業者への入札参加要請等積極的な勧誘等を行い、競争性・透明性の確保を図っている。 （平成26年度に9回開催：平成26年5月27日、平成26年6月26日、平成26年7月25日、平成26年9月2日、平成26年10月28日、平成26年12月19日、平成27年1月16日、平成27年2月20日、平成27年3月17日） 【1者応札・1者応募の改善方策例】 ・入札公告（HP掲載等）の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する ・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない ・業務内容を具体的に分かりやすく記載する ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける。	引き続き原則一般競争入札を行うこととする。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	国立循環器病研究センター

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	該当なし。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○平成26年度の一般管理費(退職給付費用を除く)は771,408千円となっており、国時代(平成21年度)の770,411千円と比較して997千円(0.1%)増加しているが、移転建替に係る費用の計上、電気料金の値上げ等の要因によるものである。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	該当なし。

3. 取引関係の見直し  
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成23年3月28日に外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。(平成26年度中に3回開催し、審議の概要については、法人のHPで公表している。)

・平成26年6月9日 第11回契約監視委員会(審議及び点検事項)  
①一者方札・応募事案フォローアップ票審議:平成25年度分6件 (審議結果)特になし。  
②競争性のない随意契約:平成25年度25件、平成26年度6件 (審議結果)「移転事業における基本設計等の支援業務」の随意契約の理由として、基本構想等の専門的知識と継続性を必要とするため、「移転事業にかかるアドバイザー業務」との関連性などの事由により、会計規程第39条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するとしたが、その前提には、「移転事業にかかるアドバイザー業務」が適切に履行されたか否かを評価することが必要である。今回の案件について随意契約の理由としては問題ないと解する。本来、本件のようなコンサルティング契約については、単に契約上の義務違反がなかったことをもって、適切な履行と判断するのではなく、その業務の質について評価することが必要である。その評価を踏まえて当該相手方以外に履行することができないかどうかを判断することによって「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するかどうかを決すべきである。  
③一者応札・一者応募となった契約:平成25年度22件 (審議結果)特になし。

・平成26年10月20日 第12回契約監視委員会(審議及び点検事項)  
①競争性のない随意契約:平成26年度32件 (審議結果)特になし。  
②一者応札・一者応募となった契約:平成26年度3件 (審議結果)特になし。  
③落札率100%となった契約:平成26年度5件 (審議結果)業者から提出を受ける書類の中で、記載内容を十分に確認する必要があると考えられるものが見受けられた。入札手続全般に言えることであるが、形式上の調達手続を行うだけでは、ガバナンス上十分とは言えず、必要に応じ、業者に説明を求め、それを記録しておくなど第三者が見ても納得できるよう、実態を考慮した対応をすることで、ガバナンスがより高まるよう調達手続を進めていただきたい。

・平成27年1月19日 第13回契約監視委員会(審議及び点検事項)  
①競争性のない随意契約:平成26年度32件 (審議結果)特になし。  
②一者応札・一者応募となった契約:平成26年度7件 (審議結果)特になし。  
③落札率100%となった契約:平成26年度6件 (審議結果)特になし。

・平成27年6月8日 第14回契約監視委員会(審議及び点検事項)  
①一者応札・応募事案フォローアップ票審議:平成26年度分7件 (審議結果)・包括的な業務委託契約の場合、一部の業務を別契約とすることで複数の業者からの応募が可能となるのではないかと。業務等準備期間については、案件に応じ、応札者に十分配慮した長めの期間を設定するよう努力すること。  
②競争性のない随意契約:平成26年度19件、平成27年度6件 (審議結果)特になし。  
③一者応札・一者応募となった契約:平成26年度15件 (審議結果)特になし。  
④落札率100%となった契約:平成26年度15件 (審議結果)特になし。

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。(つづき)

○契約審査委員会による審議実施  
 契約に関する重要事項については外部有識者を含む契約審査委員会においてあらかじめ審議を実施した。(22年度実績3回、23年度実績11回、24年度実績15回(定例10、臨時5)、25年度実績12回(定例11、臨時1)、26年度実績13回(定例11、臨時2))

【審査内容】  
 ・契約審査(予定価格1000万円以上、公募型企画競争)  
 ・契約審査(予定価格1000万円未満の契約の内、少額随契以外の随意契約、前回一社応札の契約、前回落札率100%の契約)※平成23年11月10日以降  
 ・競争参加資格の拡大 ・四半期毎の取引先別取引額 ・契約事務取扱細則、契約審査実施要領等の見直し ・契約審査案件の結果報告

【総長への答申内容】  
 ・システム導入支援業務について、競争参加資格を緩和すること。  
 ・賃貸借契約について、費用を他の契約方法と比較した資料を提出すること。  
 ・一社応札が予想される案件について、今後同じ契約又は類似の契約を実施する場合は、早目に計画を立てて入札を執行し、入札参加者が十分な準備期間を確保出来るよう留意して、一者応札を避けること  
 ・研究機器の保守契約について、使用実績、使用見込、保守・修理実績に基づき、契約の妥当性を検討すること。  
 ・市民公開講座運営業務委託契約(公募型企画競争)について、効率的・効果的な広報活動の提案に関して仕様書を見直すこと。  
 ・契約監視委員会に合わせ、少額随契以外の随意契約、前回一社応札の契約、前回落札率100%の契約についても審査対象とすること。

【一者応札・一者応募の改善方策例】  
 ・入札公告(HP掲載等)の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する)  
 ・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない)  
 ・業務内容を具体的に分かりやすく記載する)  
 ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする)  
 ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける。

【契約実績】  
 ・平成22年度実績  
 (金額ベース(単位:円))一般競争等11,306,115千円(87.2%)、競争性のない随意契1,662,979千円(12.8%)  
 (件数ベース(単位:件))一般競争等 345件(78.9%)、競争性のない随意契約 92件(21.1%)  
 ・平成23年度実績  
 (金額ベース(単位:円))一般競争等12,623,508千円(74.0%)、競争性のない随意契 4,430,200千円(26.0%)  
 (件数ベース(単位:件))一般競争等 365件(77.8%)、競争性のない随意契約 104件(22.1%)  
 ・平成24年度実績  
 (金額ベース(単位:円))一般競争等5,545,732千円(77.1%)、競争性のない随意契 1,642,949千円(22.9%)  
 (件数ベース(単位:件))一般競争等 243件(71.9%)、競争性のない随意契約 95件(28.1%)  
 ・平成25年度実績  
 (金額ベース(単位:円))一般競争等2,878,597千円(55.3%)、競争性のない随意契 2,329,388千円(44.7%)  
 (件数ベース(単位:件))一般競争等 195件(65.9%)、競争性のない随意契約 101件(34.1%)  
 ・平成26年度実績  
 (金額ベース(単位:円))一般競争等4,539,655千円(71.5%)、競争性のない随意契1,816,458千円(28.6%)  
 (件数ベース(単位:件))一般競争等 177件(66.6%)、競争性のない随意契約 89件(33.4%)

<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p><b>② 契約に係る情報の公開</b></p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p>	
<p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 基本方針に基づき発出された「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)を踏まえ、入札広告等を通じて入札参加業者へ周知を行う等、適切な取組を行っている(平成27年7月1日現在において、該当案件なし)。</p>
<p><b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p><b>④ 調達の見直し</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 契約事務の合理化、効率化及びスケールメリットによる価格低減を図ることを目的として、これまでも医薬品について6NC、国立病院機構、労働者健康福祉機構で共同入札を実施してきた。平成27年7月からも引き続き医薬品の共同入札を実施している。</p> <p>○ 診療材料の調達においては、国循の診療材料の特殊性から、共同入札ではなく、さらなる材料費の削減によるコスト削減を図るため、調達、価格交渉業務の民間委託を導入し、調達部門における、事務部門の人員を削減を実施した。</p> <p>○ 平成25年10月からは、一般消耗品についても、上記契約に含めることにより、さらなるコスト削減を図った。</p> <p>○ 現在、6NCで事務消耗品を対象とした共同購入について検討を行っている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 仕様書の策定等にあたっては、サウンディング(市場調査)を実施のうえ、複数の職員で構成される仕様書策定委員会や機種選定委員会などの各種委員会において決定している。</p> <p>○ 研究機器だけに限らず、使用目的、頻度を踏まえ、調達におけるリース契約、購入契約等を比較し、採用している。</p> <p>○ 調達にあたっては、近隣施設等への価格照会を実施し、適正価格の把握に努めている。</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 今後、公共サービス改革法対象事業の選定作業を踏まえ、必要に応じ検討や取組を行う。</p>												
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 公共サービス改革プログラムによる調達・契約手法の多様化に対応すべく、民間の創意工夫を引き出すための競争的交渉方式である公募型企画競争契約を積極的に導入した。</p> <p>【契約実績】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成23年度</td> <td>6件</td> <td>191,145千円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>6件</td> <td>1,598,447千円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>5件</td> <td>456,136千円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>12件</td> <td>2,083,349千円</td> </tr> </table>	平成23年度	6件	191,145千円	平成24年度	6件	1,598,447千円	平成25年度	5件	456,136千円	平成26年度	12件	2,083,349千円
平成23年度	6件	191,145千円											
平成24年度	6件	1,598,447千円											
平成25年度	5件	456,136千円											
平成26年度	12件	2,083,349千円											
<p><b>4. 人件費・管理運営の適正化</b> <b>① 人件費の適正化</b></p>													
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>													
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>													
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>													
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき、法人のHPにおいて公表している。</p>												
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 平成27年度以降、給与水準については、監事による監査を行い、厚生労働大臣が評価を行う際に、研究開発に関する審議会の意見を聴くこととしている。</p>												

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○法定外福利厚生費は、職員の労働安全衛生法に基づく健康診断経費及び、業務に伴う感染防止を目的としたワクチン接種のほか、厚生労働省の基準に準じて作成した職員及び職員の家族の弔電供花の内規により運用している。 ○給与振込経費は、国に準じた取り扱いとしており原則1口座制としている。また、取引銀行選定時における条件の一つとして、給与振込料についても考慮した。 ○海外出張旅費にかかる規定は、国に準じて整備し、実費支弁の原則から航空代金、宿泊費は領収書等の添付を求めている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○事業費等の所要額については、年度計画作成時に各事業毎に必要な経費の精査を行い、所要額の積算を行っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○監査室の設置(平成22年4月1日) 内部監査を円滑かつ効果的に推進するため、理事長の下に独立した組織として監査室(監査室長1名、係長1名を配置)を設置し、監事及び会計監査人と連携のうえ、事業年度毎に定めた内部監査計画に基づき、業務の実施、会計処理に関する犯罪、非違及び事故の調査及び処理、コンプライアンスへの対応について、内部監査を実施している。</p> <p>○監査室による内部監査の実施 内部監査計画での重点項目(平成26年度) 「競争的研究資金(財団等研究費を含む)に関する事項、情報セキュリティに関する事項、個人情報保護に関する事項、コンプライアンスの推進に関する事項、診療報酬管理に関する事項(診療報酬改定に関すること)、フォローアップに関する事項(昨年度改善指示事項)」</p> <p>①競争的研究資金に関して、「内部監査指導要領(競争的研究資金編)」を作成、これに基づき、該当部門に対し、実地による監査を計画、実施した。(平成26年7月～平成27年3月) (平成22年度)監査項目:108項目 ⇒ 主な指摘事項:研究者との関係に関する定め、間接経費にかかる事務、設備等にかかる事務、行動規範、公的研究費調査委員会、防止計画推進部署の設置、経費管理について指摘を行った。 (平成23年度)監査項目:117項目 ⇒ 主な指摘事項:設備等にかかる寄付受入について指摘を行った。 (平成24年度)監査項目:117項目 ⇒ 主な指摘事項:特になし。 (平成25年度)監査項目:119項目 ⇒ 主な指摘事項:特になし。 (平成26年度)監査項目:107項目 ⇒ 主な指摘事項:研究者による発注について改善する必要があるとの指摘を行った。</p> <p>②書面監査の実施(平成26年10月～平成27年3月) … 「内部監査指導要領」並びに「内部監査指導要領(コンプライアンス編)」を作成、これに基づき、該当部門で自己評価チェックリストによる自己評価を行った。 (被監査部門)全15部門(平成26年度から医療情報部を追加)(監査項目)平成22年度:996項目、平成23年度:993項目、平成24年度:1023項目、平成25年度:1023項目、平成26年度:1037項目</p> <p>③実地監査の実施(平成26年12月～平成27年3月)…上記自己評価の結果を踏まえ、諸規程等に対する合規制、業務運営の適正性、効率性及び前回監査指摘事項にかかる改善状況について監査を行った。 (平成22年度)被監査部門:全7部門 ⇒ 主な指摘事項:コンプライアンス上の問題として宿日直勤務、業務委託契約、栄養管理計画書、栄養管理業務の運営、診療エックス線装置使用にかかる管理区域 内部統制上の問題として、ファームバンキングにかかる内部統制、文書管理、棚卸実施委員会、窓口における過収納の返還、再審査請求について指摘を行った。</p>

<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。(つづき)</p>	<p>(平成23年度)被監査部門:全8部門 ⇒ 主な指摘事項:特になし。  (平成24年度)被監査部門:全8部門 ⇒ 主な指摘事項:災害対策マニュアルの見直し、毒物劇物取扱規程の見直し、R1管理区域について指摘を行った。  (平成25年度)被監査部門:全8部門 ⇒ 主な指摘事項:災害対策マニュアルの見直し、旅費申請手続きにかかる適正な処理の実施、治験等にかかる適正な会計処理の実施について指摘を行った。  (平成26年度)被監査部門:全10部門⇒ 主な指摘事項:特になし。</p> <p>④公文書等管理に関して、「内部監査指導要領(公文書等管理編)」を作成、これに基づき、該当部門に対し、実地による監査を計画、実施(平成26年9月)した。  (平成23年度)監査項目:32項目 ⇒ 主な指摘事項:文書の施行、研修について指摘を行った。  (平成24年度)監査項目:32項目 ⇒ 主な指摘事項:郵便料金表示記録簿の作成について指摘を行った。  (平成25年度)監査項目:36項目 ⇒ 主な指摘事項:センター組織規程改正にともなう関連規程の改正について指摘を行った。  (平成26年度)監査項目:38項目 ⇒ 主な指摘事項:特になし。</p> <p>⑤個人情報保護に関して、「内部監査指導要領(個人情報保護編)」を作成、これに基づき、該当部門に対し、実地による監査を計画、実施(平成25年9月・平成26年9月)した。  (平成23年度)監査項目:42項目 ⇒ 主な指摘事項:保有個人情報ファイル管理簿について指摘を行った。  (平成24年度)監査項目:42項目 ⇒ 主な指摘事項:特になし。  (平成25年度)監査項目:52項目 ⇒ 主な指摘事項:研究開発基盤センター及びバイオバンクへの「研究所等個人情報保護管理者」の配置、保有個人情報の取扱等に係る研修の早期実施、総括個人情報保護感謝への保有個人情報の記録、保管方法等についての点検結果報告の実施について、指摘を行った。  (平成26年度)監査項目:47項目 ⇒ 主な指摘事項:当センターの個人情報が保存されたPCの盗難事案の発生を受けて実施した個人情報保有調査結果の精査並びに対応策の検討及び実施について、指摘を行った。</p> <p>⑥情報セキュリティに関して、「内部監査指導要領(情報セキュリティ編)」を作成、これに基づき、該当部門に対し、実地による監査を計画、実施(平成26年11月～平成27年2月)した。  (平成25年度)監査項目:158項目 ⇒ 主な指摘事項:プログラム更新状況の第三者チェックの実施、セキュリティポリシーの周知、障害・災害発生時におけるシステムの復旧時間の事前把握、外部委託先から提出される月次レポートの整理・見直し、ユーザーに対する定期的な情報セキュリティ教育の実施及び医療に係る電子情報の破棄の手順の明確化について指摘を行った。  (平成26年度)監査項目:168項目 ⇒ 主な指摘事項:ユーザIDの改廃申請に係る上長の承認及び容易に推測されないパスワードの設定、部門システムのサーバ用オペレーションシステムの更新、ユーザ権限の見直し、アクセスログの定期的な点検の実施及びリストアテストの実施について、指摘を行った。</p>
<p><b>5. 自己収入の拡大</b></p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p></p>

<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○研究開発基盤センター知的資産部を通じて、センターの知的財産・知的資産の製品化・事業化を目指した連携活動をおこなっている。</p> <p>○知的財産ポリシー及び職務発明等規程を整備し、知的財産権の出願及び活用について、方針を定めている。当該方針に基づき、職務発明委員会において、センター内有識者の判断の下、出願の可否を判定している。</p> <p>○共同研究の成果による共同出願を推進し、共同研究者による知的財産活用を図っている。一方で、センター単独の権利は厚生労働大臣認定TLOに権利を譲渡することにより、知的財産の活用を図っている。知的資産活用審査委員会を設置し、センター自ら特許権又はノウハウ等の知的財産権をライセンスできる体制を整え、技術移転の妥当性を合議制により審議する体制を整備した。なお、実施許諾に至っていない特許権は、当該特許権の技術評価を第三者に委託し、ライセンス可能性を探っている。</p> <p>○特許等の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度の職務発明委員会での特許出願審査件数36件</li> <li>・平成23年度の職務発明委員会での特許出願審査件数41件</li> <li>・平成24年度の職務発明委員会での特許出願審査件数37件</li> <li>・平成25年度の職務発明委員会での特許出願審査件数38件</li> <li>・平成26年度の職務発明委員会での特許出願審査件数44件</li> </ul> <p>・平成22～26年度においては、知的財産権の譲渡及び実施許諾により130,239千円(平成22年度は5,591千円、23年度は8,124千円、24年度36,635千円、25年度27,648千円、26年度52,241千円)の収入があった。*以下に述べる印税収入を含む。</p> <p>・循環器病研究センターの病院食として提供している減塩食のノウハウを社会に共有するべく、「国循の美味しい！かるしおレシピ」「続・国循の美味しい！かるしおレシピ」「美味しい！かるしおレシピ・春」「1日1品から始める国循のかるしおレシピ練習帖」を発刊した。平成24年度は29,649千円、平成25年度は17,510千円、平成26年度は713千円の著作権収入(印税収入)を得た。</p>
<p><b>6. 事業の審査、評価</b></p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○研究開発費による研究課題等については、循環器病研究開発費評価委員会を平成22年度より設置し、事前・中間・事後の評価を行っている。現在の外部委員、評価実績は下記の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・斎藤 能彦(奈良県立医科大学教授)、岩田 博夫(京都大学教授)、岩尾 洋(大阪市立大学教授)、佐藤 美幸(医療経営支援課長)</li> <li>・22年度事後評価(H23.4)、23年度事前評価(H23.4)、23年度課題中間評価(H24.2)、23年度事後評価(H24.4)、24年度事前評価(H24.4)、24年度中間評価(H24.11)、24年度事後評価(H25.2、H25.6)、25年度事前評価(H25.6)、25年度中間評価(H25.12)、25年度事後評価(H26.2)、26年度事前評価(H26.5)、26年度中間評価(H26.12)、26年度事後評価(H27.2)</li> </ul> <p>○評価については、幹部で確認した上で、各研究責任者にフィードバックし、評価内容を踏まえた研究計画の立案と今後の研究実施に役立てる。</p>

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○ 研究課題については外部の専門家で構成される評価委員会の意見を聴取したうえで決定している。

○ 研究部門の評価については、外部の専門家で構成される評価委員会において、原則として中期計画期間3年目及び5年目に実施され、評価結果をホームページで公開することとしている。評価委員会の下部組織として研究評価委員会が存在しており、原則毎年評価を実施している。委員会は外部委員5名と内部委員5名の計10名で構成されており、平成24年度分の評価は平成25年7月に書面審査により実施した。なお、研究評価委員会の評価結果については公表していない。

No.	50	所管	厚生労働省	法人名	国立循環器病研究センター
-----	----	----	-------	-----	--------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 研究事業					<p>&lt;人員体制&gt;                      ○事務部門                      ・平成22年4月より事務部門は、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部制とし、効率的・効果的の運営を確保する体制を整備                      ・平成27年7月より政策医療にかかる企画及び立案並びに調整に関する体制強化を図るため、政策医療部を設置し、5部体制とした。                      ○ガバナンス体制                      理事会、企画戦略室及び監査室の設置により、ガバナンス体制を強化、また平成23年度には以下の取組を行った。                      ・中央診療体制の抜本的再編・・・新たに中央支援部門を設置して、医療連携に関する機能を強化、特に当該部門内に病床統括管理室を置くことにより、病床運営の効率化を図った。また、別に中央管理部門を設置し、医療安全・感染対策・褥瘡対策等の安全管理体制を強化するとともに、教育研修体制の整備を図った。                      ・看護部門の体制強化・・・副看護部長を1名増(2名から3名)することにより、看護職員の代謝(採用・退職)管理体制の強化を図った。                      ・健康管理室の設置・・・産業界のもとに産業保健師を配置し、職員の健康相談(特にメンタル相談)、健康管理体制の強化を図った。                      平成24年度における取り組みは以下のとおりであった。                      ・企画戦略室を「企画戦略局」に改組・・・当センターの国際戦略としてのイノベーション推進、建替整備工事等、情報発信を含めた対外的な活動を、より効果的に推進するための組織・職名の変更を行った。                      ・情報統括部の設置・・・当センターのITを含めた全ての情報を一元管理・運用、企画、分析するため設置し、最高情報責任者(CIO)を置くことにより、情報管理・統制の強化を図った。                      ・コンプライアンス室の体制強化・・・専任の室長(弁護士)を選任し、コンプライアンス室の体制を強化した。                      平成27年度における取り組みは以下のとおりとなっている。                      ・移転建替推進室の設置・・・目前に迫った移転建替を効果的に推進するため専門部門を設置し、体制強化を図った。                      ○職員研修                      職員の意識改革の取組として以下の研修を実施                      ・新採用職員研修                      目的：法人職員としての一般常識、病院職員としての安全義務、職員待遇等の基礎的な事柄を習得すること                      日時：平成26年4月1日(火)・2日(水)、平成27年4月1日(水)・2日(木)                      ・セクシャルハラスメント研修会は、ハラスメントの対策をする必要性を職員に認識させ、セクシャルハラスメント等を防止する事により仕事に専念できる職場環境にすることを目的に平成24年11月6日(火)に行ったが、平成26年度は実施されなかった。効果を再認識するため今年度末までに実施予定。                      ・メンタルヘルス研修会                      目的：各職場における管理監督者・職場長に部下職員に対するメンタルヘルススキルと健康配慮義務の知識を習得させること、及び一般職員に対してはセルフケアや産業保健制度を解説し理解させること                      日時：平成26年7月31日(木)、平成26年12月8日(月)～12日(金)                      ・コンプライアンス研修会                      目的：法人職員としてコンプライアンスを意識した業務遂行が必須であることを認識させ、職員に一層のコンプライアンス遵守を促すこと                      日時：平成27年3月17日(火)・平成27年6月25日(木)                      ・利益相反に係る研修                      目的：職員対象に利益相反マネージメントを習得させる事により産学官連携活動を適正かつ効率的に推進する                      日時：平成27年2月27日(金)                      ・事務職員財務分析研修                      目的：事務職員に対し、財務分析の必要性や基本を習得させる事により業務のスキルアップを計る                      日時：平成27年2月6日(金)、2月13日(金)                      ・個人情報保護に係る研修                      目的：職員に個人情報の基本的な考え方やルールを習得させる事により漏洩等の事故防止を計る                      日時：平成27年3月30日(月)                      ・事務職員(スキル・ディベロプメント)研修                      目的：事務職員に対する人材育成・能力開発及び業務の改善・効率化を計る                      日時：平成26年7月17日(木)・18日(金)、平成26年9月25日(木)・26日(金)、平成26年10月9日(木)・10日(金)、平成26年11月20日(木)・21日(金)、平成27年1月22日(木)・23日(金)                      ・今後の課題として、引き続き経営改善に必要な知識・技能の取得、病院経営に参画する行動力を身につける及びコンプライアンス遵守のための研修が必要と考えており、事務職員SD研修やコンプライアンス研修については継続して実施する予定。                      ・更に加え研修に加え独法移行時に導入した業績評価制度について、より適切な評価を行うことが出来るよう、評価者及び被評価者を対象とした研修の実施を予定している。</p>	
02 臨床研究事業						
03 診療事業						
04 教育研修事業	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。                      ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。                      ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。                      ・一般管理費(退職手当を除く。)を一層節減する。</p>	2a		<p>効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行い、業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。                      一般管理費(退職手当を除く。)を一層節減する。</p>
05 情報発信事業						

06	一般管理費	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。</li> <li>・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。</li> <li>・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。</li> </ul>	2b	<p>&lt;運営管理&gt; ・業務改善の一環として、経営状況の把握・分析・評価を可能とする体制の確立に向けて、月次決算を実施し経営状況を把握</p> <p>&lt;効率化目標&gt; ○中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15%以上節減する。 ○平成26年度の一般管理費（退職給付費用を除く）は771,408千円となっており、国時代（平成21年度）の770,411千円と比較して97千円（0.1%）増加しているが、移転建替に係る費用の計上、電気料金の値上げ等の要因によるものである。</p> <p>&lt;予算の状況&gt; ・研究事業等の不採算部門にかかる経費の財源として運営費交付金については、平成26年度の額4,316,340千円が平成22年度の5,901,571千円と比して1,585,231千円の削減（▲26.9%）を図ったところ。 ・平成27年度の運営費交付金については3,892,457千円で、前年度4,316,340千円より423,883千円の削減（▲9.8%）となった。また、新たに重点分野（優先課題推進枠）として、「治験・臨床研究推進事業」の予算42,221千円が確保された。</p>	<p>効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行い、業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。</p> <p>一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。</p>
----	-------	----------	----------	--	----	---	---

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
07	業務運営の効率化等	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	1a	<p>○監査室の設置（平成22年4月1日） 内部監査を円滑かつ効果的に推進するため、理事長の下に独立した組織として監査室（監査室長1名、係長1名を配置）を設置し、監事及び会計監査人と連携のうえ、事業年度毎に定めた内部監査計画に基づき、業務の実施、会計処理に関する犯罪、非違及び事故の調査及び処理、コンプライアンスへの対応について、内部監査を実施している。</p> <p>○監査室による内部監査の実施 内部監査計画での重点項目 「契約に関する事項、支払いに関する事項、収入管理に関する事項、債権管理に関する事項、投資効果に関する事項、現金等の管理に関する事項、コンプライアンスの推進に関する事項、個人情報保護に関する事項、医療安全管理に関する事項、給与・勤務時間管理に関する事項、診療報酬管理に関する事項、運営費交付金の管理・執行に関する事項」</p> <p>①書面監査の実施（平成23年7～10月）… 「内部監査指導要領」並びに「内部監査指導要領（コンプライアンス編）」を作成、これに基づき、全部門に対する自己評価チェックリストによる自己評価を行った。 （被監査部門）全14部門（監査項目）平成22年度：996項目、平成23年度：993項目 ②実地監査の実施（平成23年10～11月）… 上記自己評価の結果を踏まえ、諸規程に対する合規制、業務運営の適正性及び効率性を監査するとともに、前回監査指摘事項にかかる改善状況の把握を行った。 （平成22年度）被監査部門：全7部門 ⇒ 主な指摘事項：コンプライアンス上の問題として宿日直勤務、業務委託契約、栄養管理計画書、栄養管理業務の運営、診療エックス線装置使用にかかる管理区域内部統制上の問題として、ファームバンキングにかかる内部統制、文書管理、欄卸実施委員会、窓口における過収納の返還、再審査請求について指摘を行った。 （平成23年度）被監査部門：全8部門 ⇒ 主な指摘事項：特になし。 ③競争的研究資金に関して、「内部監査指導要領（競争的研究資金編）」を作成、これに基づき、該当部門に対し、実地による監査を計画、実施（平成23年8～9月）するとともに、前回監査指摘事項にかかる改善状況の把握を行った。 （平成22年度）監査項目：108項目 ⇒ 主な指摘事項：研究者との関係に関する定め、間接経費にかかる事務、設備等にかかる事務、行動規範、公的研究費調査委員会、防止計画推進部署の設置、経費管理について指摘を行った。 （平成23年度）監査項目：117項目 ⇒ 主な指摘事項：設備等にかかる寄付の受入について指摘を行った。 ④債権・債務残高確認に関して、「取引業者に関する債権・債務残高確認監査実施要領」を作成、これに基づき、取引業者に対し、債権・債務残高の確認（平成23年12月）を行った。 （平成23年度）監査結果：特に問題なし。 ⑤公文書等管理に関して、「内部監査指導要領（公文書等管理編）」を作成、これに基づき、該当部門に対し、実地による監査を計画、実施（平成24年2月）した。 （平成23年度）監査項目：32項目 ⇒ 主な指摘事項：文書の施行、研修について指摘を行った。 ⑥個人情報保護に関して、「内部監査指導要領（個人情報保護編）」を作成、これに基づき、該当部門に対し、実地による監査を計画、実施（平成24年2月）した。 （平成23年度）監査項目：42項目 ⇒ 主な指摘事項：保有個人情報ファイル管理簿について指摘を行った。</p>	

08	取引関係の見直し	22年度から実施	<p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。</p> <p>なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>	2a	<p>○契約方法 一般競争入札を原則として契約を実施。随意契約となるものについては、随意契約見直しの趣旨に則り、適正化を図る。</p> <p>○契約監視委員会による審議実施 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日開議決定）に基づき、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を平成23年3月28日設置。随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。またその取組状況を公表している。</p> <p>・平成26年6月9日 第11回契約監視委員会（審議及び点検事項） ①一者方札・応募事業フォローアップ審議：平成25年度分6件（審議結果）特になし。 ②競争性のない随意契約：平成25年度25件、平成26年度6件（審議結果）「移転事業にかかる基本設計等の支援業務」の随意契約の理由として、基本構想等の専門的知識と継続性を必要とするため、「移転事業にかかるアドバイザー業務」との関連性などの事由により、会計規程第39条第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するとしたが、その前提には、「移転事業にかかるアドバイザー業務」が適切に履行されたか否かを評価することが必要である。今回の案件について随意契約の理由としては問題ないと解する。本来、本件のようなコンサルティング契約については、単に契約上の義務違反がなかったことをもって、適切な履行と判断するのではなく、その業務の質について評価することが必要である。その評価を踏まえて当該相手方以外に履行することができないかどうかを判断することによって「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するかどうかを決すべきである。 ③一者応札・一者応募となった契約：平成25年度22件（審議結果）特になし。</p> <p>・平成26年10月20日 第12回契約監視委員会（審議及び点検事項） ①競争性のない随意契約：平成26年度32件（審議結果）特になし。 ②一者応札・一者応募となった契約：平成26年度3件（審議結果）特になし。 ③落札率100%となった契約：平成26年度5件（審議結果）業者から提出を受ける書類の中で、記載内容を十分に確認する必要があると考えられるものが見受けられた。入札手続全般に言えることであるが、形式上の調達手続きを行うだけでは、ガバナンス上十分とは言えず、必要に応じ、業者に説明を求め、それを記録しておくなど第三者が見ても納得できるよう、実態を考慮した対応をすることで、ガバナンスがより高まるよう調達手続きを進めていただきたい。</p> <p>・平成27年1月19日 第13回契約監視委員会（審議及び点検事項） ①競争性のない随意契約：平成26年度32件（審議結果）特になし。 ②一者応札・一者応募となった契約：平成26年度7件（審議結果）特になし。 ③落札率100%となった契約：平成26年度6件（審議結果）特になし。</p> <p>・平成27年6月8日 第14回契約監視委員会（審議及び点検事項） ①一者応札・応募事業フォローアップ審議：平成26年度分7件（審議結果）包括的な業務委託契約の場合、一部の業務を別契約とすることで複数の業者からの応募が可能となるのではないかと、業務等準備期間については、案件に応じ、応札者に十分配慮した長めの期間を設定するよう努力すること。 ②競争性のない随意契約：平成26年度19件、平成27年度6件（審議結果）特になし。 ③一者応札・一者応募となった契約：平成26年度15件（審議結果）特になし。 ④落札率100%となった契約：平成26年度15件（審議結果）特になし。</p> <p>○契約審査委員会による審議実施 契約に関する重要事項については外部有識者を含む契約審査委員会においてあらかじめ審議を実施した。（22年度実績3回、23年度実績11回、24年度実績15回（定例10、臨時5）、25年度実績12回（定例11、臨時1）、26年度実績13回（定例11、臨時2））</p> <p>【審査内容】 ・契約審査（予定価格1000万円以上、公募型企画競争） ・契約審査（予定価格1000万円未満の契約の内、少額随契約以外の随意契約、前回一社応札の契約、前回落札率100%の契約）※平成23年11月10日以降 ・競争参加資格の拡大 ・四半期毎の取引先別取引額 ・契約事務取扱細則、契約審査実施要領等の見直し ・契約審査案件の結果報告</p> <p>【総長への答申内容】 ・システム導入支援業務について、競争参加資格を緩和すること。 ・賃貸借契約について、費用を他の契約方法と比較した資料を提出すること。 ・一社応札が予想される案件について、今後同じ契約又は類似の契約を実施する場合は、早目に計画を立てて入札を執行し、入札参加者が十分な準備期間を確保出来るよう留意して、一者応札を避けること ・研究機器の保守契約について、使用実績、使用見込、保守・修理実績に基づき、契約の妥当性を検討すること。 ・市民公開講座運営業務委託契約（公募型企画競争）について、効率的・効果的な広報活動の提案に関して仕様書を見直すこと。 ・契約監視委員会に合わせ、少額随契約以外の随意契約、前回一社応札の契約、前回落札率100%の契約についても審査対象とすること。</p> <p>【一者応札・一者応募の改善方策例】 ・入札公告（HP掲載等）の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する ・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない ・業務内容を具体的に分かりやすく記載する ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける。</p>	<p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。</p> <p>なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>
----	----------	----------	--	----	--	--

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	国立精神・神経医療研究センター

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	該当なし。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○平成26年度の一般管理費(退職給付費用を除く)は、497,944千円となっており、国時代(平成21年度)の630,800千円と比べれば、132,856千円(21.1%)削減している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	該当なし。

基本方針の記載

具体的な見直し状況等

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成23年2月24日に外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。

・平成23年3月31日より契約監視委員会を開催しており、平成26年度は4回開催し、各開催日までに契約が締結された調達案件及び入札公告又は契約締結を予定している調達案件(①前回の調達に引き続き、競争性のない随意契約2件、②前回の入札に引き続き、一者応札であったもの44件、③前回の入札に引き続き、落札率100%であったもの25件、④競争性のない随意契約9件、⑤入札結果が一者応札となったもの84件、⑥入札結果が落札率100%となったもの24件)について、点検を行った。

なお、前年度と比較すると競争性のない随意契約及び一者応札の件数が増加しているが、理由として、厚生労働科学研究の一部が「委託事業」となり、研究用材料等をセンターで契約・調達することとなったため、研究の特殊性から競争性のない随意契約及び一者応札の件数が増加した。

○契約審査委員会による審議実施

・公募型企画競争及び予定価格が一定額を超える契約に関する重要事項(契約の方法及び当該方法を採用する理由、経営の効率が見込まれる内容及び見込額、その他)については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議している。原則毎月2回開催し審議を実施。(22年度の開催実績14回、23年度の開催実績11回、24年度の開催実績13回、平成25年度の開催実施12回、26年度の開催実績19回)

・平成26年度は昨年度に引き続き、契約監視委員会の意見を踏まえ次のとおり実施している。

－契約締結状況について、契約締結日から72日以内に公表し、四半期毎に検証結果等を契約審査委員会に報告している。

－取引業者別の支払額を四半期毎に契約審査委員会に諮っている。

－HP上に公表されている随意契約について、随意契約によることとしたより具体的な理由及び契約業者選定理由を記載している。

－随意契約事由別の区分表を当センターの指針として作成し、運用している。

－機器の保守契約について、機器購入と保守を含めた応札を採用し、コストセーブを図っている。

【一者応札・一者応募の改善方策例】

・入札公告(HP掲載等)の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する

・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない

・業務内容を具体的に分かりやすく記載する

・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする

・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける。

【契約実績】

・平成22年度実績

(金額ベース)

一般競争等2,182,781千円(87.5%)、競争性のない随意契約311,405千円(12.5%)

(件数ベース)

一般競争等188件(85.8%)、競争性のない随意契約31件(14.2%)

・平成23年度実績

(金額ベース)

一般競争等6,230,500千円(96.7%)、競争性のない随意契約211,291千円(3.3%)

(件数ベース)

一般競争等214件(93.0%)、競争性のない随意契約16件(7.0%)

・平成24年度実績

(金額ベース)

一般競争等3,142,692千円(97.4%)、競争性のない随意契約84,320千円(2.6%)

(件数ベース)

一般競争等215件(95.6%)、競争性のない随意契約10件(4.4%)

・平成25年度実績

(金額ベース)

一般競争等3,098,557千円(96.1%)、競争性のない随意契約124,443千円(3.9%)

(件数ベース)

一般競争等202件(95.3%)、競争性のない随意契約10件(4.7%)

・平成26年度実績

(金額ベース)

一般競争等2,514,544千円(98.4%)、競争性のない随意契約40,246千円(1.6%)

(件数ベース)

一般競争等223件(92.9%)、競争性のない随意契約17件(7.1%)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p><b>② 契約に係る情報の公開</b></p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○基本方針に基づき発出された「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)を踏まえ、入札公告等を通じて入札参加業者へ周知を行う等、適切な取組を行っている(平成27年7月1日現在において、該当案件なし)。</p>
<p><b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p><b>④ 調達の見直し</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○契約事務の合理化、効率化及びスケールメリットによる価格低減を図ることを目的として、これまでも医薬品等について6NC全体で共同入札を実施してきた。さらに、平成24年6月には国立病院機構、労働者健康福祉機構を加えた8法人で医薬品の共同入札を行った。平成27年7月から引き続き医薬品の共同入札を実施している。平成27年10月からの検査試薬の共同入札についても、参加予定である。</p> <p>○平成27年4月に、事務消耗品(コピー用紙)を対象とした6NC(4法人参加)での共同購入を実施した。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○一定額以上の契約案件について、外部有識者を含む契約審査委員会で審議し、仕様書の点検・見直し等を行ったうえで、研究の目的に従い、可能な限り複数者が入札参加できる仕様としている。</p> <p>○調達物の性質、使用期間、価格等から、購入又はリースによる調達の検討を行い、調達している。また、他の医療機関が保有する機器を借用し臨床研究を行う等、機器の共同利用等を行っている。</p> <p>○価格調査に当たっては、従来より関係機関及びインターネット等で購入実績のある機関への価格照会、納入実績証明、複数業者からの参考見積等を確認し、適正な価格の把握に努めている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○今後、公共サービス改革法対象事業の選定作業を踏まえ、必要に応じて検討や取組を行う。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○医薬品においては、平成24年度より2年間、さらなるスケールメリットの効果を見込み、他のNCのみならず、国立病院機構や労働者健康福祉機構労災病院とも共同入札を実施している。(平成24年4月入札公告)</p> <p>また、平成25年11月より国立病院機構本部での価格交渉においてセンターも価格交渉に参加し、506品目について引下げにつなげた。</p> <p>○医療機器の購入時に機器の保守契約を含めた入札を行うことにより、業務の効率化、コストの削減を図った。</p> <p>○一部医療機器の保守契約について、フルメンテナンスから、部分保守に切り替えることにより、コストの削減を図った。</p>
<p><b>4. 人件費・管理運営の適正化</b></p> <p><b>① 人件費の適正化</b></p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき、法人のHPIにおいて公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○平成27年度以降、給与水準については、監事による監査を行い、厚生労働大臣が評価を行う際に、研究開発に関する審議会の意見を聴くこととしている。</p>
<p><b>② 管理運営の適正化</b></p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○法定外福利厚生費は、職員の労働安全衛生法に基づく健康診断経費及び、業務に伴う感染防止を目的としたワクチン接種のほか、厚生労働省の基準に準じて作成した職員及び職員の家族の弔電供花の内規により運用している。 ○給与振込経費は、国に準じた取り扱いとしており原則1口座制としている。また、取引銀行選定時における条件の一つとして、給与振込料についても考慮した。 ○海外出張旅費にかかる規定は、国に準じて整備し、実費支弁の原則から航空代金、宿泊費は領収書等の添付を求めている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○事業費等の所要額については、年度計画作成時に各事業毎に必要な経費の精査を行い、所要額の積算を行っている。</p>

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 監査室の設置と内部監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査室の設置によりガバナンス体制を強化するとともに、内部統制充実のため内部監査計画書に基づき財務、会計及びコンプライアンス等について監事(公認会計士)と監査室合同による監査(実地監査、書面監査)を実施。</li> <li>・実地監査として「廃棄物処理(H26.4.28)、知的財産(特許)の維持管理状況(H26.5.21)、PCソフトの契約状況(H26.5.21)、諸規程の整備状況(H26.7.14)、内部監査実施状況及び実施計画の聴取(H26.7.16)、診療報酬の管理(H26.8.20)、旅費及びタクシー乗車券の管理状況(H26.9.12)、役員報酬及び職員給与の支給状況(H26.10.24)、医業未収金の管理状況(H26.11.5)、研究費の支出及び管理状況(H26.11.26)、固定資産の管理状況(H26.12.9)、法人文書の管理状況(H26.12.18)、債権債務の管理状況(H27.2.26)」について監査を行い、改善を要する事項について指摘している。</li> </ul> <p>また、書面監査として庶務、人事、財務、診療報酬、コンプライアンス等に関する事項についての自己評価項目の見直しを行い、自己評価チェックリストによる自己点検を実施(平成26年10月1日)し、実務担当者への業務取組方、ポイント等の再認識を図っている。</p> <p>○ 監査法人(新日本有限責任監査法人)による監査の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査法人との連携により内部統制評価、期中、期末監査を実施し諸規程等に対する合規性、業務運営の適正性及び効率性、財務報告の信頼性などの充実強化に努めている。</li> </ul>
<p><b>5. 自己収入の拡大</b></p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ TMCに設置したビジネスデベロップメント室を中心に研究成果の市場性や特許出願の可能性についてのマーケティング、企業へのアプローチを積極的に行った。IPSN(知的財産戦略ネットワーク)のマッチングシステム等を利用して、積極的にパートナーリングを行っている。必要に応じて秘密保持契約(NDA)を締結し、情報を開示して共同研究契約締結などに向けた取り組みを行った。センター内に設けた職務発明委員会において、案件の状況に応じた様々なパターンでの知財の活用方法(特許出願・放棄、企業との共同出願、出願前部分譲渡、出願せずライセンス契約締結等)や事業化について引き続き様々な検討を行った。</p> <p>○センター内に設けた職務発明委員会では、案件の状況に応じた様々なパターンでの知財の活用方法(特許出願・放棄、企業との共同出願、出願前部分譲渡、出願せずライセンス契約締結等)を検討し、事業化に向けた様々な検討を行った。</p> <p>○特許等の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度の特許出願件数11件 (うちPCT出願2件)</li> <li>・平成24年度の特許出願件数15件 (うちPCT出願4件)</li> <li>・平成25年度の特許出願件数16件 (うちPCT出願3件)</li> <li>・平成26年度の特許出願件数24件 (うちPCT出願4件)</li> </ul>
<p><b>6. 事業の審査、評価</b></p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○研究開発費による研究課題等については、外部の専門家で構成される以下の評価委員会を設置し、事前・中間・事後の評価を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名称 精神・神経疾患研究開発費評価委員会</li> <li>・導入時期 平成22年より</li> <li>・評価者 清水 輝夫 帝京大学医学部 教授 楠 進 近畿大学医学部神経内科 教授 高橋 良輔 京都大学大学院医学研究科臨床神経学 教授 加藤 進昌 昭和大学附属烏山病院 病院長 池淵 恵美 帝京大学医学部精神神経科 教授 橋本 俊頭 徳島赤十字ひのみね総合療育センター 園長 高嶋 幸男 柳川療育センター 施設長 佐藤 美幸 厚生労働省医政局医療経営支援課長 田原 克志 厚生労働省健康局疾病対策課長 富澤 一郎 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長</li> <li>・評価の実績 学術的観点による評価、行政的観点による評価、研究開発費の適正な執行を行う上での問題点、倫理上の問題点等を評価している。</li> </ul>

## 基本方針の記載

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

## 具体的な見直し状況等

○ 研究課題については、外部の専門家で構成される評価委員会の意見を聴取したうえで決定している。3年間の研究成果が乏しい研究課題については、主任研究者及び研究課題の変更を実施した。

○ 研究課題、評価方法及び各研究課題の研究報告書等についてホームページ上で公表している。なお、具体的内容は、研究目的、研究方法・結果・考察、結論、研究発表、知的所有権の出願・取得状況、自己評価である。

No.	51	所管	厚生労働省	法人名	国立精神・神経医療研究センター
-----	----	----	-------	-----	-----------------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。</li> <li>・業務改善に積極的に取り組む人材を養成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。</li> <li>・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。</li> </ul>	2a	<p>&lt;人員体制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事務部門</li> <li>・事務部門について組織の見直しを行い、総務部、企画経営部、財務経理部の3部体制とする等、効率的・効果的な運営体制を実現。さらに効率的・効果的な運営を行うため、平成24年度に事務職員6名の退職後不補充とし、平成25年度も事務職員1名の退職後不補充として、更なる効率化を図った。</li> <li>平成26年度には、診療情報管理士について、診療報酬上の上位施設基準の取得や一般病棟入院基本料7:1の施設基準の維持及び新しい中長期目標で求められた臨床評価指標の策定に携わってもらうため、従来の診療録管理業務を見直して委託人員を合理化した上で常勤化した。</li> <li>○ガバナンス体制</li> <li>・理事会、企画戦略室及び監査室の設置により、ガバナンス体制を強化した。</li> <li>・企画戦略室に2名の専任職員を配置し、センターの運営改善等に資する企画立案の取り組みを行っている。また、センターの広報活動をより推進するため企画戦略室の下に広報グループを整備し、広報体制を強化している。</li> <li>・病院部門については、特命副院長2名（診療、経営及び地域連携、情報、感染症・合併症対策担当）を配置し、体制を強化している。</li> <li>○職員教育</li> <li>以下のとおりスキルアップ研修等を実施し、職員の意識改革を实行</li> <li>・事務職員実務研修・・・担当する実務概要を発表させることで、担当者における情報の概括並びに発表能力を養成した。（平成24年10月2日、11月28日、平成25年2月1日、3月29日、5月30日、11月6日）</li> <li>・コンプライアンス研修・・・倫理に即して、公正かつ公平な業務遂行能力を養成した（平成25年2月20日、平成26年3月13日、平成27年2月27日）</li> <li>・接遇研修・・・患者様の目線に立ったサービス提供を行うことを目的とした。（平成24年11月2日、平成25年11月7日）</li> <li>・問題解決力強化研修・・・個々の能力向上を養成する。（平成25年7月5、6日、平成26年2月7、8日）</li> <li>・プレゼンテーションスキル向上研修・・・個々の能力向上を養成する。（平成26年9月5、6日）</li> <li>・アンガーマネジメント研修・・・個々の能力向上を養成する。（平成27年2月13、14日）</li> <li>&lt;運営管理&gt;</li> <li>・病院経営の改善に資するよう、毎月1回、月次決算の分析・報告や各部門からの改善事項の提案等を行う会議を開催している。</li> <li>・診療情報の一元管理及びチーム医療の推進、病院業務で発生するオーダーの電子化による業務の効率化を図るため電子カルテシステムを導入し、業務の効率化に継続的に取り組んでおり、クリティカルパスの紙運用から電子パスへの移行、端末機器の配置計画の見直しによる利用率の向上に取り組んだ。</li> <li>&lt;効率化目標&gt;</li> <li>○中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15%以上節減する。</li> <li>・平成26年度の一般管理費（退職給付費用を除く）は、497,944千円となっており、国時代（平成21年度）の630,800千円と比べれば、132,856千円（21.1%）削減している。</li> <li>&lt;予算の状況&gt;</li> <li>・平成27年度の運営費交付金については、全体で対前年度417,922千円の削減（▲9.7%）となった。また、新たに「優先課題推進枠」として、「治験・臨床研究推進事業」の予算71,135千円が確保された。</li> </ul>	引き続き業務運営の効率化に努めてまいります。
02 臨床研究事業						
03 診療事業						
04 教育研修事業						
05 情報発信事業						
06 一般管理費						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
07	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	1a	<p>○監査室の設置と内部監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査室の設置によりガバナンス体制を強化するとともに、内部統制充実のための内部監査計画書に基づき財務、会計及びコンプライアンス等について監事（公認会計士）と監査室合同による監査（実地監査、書面監査）を実施。</li> <li>・実地監査として「旅費、タクシー券の管理（平成23年9月21日）、公的研究費及び特許にかかる維持管理（平成23年10月12日）、新規固定資産の実査（平成23年11月7日）、債権管理、診療報酬管理（平成23年11月24日）、個人情報保護の管理、任用、給与、服務（平成23年12月13日）、年度計画進捗状況（平成24年2月1日）、取引業者の債権債務確認調査（平成24年1月16日）」について監査を行い、改善を要する事項について指摘している。</li> <li>・また書面監査として庶務、財務、会計、診療報酬管理、医療安全管理及びコンプライアンス等に関する事項について、自己評価チェックリストによる自己点検を実施（平成24年1月11日）し、実務担当者への業務取組方、ポイント等の再認識を図っている。</li> <li>○監査法人（新日本有限責任監査法人）による監査の実施。</li> <li>・監査法人との連携により内部統制評価、期中、期末監査を実施し諸規程等に対する合規性、業務運営の適正性及び効率性、財務報告の信頼性などの充実強化に努めている。</li> </ul>	
08	業務運営の効率化等 取引関係の見直し	22年度から実施	<p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。</p> <p>なお、契約に関する重要事項については、役員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>	2a	<p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、平成23年2月24日に外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。またその取組状況を公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年3月31日より契約監視委員会を開催しており、</li> <li>・平成26年度は4回開催し、各開催日までに契約が締結された調達案件及び入札公告又は契約締結を予定している調達案件（①前回の調達に引き続き、競争性のない随意契約2件、②前回の入札に引き続き、一者応札であったもの44件、③前回の入札に引き続き、落札率100%であったもの25件、④競争性のない随意契約9件、⑤入札結果が一者応札となったもの84件、⑥入札結果が落札率100%となったもの24件）について、点検を行った。なお、前年度と比較すると競争性のない随意契約及び一者応札の件数が増加しているが、理由として、厚生労働科学研究の一部が「委託事業」となり、研究用材料等をセンターで契約・調達することとなったため、研究の特殊性から競争性のない随意契約及び一者応札の件数が増加した。</li> </ul> <p>○契約審査委員会による審議実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募型企画競争及び予定価格が一定額を超える契約に関する重要事項（契約の方法及び当該方法を採用する理由、経営の効率が見込まれる内容及び見込額、その他）については、役員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議している。原則毎月2回開催し審議を実施。（22年度の開催実績14回、23年度の開催実績11回、24年度の開催実績13回、25年度の開催実績12回、26年度の開催実績19回）</li> <li>・平成26年度は昨年度に引き続き、契約監視委員会の意見を踏まえ次のとおり実施している。</li> <li>－契約締結状況について、契約締結日から72日以内に公表し、四半期毎に検証結果等を契約審査委員会に報告している。</li> <li>－取引業者別の支払額を四半期毎に契約審査委員会に諮っている。</li> <li>－HP上に公表されている随意契約について、随意契約によることとしたより具体的な理由及び契約業者選定理由を記載している。</li> <li>－随意契約事由別の区分表を当センターの指針として作成し、運用している。</li> <li>－機器の保守契約について、機器購入と保守を含めた応札を採用し、コストセーブを図っている。</li> </ul> <p>【一者応札・一者応募の改善方策例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札公告（HP掲載等）の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する</li> <li>・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない</li> <li>・業務内容を具体的に分かりやすく記載する</li> <li>・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする</li> <li>・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける。</li> </ul>	引き続き契約の適正化に努めてまいります。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	国立国際医療研究センター

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	該当なし。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○平成26年度の一般管理費(退職給付費用を除く)は、640,756千円となっており、国時代(平成21年度)の783,408千円と比べれば、142,652千円(18.2%)削減している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	該当なし。

3. 取引関係の見直し  
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○契約方法  
・一般競争入札を原則として契約を実施。随意契約となるものについては、随意契約見直しの趣旨に則り、適正化を図る。

○契約審査委員会による審議実施  
・契約に係る重要事項は、外部委員、監事等で構成する契約審査委員会を毎月開催し、審議を実施。  
【前年度に引き続き2年連続して一者応札・一者応募にかかる改善方策】  
・本来の契約の内容において、随意契約とすべきものは随意契約とし、一般競争入札とすべきものは競争条件を十分検討し、実質的な競争が可能となるよう努力すること。  
・契約から履行開始までの準備期間を十分確保し、事後点検の結果、講ずることとした措置を確実に実施すること。

○契約監視委員会による審議実施  
・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を平成22年12月9日設置し、平成26年度は2回審議を実施。

・平成26年度第1回の契約監視委員会を平成26年7月28日に開催し、平成25年12月から平成26年5月までに締結した契約のうち、競争性のない随意契約37件、対象期間の調達において、2年連続で一者応札・一者応募となった契約18件、一般競争契約等の案件のうち、対象期間の契約において落札率が100%であったもの、又は締結した契約の落札率が100%となった契約13件について点検等を実施した。点検等の結果、随意契約の37件は、審引引き続き随意契約によらざるを得ないものであるものと判断された。また、対象期間の調達において、2年連続で一者応札・一者応募となった18件について、このうち、院内総合滅菌管理業務については、他の業者の応札が何故ないのかを探るためにも、滅菌業界がどのようになっているのサーチして次回報告することとなった。落札率100%になった契約13件について、このうち、12件の在宅医療機器の賃貸借契約は、入札の結果、落札率が100%となったが、患者からの自己負担金や診療報酬から費用を回収できるものの、さらに経費節減を図るべく調達コストを下げる努力が出来ないのか、また調達コストが下げられない性格のものであるならば契約方式を見直すべきではないかとの意見があった。

・第2回の契約監視委員会を平成27年1月27日に開催し、平成26年6月から11月までに締結した契約のうち、競争性のない随意契約24件、対象期間の調達において、2年連続で一者応札・一者応募となった契約1件について点検等を実施した。点検等の結果、随意契約の24件は、審引引き続き随意契約によらざるを得ないものであるものと判断された。平成25年度と平成26年度の当センターと他のNCの随意契約と競争契約の年間割合について、次回の委員会で報告を求めることとなった。また、2年連続で一者応札・一者応募案件となった特高受変電設備及び中央監視制御装置定期点検については、他の業者にも門戸を広げて競争を促すべきであり、新規に参入する可能性のある業者があるのか、同業他社(業界)の状況、他NCの状況等を調査して、次回委員会にて報告を求めることとなった。

なお、前年度と比較して、随意契約の件数が増えた理由としては、医療機器等の故障に対し、緊急に修理を行う必要等の事案が生じたためである。

<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る</p>	<p>【契約実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度実績 (金額ベース) 一般競争 11,822,534千円(87.2%)、競争性のない随意契約 1,739,717千円(12.8%) (件数ベース) 一般競争 432件(83.9%)、競争性のない随意契約 83件(16.1%)</li> <li>・平成23年度実績 (金額ベース) 一般競争 19,579,910千円(92.9%)、競争性のない随意契約 1,506,903千円(7.1%) (件数ベース) 一般競争 380件(86.8%)、競争性のない随意契約 58件(13.2%)</li> <li>・平成24年度実績 (金額ベース) 一般競争入札 15,350,562千円(95.0%)、競争性のない随意契約 813,425千円(5.0%) (件数ベース) 一般競争入札 341件(89.0%)、競争性のない随意契約42件(11.0%)</li> <li>・平成25年度実績 (金額ベース) 一般競争入札 13,286,921千円(93.2%)、競争性のない随意契約 969,193千円(6.8%) (件数ベース) 一般競争入札 397件(87.6%)、競争性のない随意契約 49件(12.4%)</li> <li>・平成26年度実績 (金額ベース) 一般競争入札 8,557,031千円(85.3%)、競争性のない随意契約 1,473,897千円(14.7%) (件数ベース) 一般競争入札 333件(82.2%)、競争性のない随意契約 72件(17.8%)</li> </ul>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p><b>② 契約に係る情報の公開</b></p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○基本方針に基づき発出された「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)を踏まえ、入札広告等を通じて入札参加業者へ周知を行う等、適切な取組を行っている(平成27年7月1日現在において、該当案件なし)。</p>

<p><b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p><b>④ 調達の見直し</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 医薬品については、契約事務の合理化、効率化及び契約単位を増やすことによるスケールメリットを活かし、医薬品の価格低減を図ることを目的として、平成24年度より6NC並びにNHOとの共同入札を実施しており、平成27年度からは、労災病院も含めて共同入札を実施している。 ○ 医療材料や、一般消耗品、医事業務委託等の一部については、センター病院と国府台病院、場合によっては看護大学を含めて、共同入札による契約を継続している。 ○ 事務消耗品の一部については、在京のNCとの共同購入を実施しており、今後は、節減効果の高い共同入札について検討している。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 研究機器等、研究所に関する機器については、研究所共通機器委員会において仕様要件等について審議を実施。また、外部委員、監事等で構成する契約審査委員会を開催し競争性、公正性及び透明性について審査を実施。 ○ 調達方式については、リース方式が割安の場合はリースとしている。 ○ 調達に当たっては、近隣施設へ価格照会等を行い適正価格の把握を実施。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 今後、公共サービス改革法対象事業の選定作業を踏まえ、必要に応じて検討や取り組みを行う。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 公共サービス改革分科会において、取りまとめられた「公共サービス改革プログラム」に基づき、①新規取引業者の参入(新規取引業者を参入させるためホームページに掲載し呼びかけを行っている)、②医療機器導入時に保守を含めた調達等、新たな方策により経費の削減を図っている。</p>
<p><b>4. 人件費・管理運営の適正化</b></p>	
<p><b>① 人件費の適正化</b></p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	

<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき、HP上で公表を行っている。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○平成27年度以降、給与水準については、監事による監査を行い、厚生労働大臣が評価を行う際に、研究開発に関する審議会の意見を聴くこととしている。</p>
<p><b>② 管理運営の適正化</b></p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○法定外福利厚生費は、職員の労働安全衛生法に基づく健康診断経費及び、業務に伴う感染防止を目的としたワクチン接種のほか、厚生労働省の基準に準じて作成した職員及び職員の家族の弔電供花の内規により運用している。 ○給与振込経費は、国に準じた取り扱いとしており原則1口座制としている。また、取引銀行選定時における条件の一つとして、給与振込料についても考慮した。 ○海外出張旅費にかかる規定は、国に準じて整備し、実費支弁の原則から航空代金、宿泊費は領収書等の添付を求めている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○事業費等の所要額については、年度計画作成時に各事業毎に必要な経費の精査を行い所要額の積算を行っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○監査室による内部監査の実施 平成22年4月からガバナンスの強化、組織の活性化を目指し、理事会、監査室、企画戦略室、コンプライアンス室を設置 戸山地区、国府台地区、清瀬地区の3事業場を対象とし、平成25年度の内部監査結果を踏まえ平成26年度の内部監査計画において重点監査項目を策定し、前回監査の指摘事項に対する改善状況、諸規程に対する準拠性、業務運営の適正性及び効率性について監査を実施した。また、一部については事前の予告なしに実施する「抜き打ち」監査を実施した。</p> <p>1)重点監査項目 ① 外部資金による研究費の経理に関する事項 ② 外部資金による研究費により購入した備品等の納品状況及び検収に関する事項(抜き打ち) ③ 物品・役務等の契約に関する事項(抜き打ち) ④ 旅費の経理に関する事項(抜き打ち) ⑤ 債権管理(患者未収金の収入督促)及び請求漏れ対策に関する事項 ⑥ 固定資産の管理に関する事項 ⑦ 保有個人情報の管理に関する事項 ⑧ 法人文書の管理に関する事項 ⑨ 研究ガイドライン(実験系)に基づく実験ノートに関する事項(抜き打ち) ⑩ 治験関係書類の外部倉庫への保管委託業務について(抜き打ち) ②及び③については、概ね適正に管理・手続きがされているとの監査結果であった。 ①については、事業場によっては管理が十分でないところがあるとの指摘であった。 ④～⑧及び⑩については、一部管理が適正でないところが見受けられたとの指摘であった。 ⑨については、一部の研究者(研究部)について管理が十分でないとの指摘であった。</p>

5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○看護大学の授業料等については、看護系大学等民間の水準等を考慮した適正な負担となるよう取り組んでいる。  (直近の授業料等の改定)  入学料 平成14年度に、5,000円引き上げ、282,000円とした。  授業料 平成18年度に、15,000円引き上げ、535,800円/年とした。  (現在の授業料等の金額)  入学料 学部、研究課程ともに、282,000円  授業料 学部、研究課程ともに、535,800円/年</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○知財開発室長、知財管理事務担当の2人の専任担当者を配置し、職務発明の特許性の有無や出願戦略、出願済特許のオフィスアクション(拒絶理由通知)への対応、ライセンス契約への戦略などの体制を構築した。  ○オフィスアクションへの対応、諸外国への特許申請など節目ごとに、ワーキンググループによる会議又は決裁により、法人における保有の必要性を審議、評価を実施した。  ○特許等の実績  ・平成22年度の特許出願件数4件  ・平成23年度の特許出願件数21件  ・平成24年度の特許出願件数25件  ・平成25年度の特許出願件数32件  ・平成26年度の特許出願件数7件  ・平成26年度においては、2,893千円の収入があった。  (22年度実績 45千円、23年度実績 222千円、24年度実績1,082千円、25年度実績707千円)</p>

6. 事業の審査、評価

<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○研究開発費による研究課題等については、外部の専門家で構成される国際医療研究開発費評価委員会を平成22年4月1日に設置し、事前・中間・事後の評価を行い、採択・継続すべき研究課題を決定している。平成25年度は、応募件数47件のうち25件を採択。平成26年度は、応募件数46件のうち23件を採択。平成27年度は、応募件数39件のうち22件を採択した。また、事後評価の結果が芳しくない研究者には、新規研究課題を採択しないよう、事後・事前の委員会の結果に関する情報共有を通じ、連携を行っているところ。</p> <p>&lt;事前評価委員会委員&gt;  遠藤弘良(東京女子医科大学国際環境・熱帯医学講座教授)、丸井英二(人間総合科学大学人間科学部教授)、三砂ちづる(津田塾大学国際関係教授)、田代順子(聖路加看護大学国際看護学教授)、加藤誠也(結核予防会結核研究所副所長)、金井要(独立行政法人国際協力機構人間開発部技術審議役)、佐藤美幸(厚生労働省医政局医療経営支援課長)、井内雅明(厚生労働省大臣官房国際課長)以上、国際医療協力研究分野。木村哲(東京医療保健大学大学院学長)、小池和彦(東京大学大学院医学系研究科内科学専攻消化器内科学教授)、岩本安彦(東京女子医科大学糖尿病センター長)、吉倉廣(国立感染症研究所名所所員)、加来浩平(川崎医科大学糖尿病内分泌科教授)、松岡雅雄(京都大学ウイルス研究所所長)、佐藤美幸(厚生労働省医政局医療経営支援課長)、以上、疾病研究分野。</p> <p>&lt;中間・事後評価委員会委員&gt;  遠藤弘良(東京女子医科大学国際環境・熱帯医学講座教授)、中村安秀(大阪大学大学院人間科学研究科教授)、三砂ちづる(津田塾大学国際関係教授)、中野貴司(川崎医科大学臨床医学系小児科学教室教授)、田代順子(聖路加看護大学国際看護学教授)、石川信克(結核予防会結核研究所所長)、金井要(独立行政法人国際協力機構人間開発部技術審議役)、佐藤美幸(厚生労働省医政局医療経営支援課長)、井内雅明(厚生労働省大臣官房国際課長)以上、国際医療協力研究分野。滝口雅文(熊本大学エイズ学研究センター長)、市田隆文(湘南東部総合病院病院長)、渥美義仁(永寿総合病院糖尿病臨床研究センター長)、福井次矢(聖路加国際病院院長)、綿田裕孝(順天堂大学大学院代謝内分泌内科学教授)、佐藤美幸(厚生労働省医政局医療経営支援課長)、以上、疾病研究分野。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○研究課題の採択の可否については外部の専門家で構成される事前評価委員会の意見を聴取したうえで決定しており、採択された研究課題の進捗状況は、外部の委員からなる中間評価委員会で、毎年評価している。成果が上がらない研究については、研究計画の中止もしくは研究費の減額を行っている。なお、各評価委員会で聴取した意見については、今後の研究に役立たせるようフィードバックをしている。</p> <p>○研究報告書等をホームページで公表している。</p> <p>○研究部門の最終評価については、外部の専門家を含む事後評価委員会において、原則として3年ごとに実施され、評価結果を公開することとしている。</p>

No.	52	所管	厚生労働省	法人名	国立国際医療研究センター
-----	----	----	-------	-----	--------------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。</li> <li>・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。</li> <li>・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。</li> </ul>	2a	<p>&lt;人員体制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事務部門</li> <li>・平成22年4月の独立行政法人移行に伴い事務部門を、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部体制とし効果的・効率的な運営体制を整備した。この4部体制による権限と責任の明確化による相互牽制と効率的運営に取り組むとともに、加えて、平成24年4月に統括事務部を設置し、事務部門全体を俯瞰した効果的・効率的な連携、総合調整等のセンター全体の事務機能を強化し、より一層の効率的な業務運営に取り組んでいる。</li> <li>○ガバナンス体制</li> <li>・理事会によるセンター運営の重要事項の審議・決定、運営会議によるセンターの効率的・効果的な業務運営、監査室による内部監査や各種委員会等の参加など適切なガバナンス体制による法人運営に取り組んでいる。</li> <li>・コンプライアンス研修の実施など職員の法令遵守意識の向上に取り組んだ。</li> <li>○職員教育</li> <li>・職員の意識改革として、以下の取り組みを実施</li> </ul> <p>①職員を対象に権利化推進セミナーを実施（平成26年8月25日）</p> <p>②清瀬地区において、コンプライアンスと個人情報保護について職員を対象に研修を実施（平成26年8月25日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアパスや専門的な資格取得などセンター運営に資する職員能力開発に係る職員教育体制の構築を引き続き検討</li> </ul>	<p>更に、患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供に向けて取り組む。</p> <p>更に、効率的な業務運営を推進する。</p>
02 臨床研究事業						
03 診療事業						
04 教育研修事業						
05 情報発信事業						
06 国際協力事業						
07 看護大学校事業						
08 一般管理費						
					<p>&lt;運営管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月次決算を引き続き実施し、理事会、運営会議、センター管理会議等において分析結果を報告、経営改善策等の検討や取り組みを実施。</li> </ul> <p>&lt;効率化目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15%以上節減する。</li> <li>・平成26年度の一般管理費（退職給付費用を除く）は、640,756千円となっており、国時代（平成21年度）の783,408千円と比べれば、142,651千円（18.2%）削減している。</li> </ul> <p>&lt;予算の状況&gt;</p> <p>研究事業等の不採算部門にかかる経費の財源として平成27年度の運営費交付金については、対前年度584,219千円の削減（▲10.2%）、対前々年度では1,181,515千円の削減（▲20.6%）となった。</p>	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
09	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	1a	<p>○監査室の設置と内部監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年4月からガバナンスの強化、コンプライアンスの確保を推進するため、理事会、監査室、コンプライアンス室を設置</li> <li>・監査室による内部監査を実施</li> </ul> <p>&lt;22年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①国から承継した固定資産（物品）の管理について</li> <li>②競争的研究資金による研究費の経理について</li> <li>③物品・役務等の契約について</li> <li>④保有個人情報の管理を重点項目とし実施</li> </ul> <p>①と③については、概ね適正に管理・手続きがなされている旨の監査結果であったが、②と③については、管理や業務体制に十分でない面が見受けられるとする旨の指摘し、その後状況をフォローし改善を行った。</p> <p>&lt;23年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①外部資金による研究費等の経理に関する事項</li> <li>②固定資産の管理に関する事項</li> <li>③保有個人情報の管理に関する事項</li> <li>④旅費の経理に関する事項</li> <li>⑤公的研究費の業者預け金及び取引業者の債権・債務に関する事項</li> <li>⑥法人文書の管理に関する事項</li> </ul> <p>を重点項目とし、前回監査の指摘事項に対する取組状況を踏まえ実施</p> <p>①～③については、概ね適正に管理・手続きがなされている旨の監査結果であったが、④と⑥については、管理や業務体制が十分でない面が見受けられるとする旨の指摘をし、その後の状況をフォローし改善を行った。⑤については、適正に管理・取引されていた。</p>	
10	業務運営の効率化等	22年度から実施	<p>取引関係の見直し</p> <p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。</p> <p>なお、契約に関する重要事項については、役員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>	2a	<p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び監事等で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。またその取組状況を公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約に係る重要事項は、外部委員、監事等で構成する契約審査委員会を毎月開催し、審議を実施。</li> <li>・平成26年度第1回の契約監視委員会を平成26年7月28日に開催し、平成25年12月から平成26年5月までに締結した契約のうち、競争性のない随意契約37件、対象期間の調達において、2年連続で一者応札・一者応募となった契約18件、一般競争契約等の案件のうち、対象期間の契約において落札率が100%であったもの、又は締結した契約の落札率が100%となった契約13件について点検等を実施した。点検等の結果、随意契約の37件は、審引き続き随意契約によらざるを得ないものであるものと判断された。また、対象期間の調達において、2年連続で一者応札・一者応募となった18件について、このうち、院内総合減菌管理業務については、他の業者の応札が何故ないのかを探るためにも、滅菌業界がどのようになっているのサーチして次回報告することとなった。落札率100%になった契約13件について、このうち、12件の在宅医療機器の賃貸借契約は、入札の結果、落札率が100%となったが、患者からの自己負担金や診療報酬から費用を回収できるものの、さらに経費節減を図るべく調達コストを下げる努力が出来ないのか、また調達コストが下げられない性格のものであるならば契約方式を見直すべきではないかの意見があった。</li> <li>・第2回の契約監視委員会を平成27年1月27日に開催し、平成26年6月から11月までに締結した契約のうち、競争性のない随意契約24件、対象期間の調達において、2年連続で一者応札・一者応募となった契約1件について点検等を実施した。点検等の結果、随意契約の24件は、審引き続き随意契約によらざるを得ないものであるものと判断された。平成25年度と平成26年度の当センターと他のN.Cの随意契約と競争契約の年間割合について、回目の委員会で報告を求めることとなった。また、2年連続で一者応札・一者応募案件となった特高受変電設備及び中央監視制御装置定期点検については、他の業者にも門戸を広げて競争を促すべきであり、新規に参入する可能性のある業者があるのか、同業他社（業界）の状況、他N.Cの状況等を調査して、次回委員会にて報告を求めることとなった。</li> </ul> <p>なお、前年度と比較して、随意契約の件数が増えた理由としては、医療機器等機器の故障に対し、緊急に修理を行う必要等の事案が生じたためである。</p> <p>【前年度に引き続き2年連続して一者応札・一者応募であった入札案件にかかる改善方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本来の契約の内容において、随意契約とすべきものは随意契約とし、一般競争入札とすべきものは競争条件を十分検討し、実質的な競争が可能となるよう努力すること。</li> <li>・契約から履行開始までの準備期間を十分確保し、事後点検の結果、講ずることとした措置を確実に実施すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本来の契約の内容において、随意契約とすべきものは随意契約とし、一般競争入札とすべきものは競争条件を十分検討し、実質的な競争が可能となるよう努力すること。</li> <li>・契約から履行開始までの準備期間を十分確保し、事後点検の結果、講ずることとした措置を確実に実施すること。</li> </ul>

## 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	国立成育医療研究センター

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	該当なし。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○平成26年度の一般管理費(退職給付費用を除く)は、492,088千円となっており、国時代(平成21年度)の643,473千円と比べれば、151,384千円(23.5%)削減している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	

<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p><b>3. 取引関係の見直し</b> ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成23年4月1日に外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。</p> <p>・平成26年度は委員会を4回開催し、①競争性のない随意契約、②一般競争入札等の契約案件のうち、一者応札・一者応募について契約の競争性を確保するための改善方策の妥当性、③一般競争入札等の契約案件のうち、落札率が100%であったものについて、予定価格の設定に関する妥当性等について審議を実施している。随意契約については、その相手以外からは購入することが出来ない等の「やむを得ない理由」や「競争の余地がない」ものであった。また、2年連続で一者応札・応募になった案件については、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」を用いた審議を行い、入札参加条件見直しの検討や業務等準備期間の十分な確保など、一者応札・一者応募案件の改善を図っている。</p> <p>○契約審査委員会による審議実施 契約に関する重要事項については外部有識者を含む契約審査委員会において、必要の都度あらかじめ審議を実施した。平成26年度は19回開催し、計108件について審議を実施した。主な指摘事項として、競争性のない契約として審議に掛けられた案件について、より詳細で明解な随意契約の理由書を作成する、一般競争入札において特定の業者に限定されないことがないように仕様書に一般名で記載するなどの改善を図った。</p>

<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。(つづき)</p>	<p>【一者応札・一者応募の改善方策例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札公告(HP掲載等)の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する</li> <li>・官公庁等の業務実績などの必要性が低い入札参加要件を設定しない</li> <li>・仕様書は、業務内容を具体的に分かりやすく記載する</li> <li>・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする</li> <li>・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける</li> </ul> <p>【契約実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度実績 (金額ベース) 一般競争等6,392,731千円(68.8%)、競争性のない随意契約2,904,339千円(31.2%) (件数ベース) 一般競争等153件(79.3%)、競争性のない随意契約40件(20.7%)</li> <li>・平成23年度実績 (金額ベース) 一般競争等5,772,380千円(84.4%)、競争性のない随意契約1,070,815千円(15.6%) (件数ベース) 一般競争等213件(78.0%)、競争性のない随意契約60件(22.0%)</li> <li>・平成24年度実績 (金額ベース) 一般競争等4,804,715千円(71.5%)、競争性のない随意契約1,891,285千円(28.3%) (件数ベース) 一般競争等181件(68.0%)、競争性のない随意契約83件(31.2%)</li> <li>平成25年度実績 (金額ベース) 一般競争等6,093,849千円(67.1%)、競争性のない随意契約2,994,464千円(32.9%) (件数ベース) 一般競争等174件(54.9%)、競争性のない随意契約143件(45.1%)</li> <li>平成26年度実績 (金額ベース) 一般競争等6,757,524千円(88.1%)、競争性のない随意契約917,045千円(11.9%) (件数ベース) 一般競争等239件(69.7%)、競争性のない随意契約104件(30.3%)</li> </ul>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	

<b>② 契約に係る情報の公開</b>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○基本方針に基づき発出された「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)を踏まえ、入札広告等を通じて入札参加業者へ周知を行う等、適切な取組を行っている(平成27年7月1日現在において、該当案件なし)。</p>
<b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<b>④ 調達の見直し</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○契約事務の合理化、効率化及びスケールメリットによる価格低減を図ることを目的として、これまでも医薬品等について国立病院機構との共同入札に参加してきた。さらに、24年6月には国立病院機構、労働者健康福祉機構を加えた8法人で医薬品の共同入札を実施した。27年7月からも引き続き医薬品の共同入札を実施している。</p> <p>○平成27年4月からは、事務消耗品を対象とした在京4NCでの共同入札を実施し、今後品目数を増やしていく予定である。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア)調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ)調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ)価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○一定額以上の契約については、施設・医療機器等整備委員会により仕様書の見直し等を審査した。</p> <p>○調達方式については、リース方式が割安の場合はリース方式としている。</p> <p>○医療器械及び研究機器の購入にあたっては、他の医療機関及び研究機関に購入実績を照会するとともに、市場価格調査も参考に適正な価格の把握に努めた。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○今後、公共サービス改革法対象事業の選定作業を踏まえ、必要に応じて検討や取組を行う。</p>
<p>○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○公共サービス改革プログラムに基づき、①これまでNCと国立病院機構で行っていた共同調達を労働者健康福祉機構の病院を含めて行う事により業務の効率化とスケールメリットの拡大により経費の削減を図っている。②システム、機器等導入時に保守を含めた調達等、新たな方策により経費の削減を図っている。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき、法人のHPIにおいて公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○平成27年度以降、給与水準については、監事による監査を行い、厚生労働大臣が評価を行う際に、研究開発に関する審議会の意見を聴くこととしている。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	○法定外福利厚生費は、職員の労働安全衛生法に基づく健康診断経費及び、業務に伴う感染防止を目的としたワクチン接種のほか、厚生労働省の基準に準じて作成した職員及び職員の家族の弔電供花の内規により運用している。 ○給与振込経費は、国に準じた取り扱いとしており原則1口座制としている。また、取引銀行選定時における条件の一つとして、給与振込料についても考慮した。 ○海外出張旅費にかかる規定は、国に準じて整備し、実費支弁の原則から航空代金、宿泊費は領収書等の添付を求めている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	○事業費等の所要額については、年度計画作成時に各事業毎に必要な経費の精査を行い、所要額の積算を行っている。

<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ガバナンスの強化、コンプライアンスの確保を推進するため、理事会、コンプライアンス室、監査室を組織し体制整備を行っている。  ○監査室は、監事及び会計監査人と連携し、事業年度毎に定めた内部監査計画に基づき内部監査を実施している。  平成26年度においては、①外部資金による研究費等の経理に関する事項(平成26年7～9月)、②契約に関する事項(平成27年6月)、③法人文書の管理に関する事項(平成26年12月～平成27年1月)、④内部統制に関する事項(平成27年1～2月)、⑤印章の管理に関する事項(平成26年12月～平成27年1月)、⑥資金の管理に関する事項(平成27年6月)について内部監査を実施した。  監査の結果は、外部資金研究費に関する規程等及び不正防止計画の改善等を監査対象箇所に通知し、改善を進めている。</p>
<p><b>5. 自己収入の拡大</b></p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○知的財産を取り扱う部署として、知財・産学連携室を設置し、相談支援並びに管理について各部門と連携を図りながら研究成果や生物資源等を知的財産に結び付けるための体制を構築した。  ○知財に詳しい弁理士を外部専門委員として委嘱し、メールによる相談ホットラインを整備する等、相談体制の充実を図るとともに、研究所ならびに臨床研究センター内の研究グループに対し、ヒアリングを実施した。  ○職務発明の審査手順を明確にし手順書を作成するとともに、創造・保護・活用というわが国における知的財産政策の3つの柱を盛り込んだ、知的財産ポリシーの原案を作成した。  ○特許等の実績  ・平成22年度の特許出願件数2件  ・平成23年度の特許出願件数6件  ・平成24年度の特許出願件数7件  ・平成25年度の特許出願件数7件  ・平成26年度の特許出願件数7件  ・平成26年度においては、特許を受ける権利等の実施許諾により、379千円の収入があった。(22年度実績 94千円、23年度実績 90千円、24年度実績 621千円 25年度実績 261千円)</p>

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○ 研究開発費による研究課題等については、適切な運営を図るため平成26年4月運営委員会を設置し、運営委員会の下に、平成26年4月外部の専門家で構成される評価部会を設置し、中間・事後の評価を行った。

・名称： 成育医療研究開発費評価部会

・導入時期： 平成26年度

・評価者氏名(所属)：

小澤 敬也(東京大学医科学研究所)

清野 透(国立がん研究センター)

高橋 孝雄(慶応義塾大学)

飯島 一誠(神戸大学)

山縣 然太郎(山梨大学)

栗山 進一(東北大学)

呉 繁夫(東北大学)

大須賀 穰(東京大学)

平家 俊男(京都大学)

・評価の実績： 平成22年度／39課題、平成23年度／47課題、平成24年度／56課題、平成25年度／53課題、平成26年度／58課題についてそれぞれ評価を行い、採否と配分額を決定する根拠とした。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○ 研究課題の決定については、外部の専門家を含んだ運営委員会の意見を聴取したうえで決定することとしている。競争的資金による研究との差別化を図るため、成育医療研究開発事業の意義や運営体制を見直し、研究の評価については、プログラムディレクター、プログラムオフィサーを含む運営委員会と外部の評価委員のみによる評価部会で行うこととした。

○ 研究課題、研究報告書等についてはホームページで公表している。

○ 研究部門の評価については、外部の専門家を含む評価委員会において、原則として2年ごとに実施され、評価委員名、評価の方法等を含め、ホームページで公開している。

・「成育医療研究開発費」に相応しくない(評価の低い)課題は廃止

・評価の際、統合したほうがより成果が期待できる関連性のある課題に対して計画の再考を指示

No.	53	所管	厚生労働省	法人名	国立成育医療研究センター
-----	----	----	-------	-----	--------------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。</li> <li>・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。</li> <li>・一般管理費（退職手当を除く。）を一層削減する。</li> </ul>	2a	<p>&lt;人員体制&gt;  ○事務部門  ・事務部門については、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部体制とし、責任の明確化を図るとともに効率的・効果的な運営体制を整備。  ○副院長複数制  ・適切かつ効率的なセンター運営に資するため、特命事項を担う副院長複数制を強化し、「入院診療（除周産期）・医療の質」、「教育・研究・外来診療」、「経営・財務」、「医療安全・感染制御・MEセンター」、「看護・環境整備」の5人体制とした。  ○ガバナンス体制  ・理事会、執行役員会議、企画戦略室及び監査室等の設置によりガバナンス体制を強化  ○職員教育  ・理事長及び理事による、全職場を対象としたヒアリングを実施し、職員の意識改革を図り、現状の問題点の解決策を検討。  ・センターの理念と基本方針の実現に向けた「職員の行動宣言」を制定し周知を図った。  ・センター職員には厳しい社会規範や高い倫理観が要求されるが行動規範として「コンプライアンスマニュアル」を制定し周知を図った。  ○その他  ・（習熟、合同）簿記研修（対象 事務職 内容 簿記全般、独法会計基準等）延べ8時間 47名  ・消費税研修（全2回）（対象 事務職 内容 消費税の仕組みと課税仕入区分等）延べ3時間 52名  ・個人情報保護に関するセミナー（対象 全職員 内容 個人情報の保護及び情報セキュリティについて）延べ1.5時間 128名  ・感染対策研修（全5回）（対象 全職員 内容 正しい手洗い・方法・タイミング）延べ5時間 915名  ・ハラスメント研修（全3回）（対象 管理職職員 内容 管理職のためのハラスメント研修）延べ3時間 148名</p> <p>&lt;運営管理&gt;  ○各種会議の場で全職員に対しセンターの経営状況を説明し、経営状況の認識及び経営意識の向上を図るとともに、提案された経営改善策を検討・実施している。</p> <p>&lt;効率化目標&gt;  ○中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15%以上節減する。  ・平成26年度の一般管理費（退職給付費用を除く）は、492,088千円となっており、国時代（平成21年度）の643,473千円と比べれば、151,384千円（23.5%）削減している。</p> <p>&lt;予算の状況&gt;  ・運営費交付金については、平成26年度と比して総額（3,250,882千円）では対前年度336,361円（▲9.4%）減額となっている。  減額となった主な理由は、既存事業において事業費及び人件費を削減〔392,033千円（▲10.9%）〕したことによるもの。</p>	引き続き組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するための取組を実施する。
02 臨床研究事業						
03 診療事業						
04 教育研修事業						
05 情報発信事業						
06 一般管理費						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
07	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	1a	<p>○ガバナンスの強化、法令遵守の徹底等を目的にコンプライアンス室及び監査室等を設置した。</p> <p>○監査室による科研費等補助金の無作為抽出モニタリング内部監査を平成23年7月から10月にかけて実施した。</p> <p>研究費経理事務マニュアルに則って各支出費目ごとの経理事務が適切に行われているか証拠書類の確認及び経理担当者へのヒアリングを行っている。</p> <p>監査の結果として、①研究費被雇用者の勤務時間管理②物品費にかかる納品書の日付記入③旅費にかかる旅行命令簿の作成④研究代表者の分担研究者への経理事務指導の周知・徹底等について改善の要請を行った。</p>	
08	業務運営の効率化等	取引関係の見直し	22年度から実施	2a	<p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、平成23年4月1日に外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。またその取組状況を公表している。</p> <p>・平成26年度は委員会を4回開催し、①競争性のない随意契約、②一般競争入札等の契約案件のうち、一者応札・一者応募について契約の競争性を確保するための改善策の妥当性、③一般競争入札等の契約案件のうち、落札率が100%であったものについて、予定価格の設定に関する妥当性等について審議を実施している。随意契約については、その相手以外からは購入することが出来ない等の「やむを得ない理由」や「競争の余地がない」ものであった。また、2年連続で一者応札・応募になった案件については、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」を用いた審議を行い、入札参加条件見直しの検討や業務等準備期間の十分な確保など、一者応札・一者応募案件の改善を図っている。</p> <p>○契約審査委員会による審議実施</p> <p>契約に関する重要事項については外部有識者を含む契約審査委員会において、必要の都度あらかじめ審議を実施した。平成26年度は19回開催し、計108件について審議を実施した。</p> <p>主な指摘事項として、競争性のない契約として審議に掛けられた案件について、より詳細で明解な随意契約の理由書を作成する、一般競争入札において特定の業者に限定されることがないように仕様書に一般名で記載するなどの改善を図った。</p> <p>【一者応札・一者応募の改善方策例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札公告（HP掲載等）の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する</li> <li>・官公庁等の業務実績などの必要性が低い入札参加要件を設定しない</li> <li>・仕様書は、業務内容を具体的に分かりやすく記載する</li> <li>・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする</li> <li>・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける</li> </ul>	引き続き随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施し、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	国立長寿医療研究センター

(平成27年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	該当なし。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○平成26年度の一般管理費(退職給付費用を除く)は、358,763千円となっており、国時代(平成21年度)の453,466千円と比べれば、94,703千円(20.9%)削減している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	該当なし。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	該当なし。

3. 取引関係の見直し  
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、

・平成26年度は契約監視委員会を次のとおり開催し、審議・点検を受けた。

(1)第1回契約監視委員会(平成26年6月17日開催)

- ・競争性のない随意契約 7件
- ・前回1者応札又は落札率100% 0件
- ・結果、1者応札又は落札率100% 4件

(2)第2回契約監視委員会(平成26年9月16日開催)

- ・競争性のない随意契約 5件
- ・前回1者応札又は落札率100% 0件
- ・結果、1者応札又は落札率100% 4件

(3)第3回契約監視委員会(平成26年12月2日開催)

- ・競争性のない随意契約 3件
- ・前回1者応札又は落札率100% 0件
- ・結果、1者応札又は落札率100% 7件

(4)第4回契約監視委員会(平成27年3月4日開催)

- ・競争性のない随意契約 19件
- ・前回1者応札又は落札率100% 3件
- ・結果、1者応札又は落札率100% 5件

○契約審査委員会による審議実施

契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議している。

具体的には、一定額以上の契約については、外部委員を含む直接契約に関与しない職員で構成される契約審査委員会に諮り、審議・承認を経て、適正な調達手続きの確保し透明性の確保、競争性を図っている。

【一者応札・一者応募の改善方策例】

- ・入札公告(HP掲載等)の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する
- ・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない
- ・業務内容を具体的に分かりやすく記載する
- ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする
- ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける。

<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。(つづき)</p>	<p>【契約実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度実績 (金額ベース) 一般競争1,906,650千円(73.0%)、競争性のない随意契約706,490千円(27.0%) (件数ベース) 一般競争等138件(63.6%) 競争性のない随意契約79件(36.4%)</li> <li>・平成23年度実績 (金額ベース) 一般競争2,924,404千円(78.5%)、競争性のない随意契約800,588千円(21.5%) (件数ベース) 一般競争等162件(73.0%) 競争性のない随意契約60件(27.0%)</li> <li>・平成24年度実績 (金額ベース) 一般競争2,574,511千円(75.6%)、競争性のない随意契約826,088千円(24.4%) (件数ベース) 一般競争等176件(75.8%) 競争性のない随意契約56件(24.2%)</li> <li>・平成25年度実績 (金額ベース) 一般競争2,141,275千円(72.7%)、競争性のない随意契約805,208千円(27.3%) (件数ベース) 一般競争等155件(75.2%) 競争性のない随意契約51件(24.8%)</li> <li>・平成26年度実績 (金額ベース) 一般競争1,999,266千円(72.3%)、競争性のない随意契約767,197千円(27.7%) (件数ベース) 一般競争等162件(81.0%) 競争性のない随意契約38件(19.0%)</li> </ul>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	

<b>② 契約に係る情報の公開</b>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○基本方針に基づき発出された「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)を踏まえ、入札広告等を通じて入札参加業者へ周知を行う等、適切な取組を行っている(平成27年7月1日現在において、該当案件なし)。</p>
<b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<b>④ 調達の見直し</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○契約事務の合理化、効率化及びスケールメリットによる価格低減を図ることを目的として、25年度は引き続き医薬品等について6NCの他、国立病院機構及び労働者健康福祉機構を加えた8法人で医薬品の共同入札を実施した。平成26年7月から引き続き医薬品の共同入札を実施している。</p> <p>○現在、事務消耗品を対象とした6NC全体での共同購入について検討を行っている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○仕様書の策定等にあたっては、複数の職員で構成される仕様書策定委員会や機種選定委員会などの各種委員会において決定している。</p> <p>○研究機器だけに限らず、使用目的、頻度を踏まえ、調達におけるリース契約、購入契約等を比較し、採用している。</p> <p>○原則一般競争入札であることの徹底、予定価格の適正な積算等を遵守しており、他の機関に対し価格照会を行ない、その結果をもとに価格交渉を実施するなど、適正な価格の把握に努めている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○今後、公共サービス改革法対象事業の選定作業を踏まえ、必要に応じて検討や取組を行う。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○公共サービス改革分科会において、取りまとめられた「公共サービス改革プログラム」に基づき、①共同購入の参加施設の増加、②医療機器等導入時に保守を含めた調達等、新たな方策により経費の削減を図っている。</p>

<b>4. 人件費・管理運営の適正化</b>	
<b>① 人件費の適正化</b>	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき、法人のHPにおいて公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○平成27年度以降、給与水準については、監事による監査を行い、厚生労働大臣が評価を行う際に、研究開発に関する審議会の意見を聴くこととしている。
<b>② 管理運営の適正化</b>	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	○法定外福利厚生費は、職員の労働安全衛生法に基づく健康診断経費及び、業務に伴う感染防止を目的としたワクチン接種のほか、厚生労働省の基準に準じて作成した職員及び職員の家族の弔電供花の内規により運用している。 ○給与振込経費は、国に準じた取り扱いとしており原則1口座制としている。また、取引銀行選定時における条件の一つとして、給与振込料についても考慮した。 ○海外出張旅費にかかる規定は、国に準じて整備し、実費支弁の原則から航空代金、宿泊費は領収書等の添付を求めている。

<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○事業費等の所要額については、年度計画作成時に各事業毎に必要な経費の精査を行い、所要額の積算を行っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○22年度より内部統制部門である監査室を設置し、独自の内部監査及び会計監査人、監事と連携してセンター業務における監査、指導を行った。</p> <p>平成26年事業年度</p> <p>○内部監査(実地監査、書面監査)を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実地監査として、固定資産管理細則に基づく備品管理状況(平成26年10月16日)、法人文書文書管理に関する事項(平成26年10月17日)、診療報酬の管理について(平成26年10月20、21日)、公的研究費管理状況の妥当性(平成26年10月22、23日)、情報セキュリティに関する事項(平成26年12月11日)、請求漏れ対策に関する事項(平成27年1月13、14日)、医業未収金の管理に関する事項(平成27年3月10日)</li> <li>・書面審査、コンプライアンスの視点に基づく業務全般を網羅した内部監査指導要領による自己点検</li> </ul> <p>○監査法人による監査の実施(平成26年度:35日実施)</p> <p>&lt;監査の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「契約」、「支払」、「収入管理」、「債権管理」、「現金等の管理」、「固定資産の実査の検証」「小口現金及び切手類の管理」に関する事項を重点監査事項に定め、実施。</li> <li>・26年度末 実査・立ち会い・残高確認の実施</li> </ul> <p>&lt;監査結果&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査結果を担当部署へフィードバックし、適正に処理するよう指導</li> <li>・厚生労働科学研究費補助金と文部科学省科学研究費補助金の執行について書類監査およびその是正</li> </ul>
<p><b>5. 自己収入の拡大</b></p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○受託研究規程を見直し、受託しやすい環境を整備することで共同研究の推進を図っている。</p> <p>知的財産の活用については、産学連携による研究を推進することにより、活用できる知的財産の創出に努めていく。なお、特許申請、特許放棄等については、職務発明等規程に定められた手続きに則って行われるものであり、外部有識者を含めた職務発明審査委員会による審議を経て行っているところである。</p> <p>○特許等の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度の特許出願件数 17件</li> <li>・平成23年度の特許出願件数 9件</li> <li>・平成24年度の特許出願件数 11件</li> <li>・平成25年度の特許出願件数 5件</li> <li>・平成26年度の特許出願件数 9件</li> </ul>

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○ 研究開発費による研究課題等については、外部の専門家で構成される評価委員会を設置し、事前・中間・事後の評価を行っている。  
 委員会の名称: 長寿医療研究開発費評価委員会  
 導入時期: 平成22年4月  
 委員名簿:  
 (任期) 自 平成26年 4月 1日  
 至 平成28年 3月31日  
 (専門委員: 平成27年7月1日現在)  
 石黒 直樹 名古屋大学医学部附属病院病院長(整形外科学)  
 磯 博康 大阪大学教授(公衆衛生学)  
 井藤 英喜 東京都健康長寿医療センター 理事長  
 岩坪 威 東京大学大学院医学系研究科教授(神経病理学)  
 梅澤 明弘 国立成育医療研究センター研究所生殖医療研究部長  
 岩本 俊彦 国際医療福祉大学塩谷病院高齢者総合診療科部長(老年病学)  
 太田 秀樹 およま城北クリニック院長  
 垣添 忠生 日本対がん協会会長(終末期医療)  
 金川 克子 特定非営利活動法人いしかわ在宅支援ねっと 理事長(地域看護学)  
 後藤 百万 名古屋大学医学部附属病院副病院長(泌尿器科学)  
 才藤 栄一 藤田保健衛生大学教授(リハビリテーション医学)  
 高橋龍太郎 東京都健康長寿医療センター研究所副所長(社会科学系)  
 武田 雅俊 大阪大学教授(精神医学)  
 樋口 輝彦 国立精神・神経医療研究センター総長  
 村山 繁雄 東京都健康長寿医療センター高齢者ブレインバンク研究部長  
 山内 繁 NPO支援技術開発機構 理事長  
 山崎 章郎 ケアタウン小平クリニック院長  
 (行政委員: 平成27年7月1日現在)  
 佐藤 美幸 厚生労働省医政局医療経営支援課長  
 北島 智子 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長  
 迫井 正深 厚生労働省老健局老人保健課長  
 評価委員会の開催実績: 平成22年7月12日、平成23年2月23日、平成24年3月22日、平成25年3月13日、平成26年3月5日、平成27年3月11日

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○ 研究課題については外部の専門家で構成される評価委員会の意見を聴取したうえで新規課題の選定及び研究課題継続の可否を決定している。  
 ○ 研究課題及び評価方法等についてホームページ上で公表している。  
 ホームページ上には、平成20年度からの研究開発費にかかる、課題番号、研究課題、研究代表者を公表し、各研究課題の研究報告書(研究目的、研究方法、研究結果、考察、結論、研究発表、知的財産権の出願・登録状況)を公開している。  
 ○ 3年計画の課題については2年目に研究企画委員会にて中間評価を行い、中間評価の点数が低い課題については当該課題を中止とする場合や、主任研究者にヒアリングを行い研究計画を立て直させるなどの対応をしている。

No. 54	所管 厚生労働省	法人名 国立長寿医療研究センター
--------	----------	------------------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。</li> <li>・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。</li> <li>・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。</li> </ul>	2a	<p>&lt;人員体制&gt;            ○事務部門            ・事務部門については、組織の見直しを行い、総務部、企画経営部、財務経理部の3部体制とする等、効率的・効果的な運営体制を構築。            ○ガバナンス体制            ・ガバナンス体制については、理事会、企画戦略室及び監査室を設置により強化。理事会においては、外部理事・監事（弁護士、公認会計士）による専門的な見地から内部統制が働く体制を構築。            ・企画戦略室を設置し、当センターにおける企画立案・調整を組織横断的に統括する体制を構築。さらに、企画経営部には、特に経営戦略に関する分析部門を設け、経営の安定、組織の活性化を目指し、さらに、病院経営や知財管理に精通した有識者を「総長特任補佐」として任用し、外部からセンター運営について助言を得る体制を整え、更なる組織の活性化に向けた取組を実施。            ○職員教育            ①外部講師による会計研修を開催した。平成27年2月に全職員向けの個人情報保護研修を行い、個人情報取扱の重要性と流失等の事案がもたらす経営上への影響に対する職員意識を高めた。            ・会計実務担当者を対象とした会計研修（研修実績 平成26年3月4日）            ②外部研修に参加し、その内容について伝達講習を実施した。あずさ監査法人が開催した「決算留意事項セミナー」に参加し、その内容を院内事務職員に対し伝達講習を実施した。            ・独立行政法人における決算留意事項の研修（研修実績 平成26年3月25日（伝達講習実施日））            ③センター内職員による研修を開催し、事務処理能力の向上に努めた。            ・事務職員を対象とした契約業務、医療訴訟等に係る留意事項等の研修（研修実績 平成25年12月18日、平成26年1月22日、1月31日（計3回））</p> <p>&lt;運営管理&gt;            ・毎月次決算の制度を導入し、センターの財政状況を確認するとともに、早期に課題の把握とその対応が可能とする体制を構築。特に病院部門については、各診療科長以上による早期月例会議を実施し、課題の共有化を推進し、経営改善を実施。            ・病院活性化対策、省エネ対応の啓発等を行い、職員意識の涵養に努めるとともに、外部委託契約等の継続契約についても、徹底した競争入札を実施。            &lt;効率化目標&gt;            ○中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15%以上節減する。            ・平成26年度の一般管理費（退職給付費用を除く）は、358,763千円となっており、国時代（平成21年度）の453,466千円と比べれば、94,703千円（20.9%）削減している。            &lt;予算の状況&gt;            平成27年度の運営費交付金については、2,752,049千円であり、平成26年度と比べ305,539千円の削減となった。これにより、平成25年度から平成26年度で対前年比▲12.1%、平成26年度から平成27年度で対前年比▲9.9%となり、運営費交付金に頼らない業務運営となりつつある。</p>	継続して業務運営の効率化を計る
02 臨床研究事業						
03 診療事業						
04 教育研修事業						
05 情報発信事業						
06 一般管理費						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
07	業務運営の効率化等 内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	1a	<p>○22年度より内部統制部門である監査室を設置し、独自の内部監査及び会計監査人、監事と連携してセンター業務における監査、指導を行った。</p> <p>平成26年事業年度</p> <p>○内部監査（実地監査、書面監査）を実施</p> <p>・実地監査として、固定資産管理細則に基づく備品管理状況（平成26年10月16日）、法人文書管理に関する事項（平成26年10月17日）、診療報酬の管理について（平成26年10月20、21日）、公的研究費管理状況の妥当性（平成26年10月22、23日）、情報セキュリティに関する事項（平成26年12月11日）、請求漏れ対策に関する事項（平成27年1月13、14日）、医業未収金の管理に関する事項（平成27年3月10日）</p> <p>○監査法人による監査の実施（平成26年度：35日実施）</p> <p>&lt;監査の内容&gt;</p> <p>・「契約」「支払」「収入管理」「債権管理」「現金等管理」「固定資産の実査の検証」「小口現金及び切手類の管理」に関する事項を重点課題として監査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計書類に関する取引の流れや証拠書類に関するサンプル調査</li> <li>・情報セキュリティ等の管理を調査</li> <li>・23年度末 実査・立ち会い・残高確認の実施</li> </ul> <p>&lt;監査結果&gt;</p> <p>監査結果を担当部署へフィードバックし、適正に処理するよう指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診断書の長期未渡しについて、毎月モニタリングするよう指導</li> <li>・固定資産管理プレートの貼付の徹底</li> <li>・棚卸しマニュアルの徹底</li> </ul> <p>・厚生労働科学研究費補助金と文部科学省科学研究費補助金の執行について書類監査およびその是正</p> <p>&lt;監査の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出伝票の確認・・・購入関係・見積書・納品書・請求書の確認</li> <li>・検収体制の確認</li> <li>・旅費・・・旅費支給額の確認、出勤簿の確認、出張伺い及び復命書の確認、添付書類の確認</li> <li>・謝金・・・出勤簿確認、作業内容確認、給与計算確認、給与台帳確認</li> </ul> <p>&lt;監査結果&gt;</p> <p>未収金に対して督促計画、マニュアルの整備を依頼。</p> <p>②書面監査・・・コンプライアンスの視点に基づく業務全般を網羅した内部監査指導要領による自己点検</p>	

08	業務運営の効率化等	取引関係の見直し	22年度から実施	<p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。</p> <p>なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>	2a	<p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。またその取組状況を公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度は契約監視委員会を次のとおり開催し、審議・点検を受けた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第1回契約監視委員会（平成26年 6月17日開催） <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争性のない随意契約・・・・・・・・・・7件</li> <li>・前回1者応札又は落札率100%・・・・・・・・0件</li> <li>・結果、1者応札又は落札率100%・・・・・・4件</li> </ul> </li> <li>(2) 第2回契約監視委員会（平成26年9月 16日開催） <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争性のない随意契約・・・・・・・・・・5件</li> <li>・前回1者応札又は落札率100%・・・・・・・・0件</li> <li>・結果、1者応札又は落札率100%・・・・・・4件</li> </ul> </li> <li>(3) 第3回契約監視委員会（平成26年12月2日開催） <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争性のない随意契約・・・・・・・・・・3件</li> <li>・前回1者応札又は落札率100%・・・・・・・・0件</li> <li>・結果、1者応札又は落札率100%・・・・・・7件</li> </ul> </li> <li>(4) 第4回契約監視委員会（平成27年 3月4日開催） <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争性のない随意契約・・・・・・・・・・19件</li> <li>・前回1者応札又は落札率100%・・・・・・3件</li> <li>・結果、1者応札又は落札率100%・・・・・・5件</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>○契約審査委員会による審議実施  契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議している。  具体的には、一定額以上の契約については、外部委員を含む直接契約に関与しない職員で構成される契約審査委員会に諮り、審議・承認を経て、適正な調達手続きの確保し透明性の確保、競争性を図っている。</p> <p>【一者応札・一者応募の改善方策例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札公告（HP掲載等）の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する</li> <li>・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない</li> <li>・業務内容を具体的に分かりやすく記載する</li> <li>・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする</li> <li>・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける。</li> </ul>	継続して業務運営の効率化を計る
----	-----------	----------	----------	--	----	---	-----------------